

第三次 東大和市 環境基本計画 (素案)

令和 9(2027)年度 ➡ 令和 18(2036)年度



目 次

I	計画の基本的事項	1
1	計画の目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1
4	計画の対象地域	2
5	計画の推進主体	2
6	計画の構成	3
II	市の環境の現状と課題	4
1	世界的な環境の動き	4
2	国や都の動き	5
3	第二次東大和市環境基本計画の進捗状況の評価・点検	6
	(1) 環境指標の達成状況	6
	(2) 目標未達成の理由	7
4	市の環境の現状	9
	(1) 地球温暖化対策	9
	(2) 気候変動の影響	11
	(3) 自然環境	13
	(4) ごみの排出	19
	(5) 公害の状況	22
	(6) 都市農業	25
	(7) 環境教育・啓発	26
	(8) 市民・事業者の参画	31
5	市の環境の課題	34
	(1) 課題の整理	34
	(2) これからの重要な課題とそれらへの対応	37
	(3) 市の環境を考えるためのステージ	38

Ⅲ 環境の将来像と施策体系.....	39
1 未来への方向性.....	39
2 【将来像】と【基本目標】.....	40
Ⅳ 基本目標の施策.....	41
基本目標1 地球環境.....	41
施策1-1 省エネの取組推進.....	42
施策1-2 再エネの導入推進.....	43
施策1-3 脱炭素型都市づくりの推進.....	43
施策1-4 気候変動への適応.....	44
基本目標2 自然環境.....	45
施策2-1 狭山丘陵の保全と活用.....	46
施策2-2 自然とふれあう空間づくり.....	47
施策2-3 市全域の生態系の保全.....	47
基本目標3 まちの環境.....	48
施策3-1 廃棄物の削減.....	49
施策3-2 暮らしやすく安全な生活環境づくり.....	50
施策3-3 都市農業の推進.....	50
基本目標4 教育・連携.....	51
施策4-1 環境教育.....	52
施策4-2 市民、事業者、団体等との協働・連携.....	52
Ⅴ 重点プロジェクト.....	53
1 重点プロジェクトのねらい.....	53
2 重点プロジェクトのイメージ.....	53
3 実現に向けた具体的な取組.....	54
Ⅵ 未来の環境のためにできること.....	55
1 市民の方がとりくめる環境配慮行動.....	55
2 事業者の方がとりくめる環境配慮行動.....	57

VII 計画の推進体制と進行管理.....	59
1 推進体制.....	59
2 進行管理.....	60

資料編.....	資-1
1 用語解説.....	資-2
2 東大和市環境基本条例.....	資-4
3 第三次東大和市環境基本計画策定の経過.....	資-7
(1) 東大和市環境保全審議会	資-7
(2) 第三次東大和市環境基本計画策定本部会議	資-7
(3) その他	資-8
4 東大和市環境保全審議会.....	資-9
5 第三次環境基本計画策定本部.....	資-11
6 データ集.....	資-13

I 計画の基本的事項

1 計画の目的

環境基本計画は、市の条例に基づき、市立狭山緑地を中心とした狭山丘陵の豊かな自然を守り、将来の世代まで安心して暮らせる「持続可能な社会」を市民・事業者・行政が協力して実現していくための大切な道しるべとなるものです。

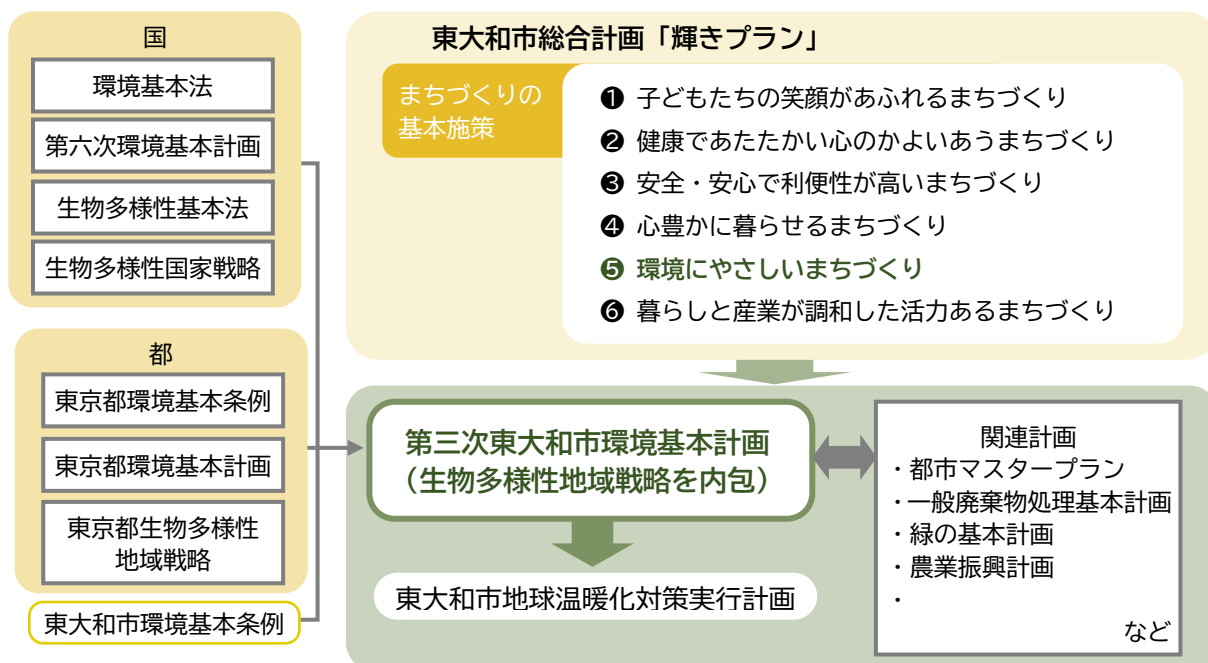
気候変動や生物多様性などの課題に対応するため、具体的な目標や取組の方向性を定め、市全体の環境を守りながら、環境の変化にも適応していくための施策を、総合的かつ計画的に進めていくことを大きな目的としています。

2 計画の位置付け

市の最上位計画「輝きプラン」が掲げる「環境にやさしいまちづくり」を具体化するもので、都市計画や廃棄物、緑化など各分野の計画と連携しながら進めていくための基盤となる計画です。

地球温暖化対策から身近な水・緑の保全まで幅広くカバーし、地域の多様な生き物を守る「生物多様性地域戦略」としての役割も兼ね備えた、環境に関する基本の計画となります。

■計画の位置付け



3 計画の期間

計画の期間は令和9（2027）年度から令和18（2036）年度までの10年間とします。

4 計画の対象地域

環境基本計画の対象地域は東大和市全域とします。

生物多様性地域戦略の対象地域は市内の狭山丘陵地及び野火止用水と野火止緑地の樹林地を有する歴史環境保全地域（以下「野火止用水」という。）とします。

また、市立狭山緑地及び二ツ池公園を生物多様性地域戦略の重点地域に指定します。



5 計画の推進主体

計画の推進主体は、市の環境に関わる「市民」「事業者」「市」の三者となります。

計画の推進に向けて、それぞれが下記をはじめとする環境に配慮した行動を実施していくことが求められます。



市民

- ・環境のことに関心をもって理解を進めます。
- ・ごみの分別など、できることから始めます。
- ・環境にやさしい商品を選ぶようにします。
- ・緑地の保全活動やまちの清掃活動など、環境保全の活動に参加します。



事業者

- ・脱炭素化の取組など目標をもって進めます。
- ・公害発生の防止や環境負荷の低減に努めます。
- ・環境負荷の低減のための取組を発信します。
- ・市や市民等と連携して環境保全に取り組みます。



市

- ・法に基づく総合的な施策を策定・推進します。
- ・生物多様性を保全するための施策を策定・推進します。
- ・市の施設を中心に環境保全の取組を推進します。
- ・市民、事業者が活動できる環境を整えます。

6 計画の構成

本計画の構成を以下に示します。

I 計画の基本的事項 (p. 1～3)

計画の目的、位置付け、期間、対象地域、推進主体及び構成を示します。

↓
基本的事項を踏まえ、現状把握すべき項目や考えや意見を聞き取るべき主体を精査して調査を実施し、結果を整理

II 市の環境の現状と課題 (p. 4～38)

市を取り巻く国内外の情勢把握や、第二次環境基本計画の評価と点検、市の現状把握を行ったうえで、市の環境の課題を示します。

↓
第二次計画策定時からの市内外の状況変化の把握を元に、第三次計画で反映すべき課題を整理し、それを踏まえ環境の将来像を導出

III 環境の将来像と施策体系 (p. 39～40)

1 未来への方向性

市の今後の環境の取組の方向性を示します。

2 【将来像】と【基本目標】

市の目指す将来像とその実現に向けて取り組んでいくための4つの基本目標を示します。

↓
将来像の実現のためにそれぞれの主体が実施すべき取組を整理

市が主体

IV 基本目標の施策 (p. 41～52)

4つの基本目標それぞれについて、目標を達成するための、施策の具体的内容や基本目標の進捗状況を把握するための評価指標を示します。

市民・事業者・市の連携

V 重点プロジェクト (p. 53～54)

市が今後重点的に取り組む「人」と「場」をつなぐ、みどりと保全のネットワークづくりについて示します。

市民・事業者が主体

VI 未来の環境のためにできること (p. 55～58)

市民・事業者のみなさまに実践していただきたい環境配慮の取組を紹介しています。

↓
計画と施策の円滑な進行のための仕組みについて整理

VII 計画の推進体制と進行管理 (p. 59～60)

計画の実効性を確保するための推進体制、進行管理の考え方を示します。

Ⅱ 市の環境の現状と課題

1 世界的な環境の動き

近年、気候変動の影響やプラスチック等の汚染による環境への影響が世界的な問題となっています。

新たな環境問題に対応するために、カーボンニュートラルや気候変動適応、生物多様性の保全等の取組が全世界的に進められています。

動き① 1.5℃目標達成のための2050年カーボンニュートラルの実現	・世界全体で気温上昇を1.5度までに抑えるために、令和32(2050)年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする目標を掲げていますが、令和6(2024)年の排出量は過去最高となり、より強力な対策が世界的に必要とされています。 ・令和6(2024)年の国際会議(COP29)では、多くの国が令和12(2030)年に向けた新しい削減目標を立てました。太陽光や風力などの再生可能エネルギーを、これまで以上のスピードで増やすことも世界全体で合意されました。
動き② 気候変動への適応の必要性	・IPCCの報告では、気温が1.5度上がるだけで洪水や猛暑などの異常気象が今よりも激しくなり、私たちの暮らしに大きな被害が出ると予測されています。早急な対策が欠かせません。 ・温暖化の影響は避けられない面もあります。温室効果ガスを減らすだけでなく、災害に強いまちづくりなどで被害を最小限に抑える「適応」という備えを、今すぐ進めることが大きな課題です。
動き③ 社会・経済の基盤となる生物多様性の保全	・令和12(2030)年までに自然の損失を止めて回復させる世界目標が決定。陸と海の3割を守る「30by30」や、壊れた自然の再生、外来種対策を世界で協力して進めることになりました。 ・最近では自然の豊かさを「経済や社会の土台」と捉えるようになりました。単に保護するだけでなく、守りながら上手に活用し、自然と人間が共に豊かになる社会を目指しています。
動き④ プラスチック汚染対策の必要性	・小さなプラスチックごみは、海の生き物や魚、さらには私たちの健康への影響が懸念されています。海を汚染から守るため、世界が協力して対策を急ぐ必要があります。 ・国連では、プラスチックごみを減らすための厳しい国際ルール作りが進んでいます。原料の生産から廃棄までのライフサイクル全体で対策を行うための話し合いが、世界的に続いています。

Point

カーボンニュートラル、気候変動適応、生物多様性、資源循環など、世界的に動きが加速しています。

2 国や都の動き

国内では現在、環境保全のための多様な計画のもと取組が進められています。

近年は、環境問題を単独で捉えるのではなく、生活の質の向上や経済活性化と連動させ、社会全体の課題を同時に解決していく考え方が重視されています。

国の計画	第六次環境基本計画 令和 6（2024）年度策定	・地球の危機として気候変動・生物多様性の損失・汚染の3つを挙げ、将来にわたって「ウェルビーイング/高い生活の質」（市場的価値＋非市場的価値）をもたらす新たな成長を主要な方針として、気候変動対策や循環型社会の形成などの重点施策を位置付けています。
	地球温暖化対策計画 令和 6（2024）年度策定	・令和 12（2030）年度以降の温室効果ガスの削減目標として、平成 25（2013）年度比で令和 17（2035）年度に 60%削減、令和 22（2040）年度に 73%削減することを目標として掲げ、その実現に向けた施策を示しています。
	生物多様性国家戦略 2023-2030 令和 4（2022）年度策定	・令和 12（2030）年までに「ネイチャーポジティブ」を実現するため、自然資本を社会の基盤と捉え、①生態系の健全性回復、②自然を活用した社会課題解決、③ネイチャーポジティブ経済、④生活・消費での価値認識と行動、⑤基盤整備・国際連携の5つの基本戦略のもと各種取組を続けています。
	第五次循環型社会形成 推進基本計画 令和 6（2024）年度策定	・産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現にも貢献するため、『循環経済への移行による持続可能な地域・社会づくり』や『資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環』をはじめとした、5つの柱で循環型社会の実現に向けた取組を行うこととします。
都の計画	環境基本計画 2022 令和 4（2022）年度策定	・危機を契機とした脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現やエネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現、など4つの戦略に基づく施策を位置付けています。またこの計画は「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を内包したものとなっています。
	東京都生物多様性 地域戦略 令和 5（2023）年度策定	・令和 12（2030）年のネイチャーポジティブの実現に向けて、『生物多様性の保全・回復による豊かな自然を後世につなぐ』、『生物多様性の恵みを持続的に利用し自然の機能を生活の向上にいかす』、『生物多様性の価値を認識し地球規模の課題にも対応した行動にかえる』の3つの基本戦略を位置付けています。

Point

我が国では世界の動きを踏まえ、生活の質や経済活動の向上等につなげていく動きが見られます。

3 第二次東大和市環境基本計画の進捗状況の評価・点検

(1) 環境指標の達成状況

前計画では、「望ましい環境像」の実現に向け、5つの「基本目標」に沿って、12項目の「施策方針」とそれらを実現するために必要な45個の「施策」を設定し、各施策方針を評価するために計27の環境指標と令和8（2026）年度の目標を設定しました。

前計画の27の環境指標について、担当課への調査等による最新の環境指標の数値や達成状況の把握を行いました。

令和6（2024）年度時点の目標達成状況を整理すると下表のとおりとなります。

■前計画の達成状況別の環境指標数

分野	目標達成状況				
	Aランク [達成]	Bランク [ほぼ達成]	Cランク [改善・向上]	Dランク [改善・向上なし]	Eランク [評価不能]
自然環境	1	1	2	1	0
循環型社会	3	1	0	1	1
都市環境	3	0	0	4	0
環境教育・環境学習	4	0	0	1	0
協働・連携	2	0	0	2	0
合計	13	2	2	9	1

【目標達成状況の評価区分】

- Aランク[達成] : 令和6（2024）年度時点で目標以上の数値・成果が確認されたもの
- Bランク[ほぼ達成] : 令和8（2026）年度の目標達成に近づいていると判断されたもの
- Cランク[改善・向上] : 計画策定時から指標の改善・向上が確認されたもの
- Dランク[改善・向上なし] : 計画策定時から指標の改善・向上がみられなかったもの
- Eランク[評価不能] : 事業廃止・見直しが行われ、現状把握、評価ができないもの

※ 第二次東大和市環境基本計画の環境指標と達成状況及び数値等についての詳細は、資料編の資-34～資-38に記載しています。

(2) 目標未達成の理由

指標の改善・向上がみられないもの（Dランク）が9指標、評価ができないもの（Eランク）が1指標あります。

目標未達成の理由としては、イベントを中心とした市の事業見直しによる影響や人々のライフスタイルの変化をはじめとした社会情勢の変化により、計画策定当初に想定したとおりに進捗しなかったことが考えられます。[詳細は、資料編の資-34～資-38 参照]

■D、Eランクに評価された指標の目標未達の理由

ランク	基本目標	環境指標	目標	現況値	目標未達成の理由
D	自然環境	狭山緑地の公有地化(用地買収済面積)	145,642.00 m ²	115,814.89 m ² (R6)	土地所有者との交渉が難航しているため
	循環型社会	消費者講座の受講者数	策定時より増加	定員割れの状況に変化なし(R6)	—
	都市環境	騒音に係る環境基準の達成率	100%	75%(R6)	奈良橋庚申塚交差点東において、道路交通騒音の環境基準を超過している状況にあるため
		喫煙マナーアップキャンペーン実施状況	5回/年	2回/年(R6)	実施方法の見直しが図られ、市民が多く集まるイベントで実施。
		市民農園の貸し出し	策定時より増加	226区画(H27)→58区画(R6)	借地の返還による奈良橋市民農園の閉園等のため
		農業体験の実施回数	策定時より増加	4回/年(H27)→3回/年(R6)	農業従事者への直接的支援や市民援農の充実に重点を置いている状況にあり、市主催の農業体験回数が減少したため
	環境教育・環境学習	環境学習講座の実施回数	策定時より増加	25回/年→8回/年(R6)	環境対策課が実施する出前講座や環境講座のみに留まっている
	協働・連携	環境市民の集い来場者数／参加団体数	来場者数：2,800人 団体数：50団体	来場者数：650人 団体数：30団体(R6)	規模を縮小して実施していたが、令和7年度で廃止となった
		環境教育ボランティアの登録人数	策定時より増加	8人(H27)→3人(R6)	高齢化などの様々な理由で減少したため
E	循環型社会	生活用品交換事業制度利用件数	策定時より増加	事業廃止	生活用品交換事業制度の利用が少なかったことから、(株)ジモティーとの協働による新たなリユースの事業に移行したため

Point

第二次計画の環境指標の約4割が目標未達成であり、イベントを中心とした市の事業見直しによる影響や社会情勢の変化が未達成の理由となっています。

(参考) 前計画の施策体系

分野	基本目標	施策方針	施策
自然環境	狭山丘陵をはじめ水と緑を保全・活用し、生きものとの共生するまち	狭山丘陵の公有地化の推進と適正管理 緑と水辺の整備を進め、自然の生態系の保全・回復に努める	①公有地化等による狭山丘陵の保全 ②狭山緑地の適正な維持管理、活用の推進 ①緑の保全・創出 ②水辺の保全・整備 ③緑と水のネットワークの形成 ④緑化のしくみづくり ⑤生物多様性の保全・再生
循環型社会	循環型社会の形成を進める地球にやさしいまち	3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進 地球温暖化防止対策の推進	①リデュース、リユースの推進 ②資源循環型社会の実現 ③廃棄物減量等推進員制度の充実 ①再生可能エネルギー及び省エネルギーの促進 ②低炭素型都市づくり ③自転車利用の促進 ④水循環の確保と水の有効利用の推進 ⑤東大和市地球温暖化対策実行計画の推進 ⑥その他の温室効果ガスの排出抑制に関する啓発事業の推進
都市環境	環境負荷を低減し、健康で安心して住み続けられる快適なまち	安全で快適な生活環境の確保 地産地消の普及促進と都市農業の推進	①公害等の防止に係る対策の推進 ②気候変動適応策などの推進 ③環境美化の推進 ④放置自転車対策 ⑤適正な土地利用の誘導 ⑥アスベスト対策等の推進 ⑦放射線測定と測定値の公表の実施 ⑧電磁波の影響に関する情報収集の継続 ①地産地消農業の推進 ②地場農産物利用の推進と意識啓発 ③農業とふれあう場の確保
環境教育・環境学習	環境を学び、体験し、持続可能な社会を担う人づくりを進めるまち	小・中学生に対する環境教育の推進 生涯学習としての環境教育の充実 狭山丘陵などを題材とした体験学習の推進	①子どもによる環境活動の支援 ②親子環境教室の開催 ③学校職員への環境意識を高める研修の実施 ①環境学習の機会の提供 ②環境にやさしい行動の普及 ③自然や歴史の再発掘と活用 ①自然と親しむ場づくりの推進 ②地域の自然環境にはぐくまれてきた歴史・文化の継承
協働・連携	協働・連携の輪を広げ、環境保全をみんなで推進していきけるまち	市民と行政のネットワークの構築 環境団体等への支援と人材の育成 国、東京都、周辺自治体との連携	①協働・連携の機会づくりの推進 ②環境情報の共有化の推進 ③環境月間における集中的な啓発 ①ボランティア制度活用の推進 ②市民協働提案事業の検討・推進 ③環境活動・環境教育のリーダーなどへの支援 ①水辺を中心とした連携 ②都道の交通問題の改善 ③小平・村山・大和衛生組合等との連携 ④オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」への参加

4 市の環境の現状

第三次東大和市環境基本計画の策定にあたり、市の環境の現状について、統計資料等を元に整理を行いました。

また、市民・事業者・小学5年生を対象にしたアンケート調査を実施し、環境問題や環境に関する取組や市の施策への考えを把握しました。

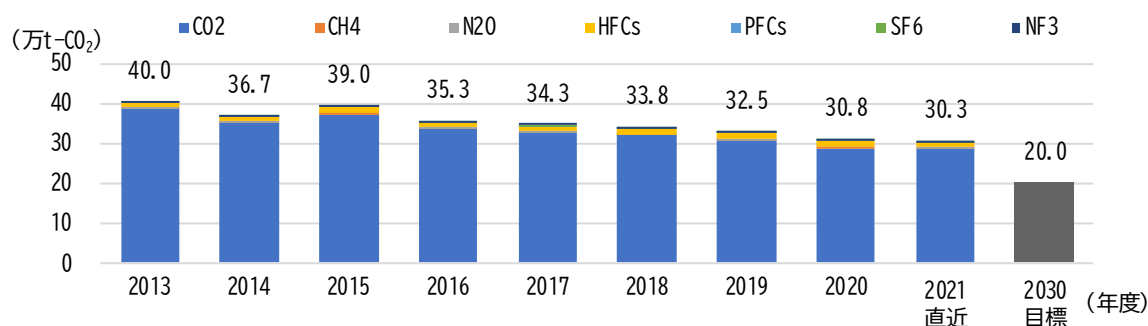
(1) 地球温暖化対策

① 温室効果ガスの排出状況

令和12(2030)年度の温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比で50%削減すること、長期目標として令和32(2050)年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを掲げ、省エネの促進や再生可能エネルギーの導入を進めています。

令和3(2021)年度時点で、温室効果ガス排出量は30.3万t-CO₂となっており、平成25(2013)年度比で24.4%減となります。[詳細は、資料編の資-24, 資-25 参照]

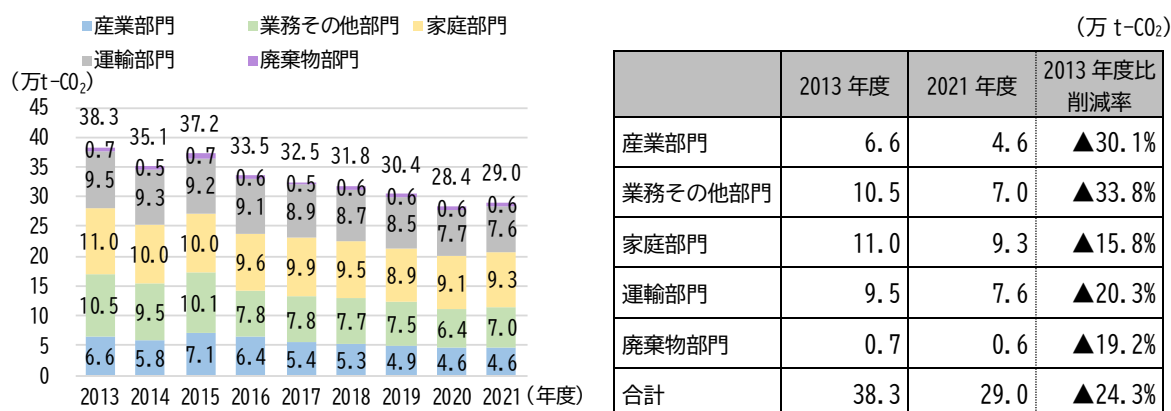
■ 温室効果ガス排出量の推移と将来目標



出典：東大和市地球温暖化対策実行計画（令和6年度）

温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素排出量は、産業部門、業務その他部門、家庭部門などすべての分野で平成25(2013)年度より減少しています。[詳細は、資料編の資-24 参照]

■ 部門別の二酸化炭素排出量の推移と令和3(2021)年度排出量の平成25(2013)年度比の削減率



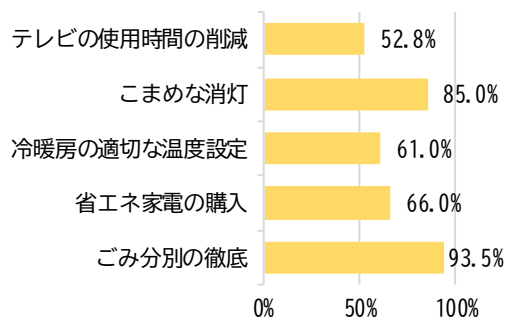
出典：自治体排出量カルテ（環境省）

②市民の意識・取組状況

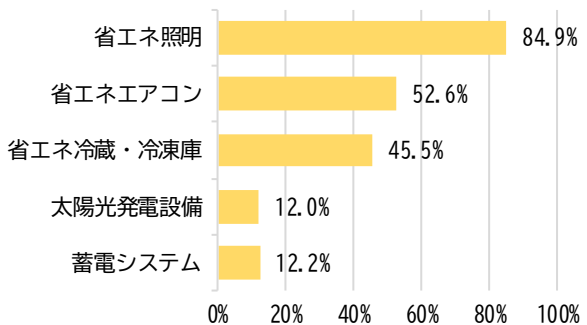
半数以上の家庭で「こまめな消灯」や「冷暖房の適切な温度設定」などの省エネの取組が行われています。

「省エネ照明」などの省エネ機器の導入が進んでいる一方で、太陽光発電システムや蓄電システムといった再生可能エネルギー関連設備の導入率は1割程度となっています。[詳細は、資料編の資-53, 資-56 参照]

■家庭での省エネ等の取組実施割合



■家庭での省エネ・再エネ機器、設備の導入割合



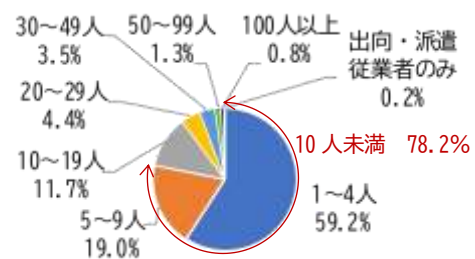
出典：東大和市の「環境」に関する市民アンケート調査（令和7年度）

③事業者の意識・取組状況

市内の事業所の約8割が従業員数10人未満の小規模な事業所です。[詳細は、資料編の資-14 参照]

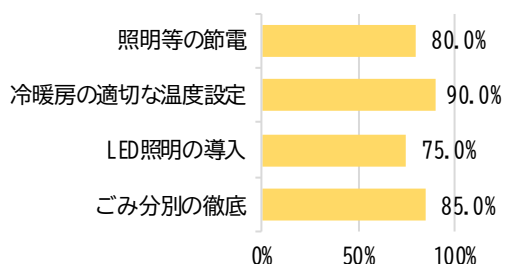
事業者においても、節電の取組が徹底されている一方で、再生可能エネルギー関連設備の導入はあまり進んでいません。[詳細は、資料編の資-61 参照]

■従業員規模別の市内事業所数

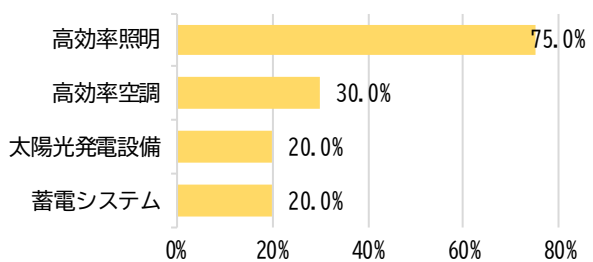


出典：令和3年経済センサス 活動調査

■事業所での省エネ等の取組実施割合



■事業所での省エネ・再エネ機器、設備の導入割合



出典：東大和市の「環境」に関する事業者アンケート調査（令和7年度）

Point

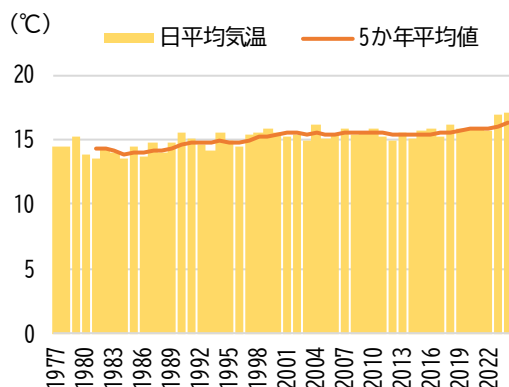
市民・事業者のそれぞれが「できること」に取り組んでいます。カーボンニュートラルの実現のために、さらなるCO₂削減の取組が求められます。

(2) 気候変動の影響

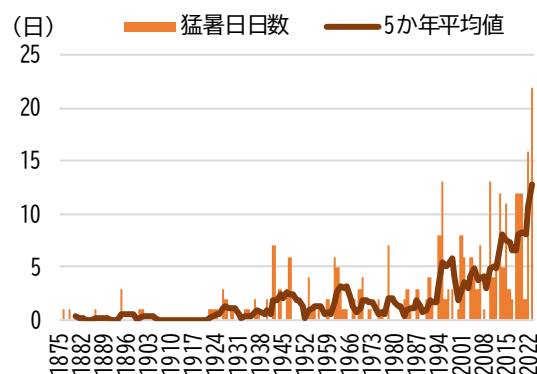
① 気象の変化

平均気温は長期的な上昇傾向にあり、猛暑日数も増加傾向にあります。[詳細は、資料編の資-26 参照]

■日平均気温の推移（府中气象台）



■年間猛暑日数の推移（東京气象台）



出典：気象庁 過去の気象データ検索

② 災害等の状況や被害の想定

令和元（2019）年の台風 15 号、台風 19 号では、建物等への被害が発生しています。

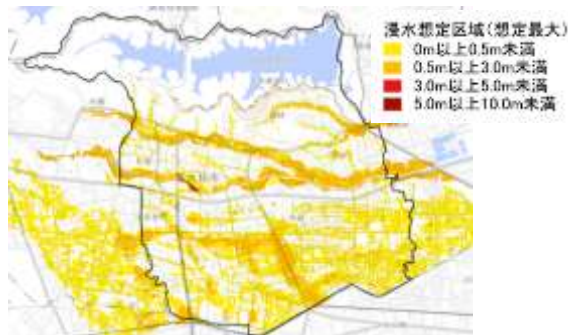
今後、風水害が激しさを増すことが予想される中で、空堀川、奈良橋川といった河川の周辺だけでなく、南街や立野などの市街地でも浸水のリスクがあります。また、青梅街道より北側の狭山丘陵周辺で、土砂災害の危険性が高い地域があります。[詳細は、資料編の資-27、資-28 参照]

■令和元（2019）年の台風 15 号と 19 号による被害内容

台風 15 号 (9 月)	大雨警報（浸水害）、暴風警報発表、建物被害（13 件）、その他物損等（5 件）、倒木（9 件）
台風 19 号 (10 月)	大雨特別、大雨（土砂災害・浸水害）、洪水、暴風警報発表、「警戒レベル 5（災害発生情報）」発令、避難所開設（7 施設）、床下浸水（1 件）、土砂崩れ（1 件）、土砂流出（2 件）、倒木（1 件）、河川溢水（4 件）、建物被害（6 件）

出典：東京都 防災ホームページ

■洪水浸水想定区域（想定最大）



出典：国土数値情報

■土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域



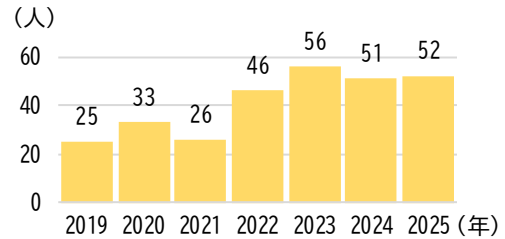
出典：国土数値情報

③健康への影響

近年、市内における熱中症搬送者数は増加傾向にあります。

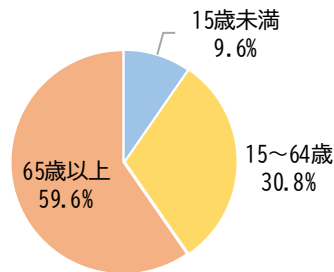
熱中症搬送者の約 6 割が高齢者であることから、今後の高齢化の進展により、熱中症による健康への影響を受ける人がさらに増加することが予想されます。[詳細は、資料編の資-29 参照]

■市内における熱中症搬送者数の推移



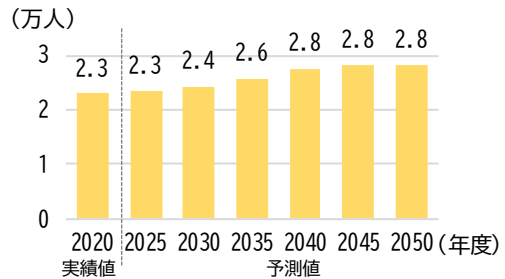
出典：東京消防庁 区市町村別 熱中症搬送者数

■市内の熱中症搬送者数の年齢構成（令和 7（2025）年）



出典：東京消防庁 区市町村別 熱中症搬送者数（令和 7 年）

■65 歳以上人口の将来予測値



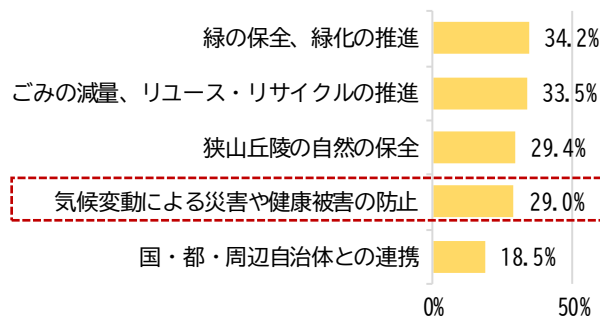
出典：日本の地域別将来推計人口 令和 5 (2023) 年推計 (国立社会保障・人口問題研究所)

④市民・事業者の意識・取組状況

市民の市に期待する環境施策では、「気候変動による災害や健康被害の防止」が 4 番目に期待されています。[詳細は、資料編の資-47 参照]

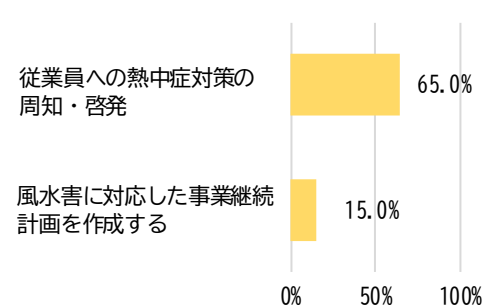
事業者においても「従業員への熱中症対策の啓発」が約 7 割で実施されています。[詳細は、資料編の資-63 参照]

■市民の市に期待する環境施策（上位 5 位）



出典：東大和市の「環境」に関する市民アンケート調査 (令和 7 年度)

■事業者の風水害・熱中症対策の実施割合



出典：東大和市の「環境」に関する事業者アンケート調査 (令和 7 年度)

Point

風水害や熱中症など、気候変動による今後のリスクに対処するため、さらなる「適応」に関する取組が求められます。

(3) 自然環境

①土地利用の特徴

市の面積 1,342ha のうち、自然的な土地利用（森林・原野・水面）は 342.9ha、公園面積は 91.0ha となっています。

北部には狭山丘陵の広大な緑地がありますが、大部分は東京都水道局が管理する多摩湖（村山貯水池）であり、市は市立狭山緑地等を管理しています。

市の中央部には都市公園が点在しています。

南部には野火止用水があり、市民が水や草木などとふれあえる場所となっています。

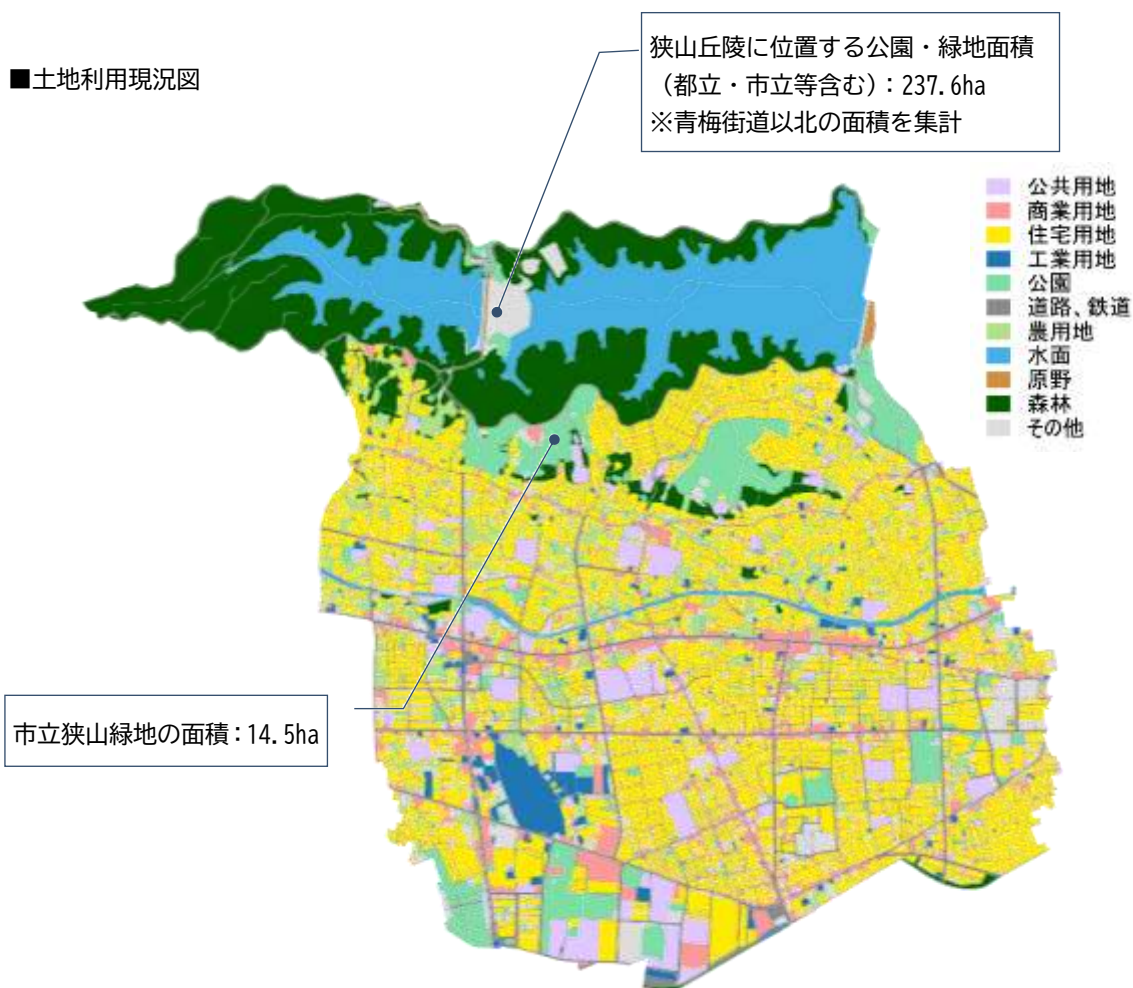
また、市街地に事業者のグラウンドや団地内の公園などの自主管理公園、農地などが点在していることが特徴です。〔詳細は、資料編の資-15 参照〕

■市の土地利用別面積

	面積 (ha)
公共用地	68.0
商業用地	71.9
住宅用地	402.2
工業用地	30.5
農用地	67.8
道路、鉄道	191.9
公園	91.0
森林	193.3
水面	147.5
原野	2.2
その他	132.8

出典：土地利用現況調査（令和 4 年）

■土地利用現況図



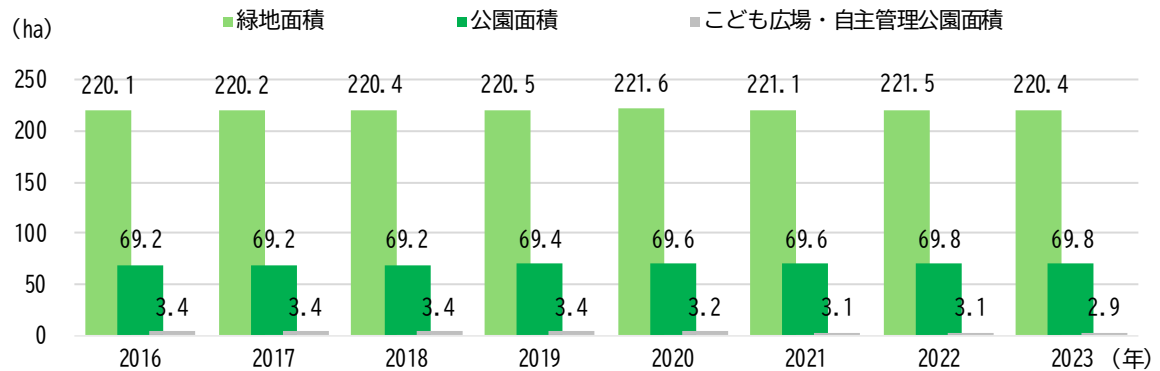
出典：土地利用現況調査（令和 4 年）

②公園・緑地等面積の推移

市内の緑地面積はほぼ横ばいで推移しています。

公園の面積は増加しているものの、こども広場や自主管理公園は他用途への転用により減少しています。[詳細は、資料編の資-30 参照]

■市内の緑地面積の推移



※緑地面積は山林、雑種地の面積の合計、公園面積は市立及び都立公園の合計

出典：統計東やまと 令和5年度版（地勢・面積）

③希少生物の存在

市内には、「トウキョウサンショウウオ」や「オオムラサキ」など、絶滅危惧種が多数生息しています。

トウキョウサンショウウオは国のレッドデータブックにおいて絶滅危惧Ⅱ類に、また、東京都の保護上重要な野生生物種として絶滅危惧ⅠA類に指定されています。[詳細は、資料編の資-32 参照]

■トウキョウサンショウウオの成体



出典：東大和の環境（令和6年度）

オオムラサキは国のレッドデータブックで準絶滅危惧に指定されています。[詳細は、資料編の資-33 参照]

■オオムラサキ



出典：東大和の環境（令和6年度）

④外来種

市では、様々な外来生物が確認されています。[詳細は、資料編の資-33 参照]

特にアライグマ・ハクビシンについては、生活被害を受けた市民等からの申請を受けた際に、市民等と協働した防除事業を実施しています。

また、市が管理する公園や施設の敷地内において、オオキンケイギクやナガミヒナゲシ等の外来植物の除草等の対応を行っています。

■市で確認されている主な外来種

アライグマ 	ハクビシン 
アメリカザリガニ 	ウシガエル 
アカミミガメ 	グッピー 
オオキンケイギク 	ナガミヒナゲシ 

出典：環境省提供、東大和の環境（令和6年度）

⑤自然環境・生物多様性の保全活動

緑地や希少生物の保全活動が、市立狭山緑地を中心として行われています。

市立狭山緑地での環境保全活動

市民団体により、市立狭山緑地でのナラ枯れ被害樹木の伐採や落ち葉掃きなどの緑地の維持管理が行われています。[詳細は、資料編の資-22 参照]

■ナラ枯れ被害樹木の伐採



■落ち葉掃き



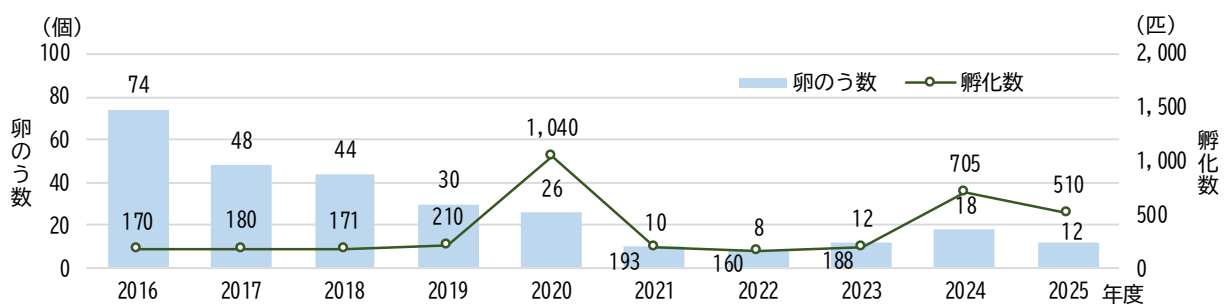
出典：東大和の環境（令和6年度）

トウキョウサンショウウオの保全活動

絶滅危惧種トウキョウサンショウウオは、土砂災害による産卵地喪失や外来種による捕食の影響等により、近年著しく卵のう確認数が減少しています。このため、市では卵のうを保護し小学校、市庁舎等で孵化生育を行い、湧水地へ放流する取組を行っています。

また、市民団体、小学校との連携による産卵地の創出や周辺環境の保全作業を実施しています。[詳細は、資料編の資-23, 資-32 参照]

■トウキョウサンショウウオ卵のう保護数と孵化数の推移



■産卵地の創出作業



■産卵地周辺の環境保全作業



出典：東大和市資料

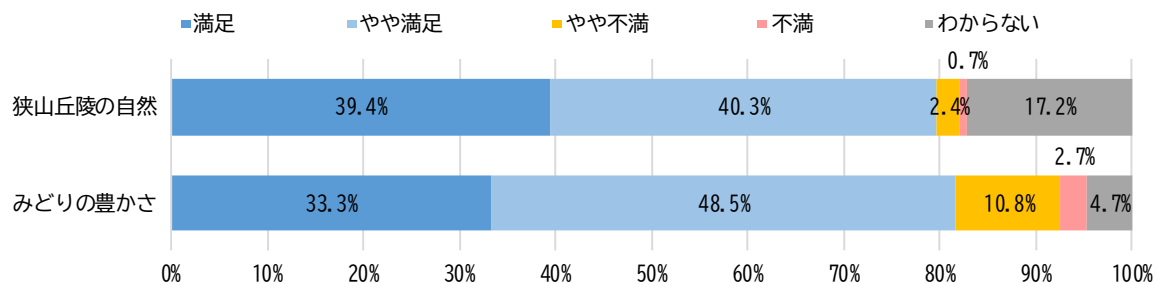
⑥市民・子どもの意識

自然環境に関する市民満足度

市民の自然環境に関する満足度では狭山丘陵の自然に対して「満足」が39.4%、「やや満足」が40.3%と約8割が満足しています。

緑の豊かさについても「満足」が33.3%、「やや満足」が48.5%と約8割が満足しています。
[詳細は、資料編の資-49 参照]

■市民の自然環境に関する満足



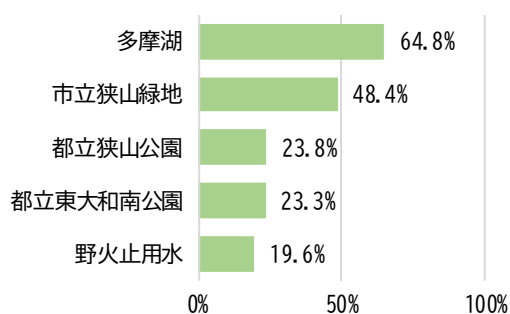
出典：東大和市の「環境」に関する市民アンケート調査（令和7年度）

市内の自然とふれあえる場所

多くの市民や小学生にとって、多摩湖や市立狭山緑地などの狭山丘陵が自然とふれあえる場所と考えられています。狭山丘陵以外では、野火止用水を2割の市民が自然とふれあえる場所と考えています。[詳細は、資料編の資-45 参照]

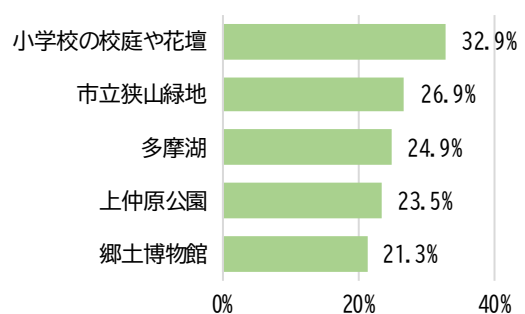
小学生にとっては、「小学校の校庭や花壇」が最も自然とふれあえる場所と考えられています。
[詳細は、資料編の資-75 参照]

■市民の考える自然とふれあえる場所（上位5位）



出典：東大和市の「環境」に関する市民アンケート調査（令和7年度）

■小学生の考える自然とふれあえる場所（上位5位）



出典：東大和市の「環境」に関する小学5年生アンケート調査（令和7年度）

Point

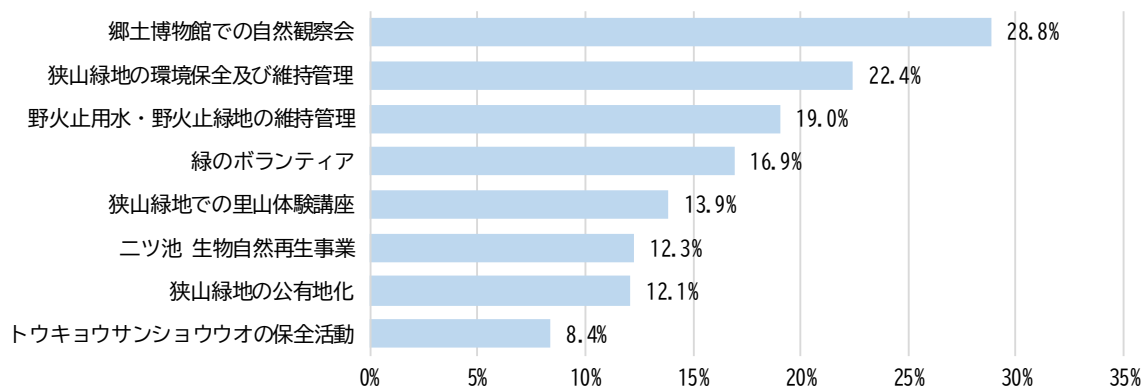
市立狭山緑地の自然や希少種の保全等、それぞれの活動が手を取り合い、市全体へ広げることが、今後求められます。

自然環境の保全に関する取組の認知度

自然環境の保全に関する様々な取組が行われていますが、認知度は3割以下となっており、特に生態系の保全の取組である「二ツ池 生物自然再生事業」や「トウキョウサンショウウオの保全活動」を知っている人は約1割です。

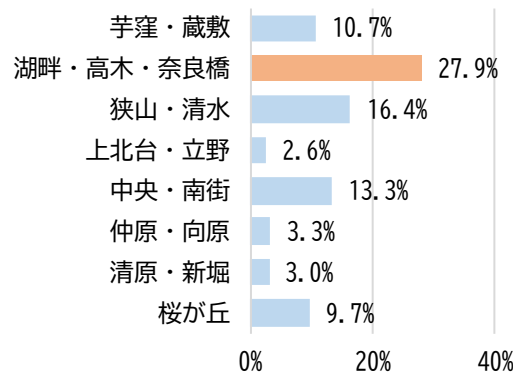
居住地別にみると取組の行われている地域での認知度が、特に高くなっています。[詳細は、資料編の資-47, 資-48 参照]

■自然環境に関する取組の市民認知度

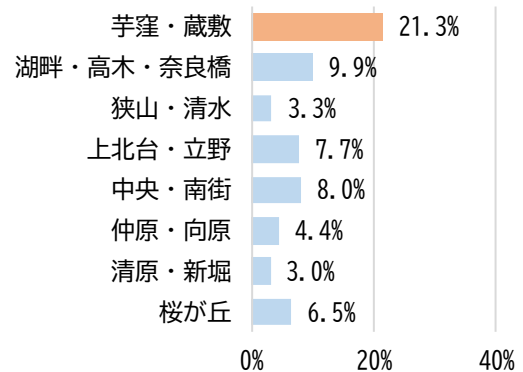


出典：東大和市の「環境」に関する市民アンケート調査（令和7年度）

■居住地別の「二ツ池 生物自然再生事業」の認知度



■居住地別の「トウキョウサンショウウオの保全活動」の認知度



出典：東大和市の「環境」に関する市民アンケート調査（令和7年度）

Point

多様な環境保全活動が行われていますが、活動に対する認知度には地域によって差があります。

(4) ごみの排出

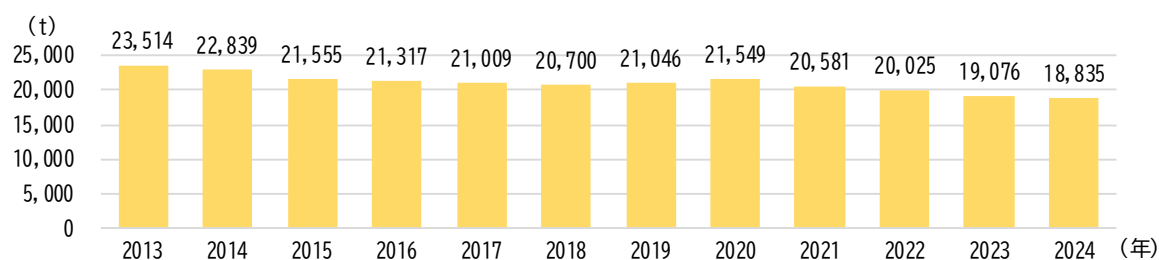
①ごみの排出状況

「一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）」に基づき、ごみの削減に向けた取組を進めており、過去 10 年間でごみの排出量は減少傾向にあります。

1 人 1 日当たりのごみの排出量は多摩地域の中で 3 番目に少ない自治体となっています。

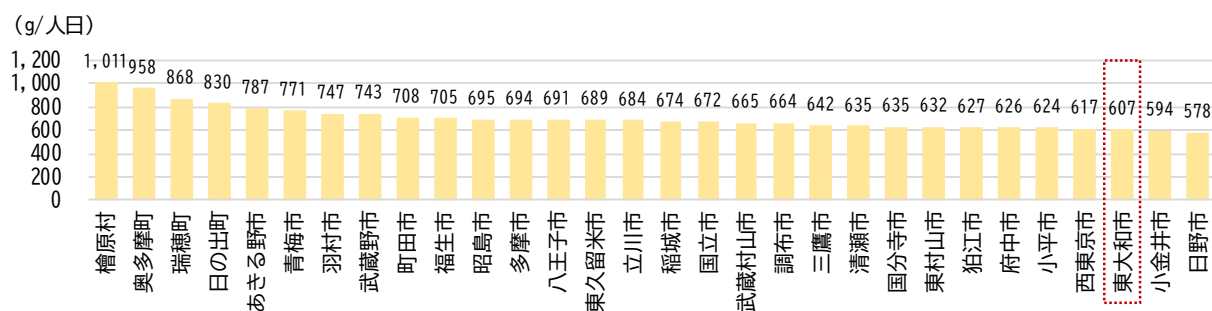
総資源化率は 34.7%となっています。[詳細は、資料編の資-17 参照]

■市のごみ排出量の推移



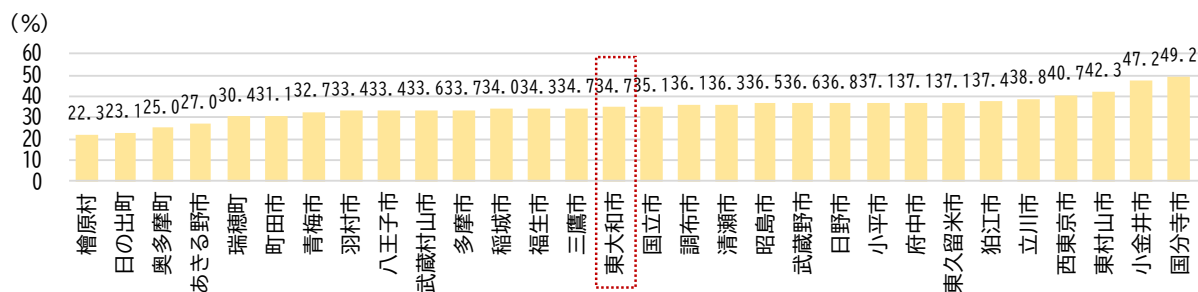
出典：東大和の環境（令和 6 年度）

■多摩地域の自治体別の 1 人 1 日当たりのごみの排出量（令和 6（2024）年度）



出典：多摩地域ごみ実態調査 2024（令和 6）年度統計

■多摩地域の自治体別の総資源化率（令和 6（2024）年度）



出典：多摩地域ごみ実態調査 2024（令和 6）年度統計

②資源・不用品回収、食品ロス削減の取組

事業者との協働による資源回収の取組を進めています。

また、食品ロス削減の取組として、フードシェアリングサービス「東大和タベスケ」や「東大和市食品ロス削減（食べきり売り切り）協力店登録制度」などの取組を進めています。

■事業者との協働による資源回収の主な取組（例）

事業者	取組内容	備考
株式会社セブン-イレブン・ジャパン コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	ペットボトルの回収事業	日本財団と東大和市清掃事業組合の協力も得て実施
HOYA アイケアリテイリング合同会社	使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収	令和 6（2024）年度の回収量は 143.3kg
株式会社 ECOMMIT	雑貨類のリユース品回収	株式会社 ECOMMIT との協定締結により開始
ユニリーバ・ジャパン・サービス株式会社 花王株式会社	使用済みプラスチック容器回収事業	令和 6（2024）年度の回収量は 247kg
株式会社ジモティー	不用品の譲渡・譲受の支援	株式会社ジモティーとの協定締結により開始

出典：東大和市公式ホームページより抜粋（令和 8 年度時点）

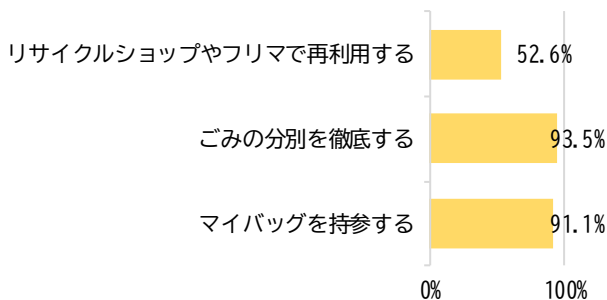
③市民の意識・取組状況

ごみ削減の取組状況

市民の 9 割以上が「ごみの分別の徹底」や「マイバッグの利用」を実施しています。

市民の約 5 割が「リサイクルショップやフリマで再利用する」を実施しています。[詳細は、資料編の資-53 参照]

■市民のごみ削減の取組状況

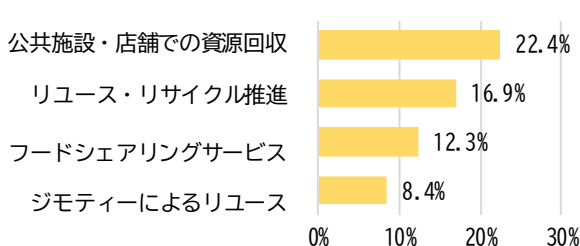


出典：東大和市の「環境」に関する市民アンケート調査（令和 7 年度）

市の施策の認知度

市のごみに関する施策の認知度は高くとも「公共施設やリサイクル協力店での資源回収」の約 4 割となっています。[詳細は、資料編の資-47 参照]

■市のごみに関する施策の認知度

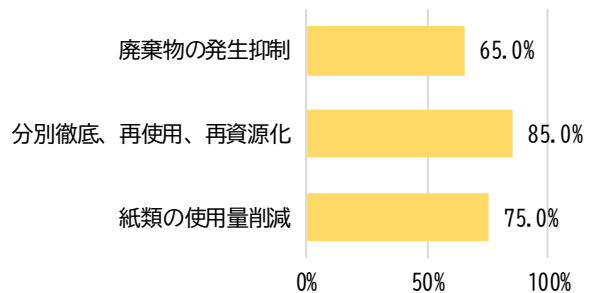


出典：東大和市の「環境」に関する市民アンケート調査（令和 7 年度）

④事業者の意識・取組状況

事業者の6割強が「廃棄物の発生抑制」を実施し、8割強が「分別の徹底、再使用、再資源化」を実施しています。[詳細は、資料編の資-63 参照]

■事業者のごみ削減の取組状況



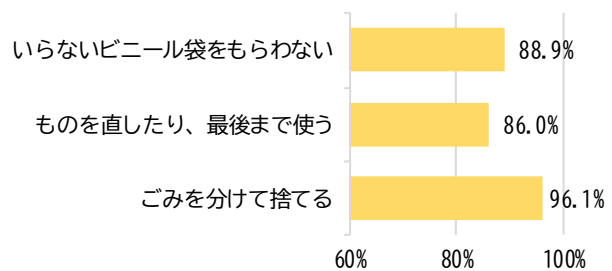
出典：東大和市の「環境」に関する事業者アンケート調査
(令和7年度)

⑤子どもの意識・取組状況

小学5年生の9割弱が「ビニール袋をもらわない」や「ものを直したり、最後まで使う」を実施しています。

「ごみを分けて捨てる」は9割以上が実施しています。[詳細は、資料編の資-69 参照]

■小学5年生のごみ削減の取組状況



出典：東大和市の「環境」に関する小学5年生アンケート調査
(令和7年度)

Point

ごみの削減に向けて、分別など身近な取組は浸透していますが、より取組を推進するために環境づくりや啓発が必要です。

(5) 公害の状況

① 公害の状況

公害に関する指標の状況

大気や水質については、光化学スモッグ注意報の発令や交通騒音以外は、環境基準を満たしている状況です。

大気や水質等の良好な状態を今後も維持していくことが求められます。[詳細は、資料編の資-18～資-20 参照]

■ 公害関連指標の環境基準の適合状況（令和6年度）

大気	光化学スモッグを除き適合
水質	全ての観測地点で環境基準に適合
地下水	環境基準に適合
ダイオキシン	環境基準に適合
交通騒音	都道5号線で環境基準値を超過

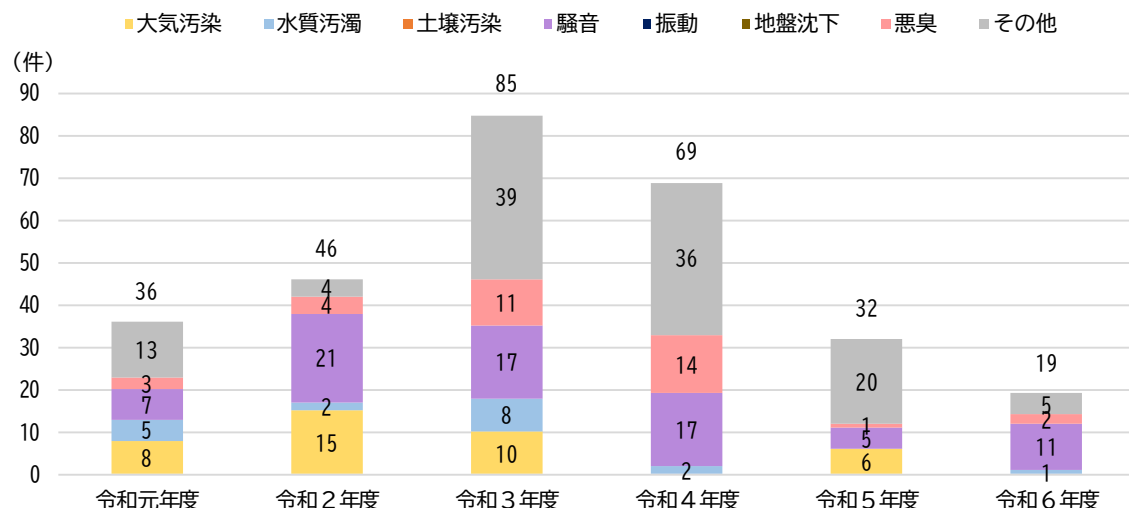
出典：東大和の環境（令和6年度）

公害苦情対応件数の状況

市民からの公害苦情件数は、令和3（2021）年度に大きく増加し、令和5（2023）年度以降大きく減少しました。

苦情内容の内訳としては、典型7公害では「騒音」、典型7公害以外では「その他」が最も高い割合を占めています。[詳細は、資料編の資-21 参照]

■ 公害苦情対応件数の推移



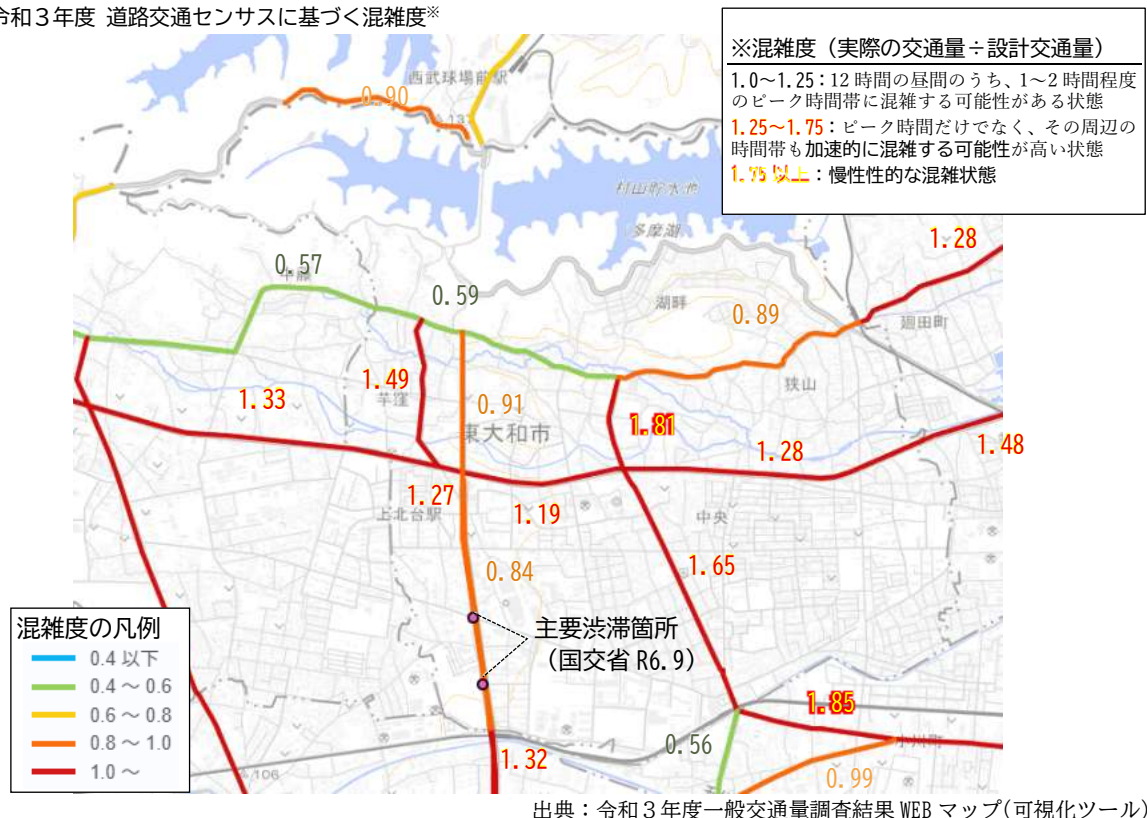
出典：公害苦情統計調査（東京都 環境局）

②交通の状況

道路の混雑状況

道路交通センサスでは、主要な幹線道路の混雑度（道路の込み具合を数値化したもの）が1.0を超える道路も多く、道路混雑に起因する環境負荷が懸念されます。[詳細は、資料編の資-16 参照]

令和3年度 道路交通センサスに基づく混雑度※

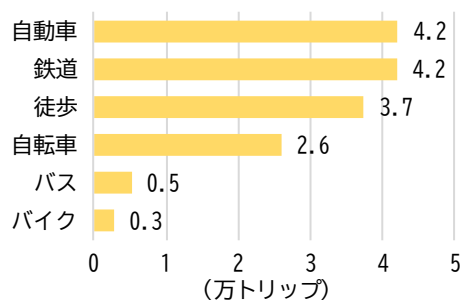


交通手段

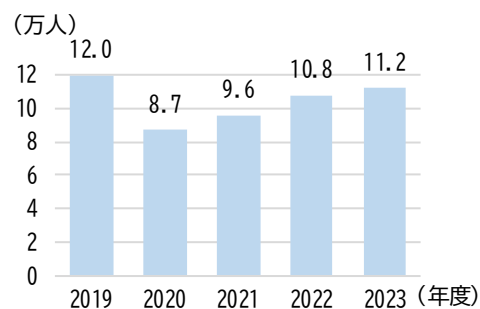
市民の交通手段は自動車と鉄道が主に利用されており、バスはあまり利用されていません。

鉄道の乗降客数は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2(2020)年度に大きく減少し、近年は回復傾向にあります。[詳細は、資料編の資-16 参照]

交通手段別移動回数(平成30年(2018年))



1日平均鉄道乗降客数の推移



出典：第6回東京都市圏パーソントリップ調査

出典：西武鉄道資料、多摩都市モノレール資料

※トリップ：移動回数の単位、人がある一つの目的を達成するために行う出発地から到着地までの移動を1トリップとする。

③市民の意識・取組状況

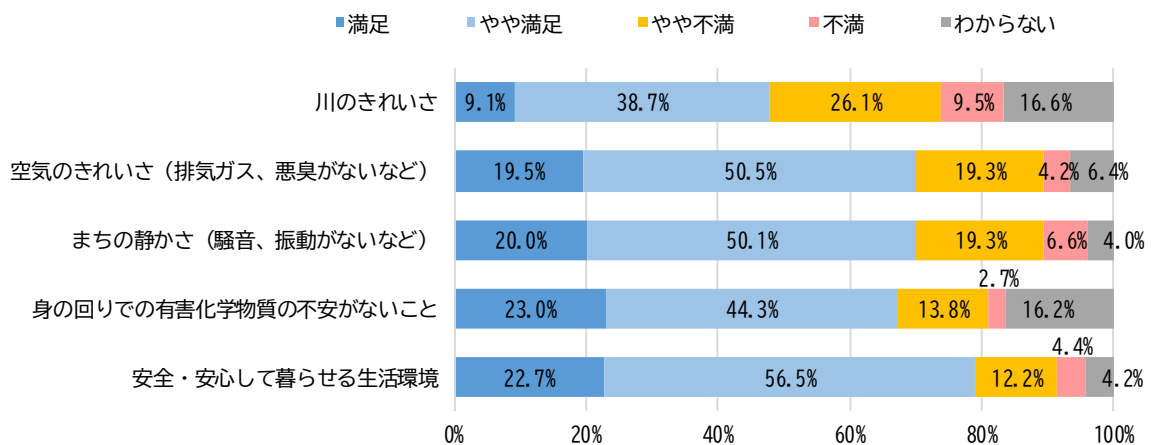
生活環境の満足度

「空気のきれいさ」や「まちの静かさ」、「身の回りでの有害化学物質の不安がないこと」は約7割の市民が満足しています。

「川のきれいさ」については5割弱が満足しています。

「安全・安心して暮らせる生活環境」は約8割が満足しています。[詳細は、資料編の資-49参照]

■市民の生活環境に関する満足度



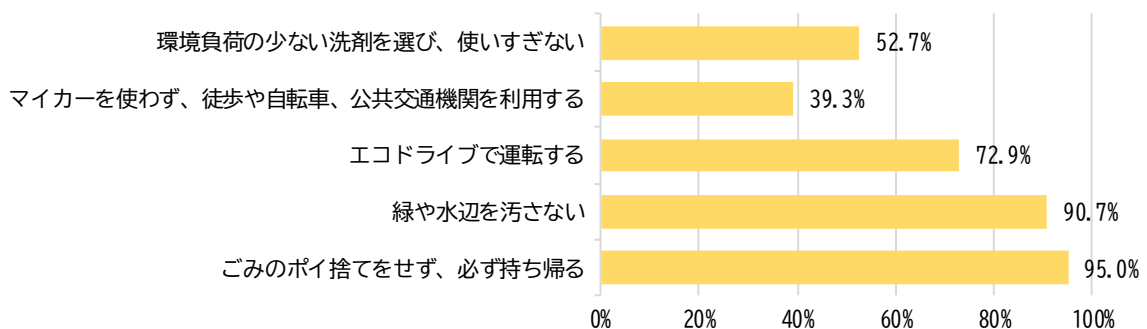
出典：東大和市の「環境」に関する市民アンケート調査（令和7年度）

生活環境を保全するための環境配慮行動の実施状況

「ごみのポイ捨てをせず、必ず持ち帰る」や「緑や水辺を汚さない」といった環境配慮行動は9割以上が実施しています。

「マイカーを使わず、徒歩や自転車、公共交通機関を利用する」は4割程度が実施しています。[詳細は、資料編の資-53参照]

■市民の環境配慮行動を実施している割合



出典：東大和市の「環境」に関する市民アンケート調査（令和7年度）

Point

良好な生活環境の維持に向けた取組を継続することと、大気環境や騒音の改善のために自家用車から他の交通手段への転換を促すことが重要です。

(6) 都市農業

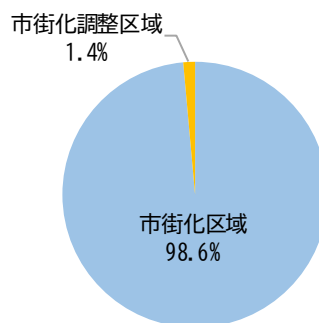
① 農地の状況

ほぼ全ての農地が市街地にあります。

農地の多くが生産緑地の指定から 30 年経過しており、農地の維持のため、農地の特定生産緑地への指定促進を行っています。

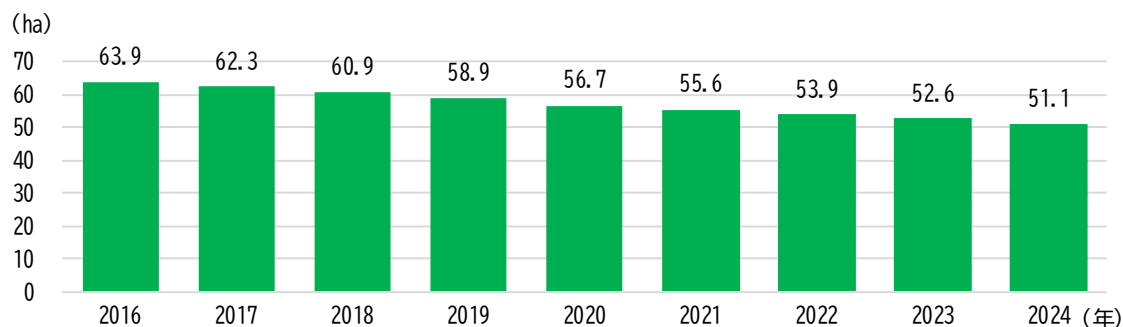
一方、農地の面積は後継者不足等の影響による宅地等への転用などにより減少しています。[詳細は、資料編の資-31 参照]

■ 農地の市街化区域・市街化調整区域の比率
(令和 5 (2023) 年度)



出典：東大和の環境（令和 6 年度）

■ 農地面積の推移



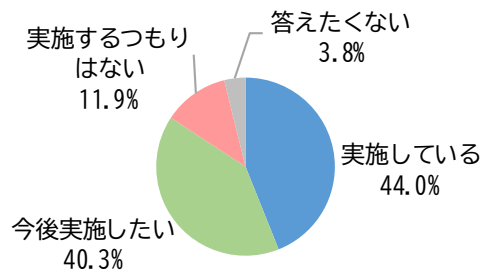
出典：統計東やまと 令和 5 年度版（農業）

② 市民の意識

「地場産野菜や花などを優先して購入している」割合は約 4 割となっています。

「今後実施したい」と回答した市民も約 4 割います。[詳細は、資料編の資-52 参照]

■ 地場産野菜や花などを優先して購入している割合



出典：東大和市の「環境」に関する市民アンケート調査
(令和 7 年度)

Point

市街地の生き物の生息地でもある農地の保全を図るため、農業振興や市民への地場産品の購入への意識啓発が必要です。

(7) 環境教育・啓発

①子どもへの環境教育

東大和市立第八小学校での総合学習での「食品ロスや環境問題」に関する学習が、令和5(2023)年度の「第29回 コカ・コーラ環境教育賞」の活動普及部門で「最優秀賞・文部科学大臣賞」を受賞しています。

東大和市立第九小学校では、小学生によってトウキョウサンショウウオを飼育し、自然に戻す「トウキョウサンショウウオの里親」を授業として取り入れています。

小中学校の環境教育の一環として、ボランティア団体の協力のもと、学校の農園や花壇で、植物の栽培活動が行われています。[詳細は、資料編の資-23 参照]

■東大和市立第八小学校の総合学習での活動

(第29回 コカ・コーラ環境教育賞 活動普及部門 最優秀賞・文部科学大臣賞受賞)

【活動の内容】

クラス内に疑似レストランを出店し、環境問題解決に向けた経営方針や商品開発について検討を行う取組を地域に発信しました。

「第40回 八地区秋まつり」において、株券で調達した資金で、規格外の野菜を活用した野菜チップスを販売する店舗を出店しました。

【第40回 八地区秋まつりの出店】



【疑似レストランの様子】



■東大和市立第九小学校でのトウキョウサンショウウオの里親



■東大和市立第二中学校の花壇



出典：東大和の環境（令和6年度）、東大和市公式フェイスブック

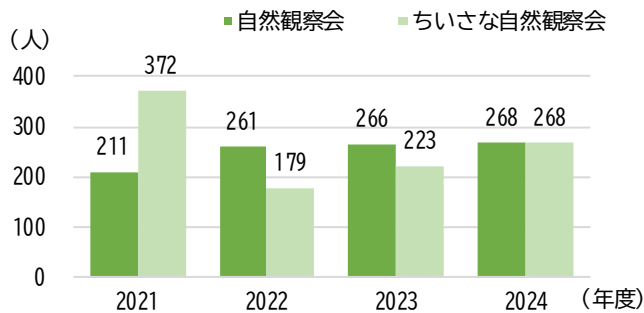
Point

各小中学校で環境教育が行われており、継続・発展に向けて各学校が行っている良い事例を広めていくことも求められます。

②市民向けの環境教育・イベント

郷土博物館が市立狭山緑地をフィールドとして「自然観察会」と「ちいさな自然観察会」を開催しており、それぞれの観察会に毎年 200 人～300 人程度が参加しています。[詳細は、資料編の資-22 参照]

■自然観察会とちいさな自然観察会の参加者数



出典：東大和の環境（令和 6 年度）

■市立狭山緑地での自然観察会

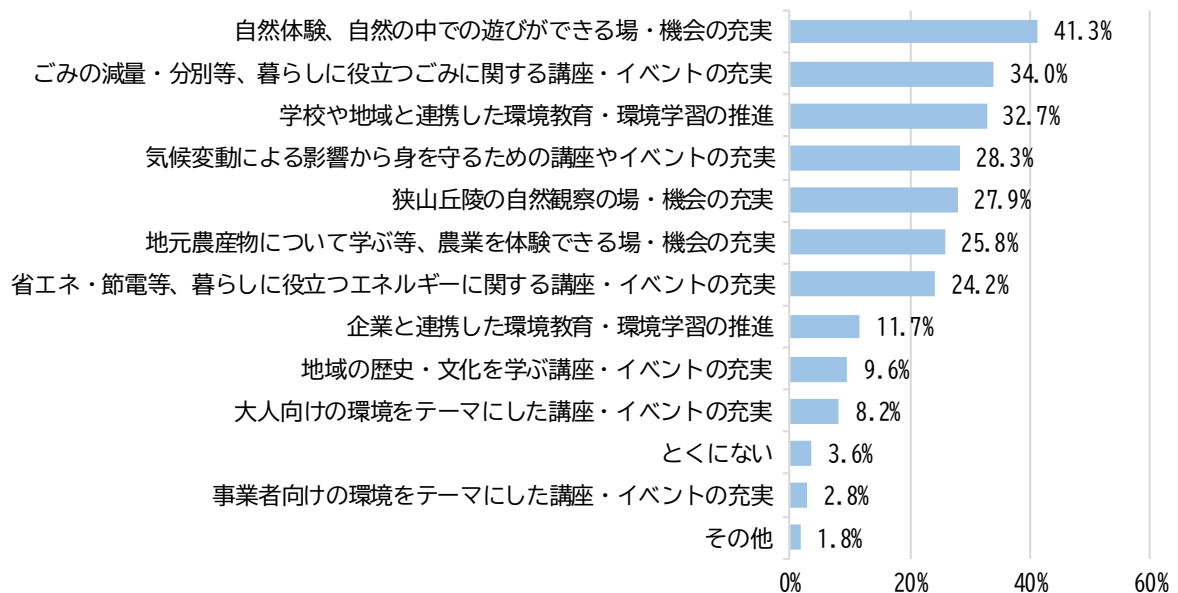


出典：東大和の環境（令和 6 年度）

③市民の意識

環境教育・環境学習の取組を進めていくため期待する施策では、自然体験等の機会の充実やイベントの開催、学校や地域との連携などが求められています。[詳細は、資料編の資-47 参照]

■環境教育・環境学習の取組を進めていくため市民が期待する施策



出典：東大和市の「環境」に関する市民アンケート調査（令和 7 年度）

Point

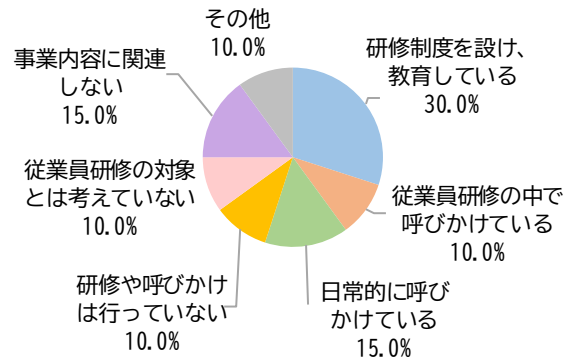
自然体験やごみの問題に関する関心が高いことなどのニーズに配慮した教育や情報発信の方法を検討する必要があります。

④事業者の意識・取組状況

環境教育・啓発の実施状況

事業者の従業員への環境教育の実施状況としては、「研修制度を設け、教育している」が30.0%、「従業員研修の中で呼びかけている」が10.0%、「日常的に呼びかけている」が15.0%と、合わせて55%が環境意識の啓発のための教育や呼びかけを行っています。[詳細は、資料編の資-65 参照]

■従業員への環境教育の状況

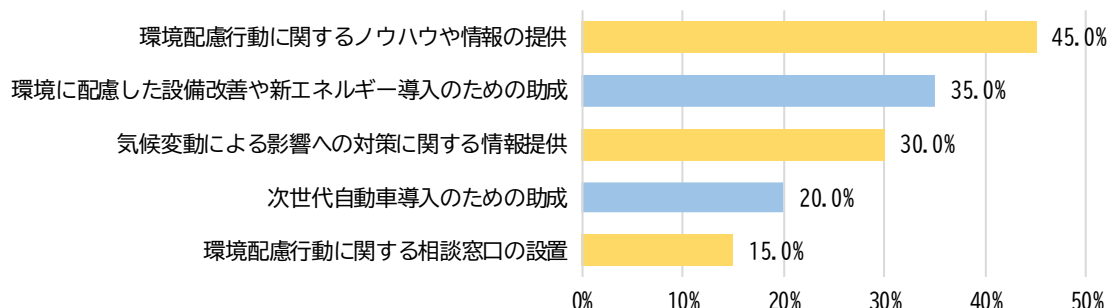


出典：東大和市の「環境」に関する事業者アンケート調査（令和7年度）

市に期待する支援等

市に期待する支援では、補助制度だけでなく、「環境配慮行動に関するノウハウや情報の提供」や「気候変動による影響への対策に関する情報提供」、「環境配慮行動に関する相談窓口の設置」などの情報提供が求められています。[詳細は、資料編の資-66 参照]

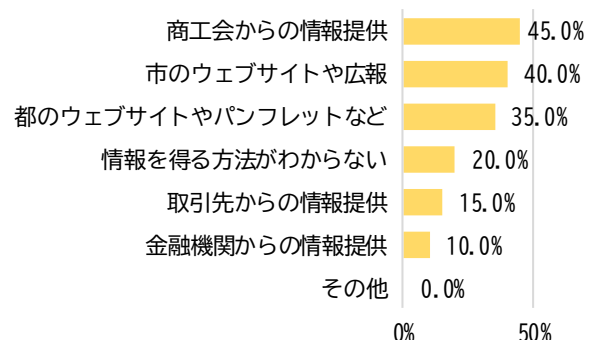
■市に期待する支援（上位5位）



出典：東大和市の「環境」に関する事業者アンケート調査（令和7年度）

環境に関する情報では「商工会からの情報提供」、「市のウェブサイトや広報」から取得している事業者が多く見られます。[詳細は、資料編の資-67 参照]

■環境に関する情報の取得先



出典：東大和市の「環境」に関する事業者アンケート調査（令和7年度）

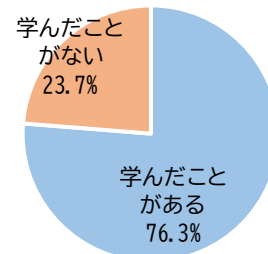
⑤子どもの意識・取組状況

児童の環境教育の経験

小学校では、授業のカリキュラムとして環境教育が行われています。

しかし、環境について学んだことがあると認識していない児童が約 2 割みられました。〔詳細は、資料編の資-71 参照〕

■環境について学んだことがあると答えた児童の割合



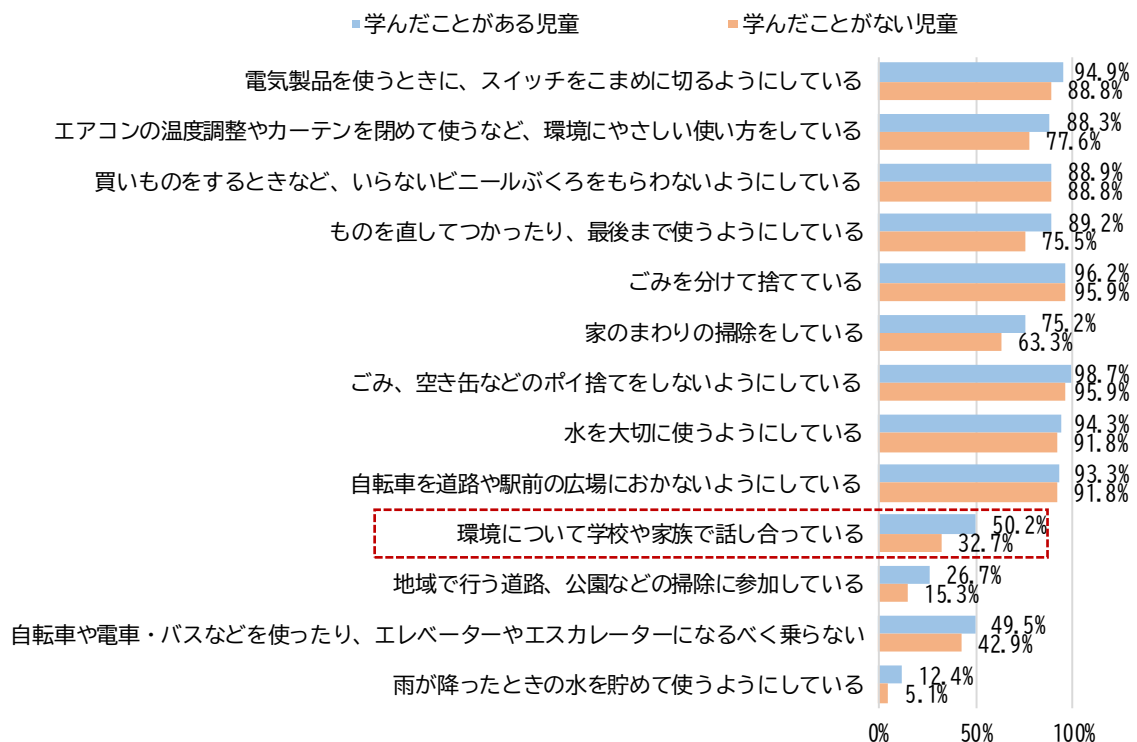
出典：東大和市の「環境」に関する小学 5 年生アンケート調査（令和 7 年度）

環境教育による行動への影響

環境について学んだことがあると回答した児童は、学んだことがないと回答した児童に比べて環境にやさしい行動の実施率が高くなっています。

特に「環境について学校や家族で話し合っている」の実施率において、環境学習の経験による大きな違いが見られます。〔詳細は、資料編の資-71 参照〕

■環境学習経験の認識別の児童の環境にやさしい行動の実施状況
（「いつもしている」「ときどきしている」の合計）

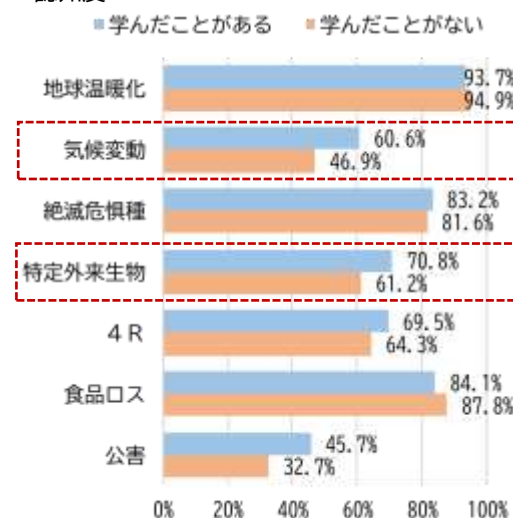


出典：東大和市の「環境」に関する小学 5 年生アンケート調査（令和 7 年度）

環境教育による知識への影響

環境について学んだことがあると回答した児童は、学んだことがないと回答した児童に比べて環境に関する言葉の中で「気候変動」や「特定外来生物」、「公害」といった言葉を知っている割合が高くなっています。[詳細は、資料編の資-73 参照]

■環境学習経験の認識別の環境に関する言葉の認知度

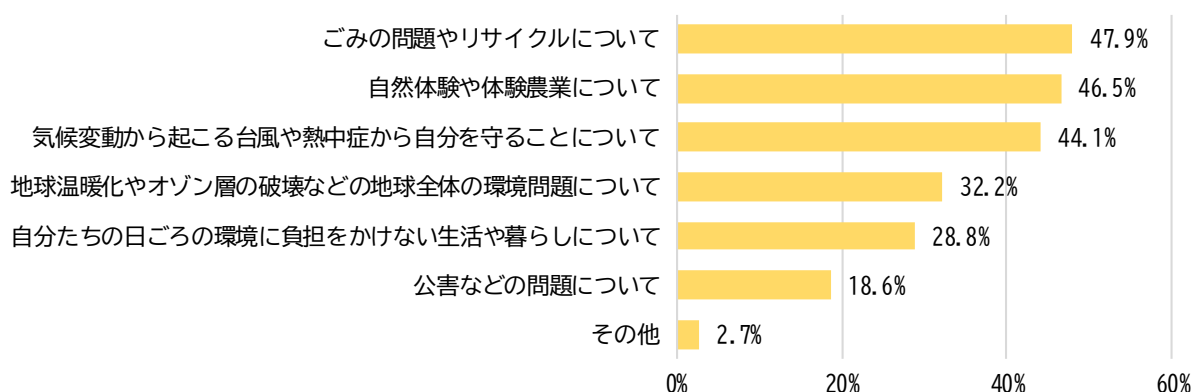


出典：東大和市の「環境」に関する小学5年生アンケート調査（令和7年度）

学んでみたい環境のテーマ

今後学んでみたい環境のことでは、「ごみの問題やリサイクルについて」が47.9%と最も多く、次いで「自然体験や体験農業について」が46.5%と多く回答されています。[詳細は、資料編の資-75 参照]

■今後学んでみたい環境のこと



出典：東大和市の「環境」に関する小学5年生アンケート調査（令和7年度）

Point

気候変動や生物多様性などの、重要性が増している環境のテーマなどについて、関心が持てるようにわかりやすく教育をしていく必要があります。

(8) 市民・事業者の参画

①市と事業者・市民団体の連携事例

市立狭山緑地や野火止用水など、それぞれの場所で事業者や市民団体と連携した環境保全活動が行われています。

それぞれの組織で行われている活動を、連携させていくことが求められます。[詳細は、資料編の資-22, 資-32 参照]

■主な市と事業者・市民団体の連携・協働事例

種類	内容・場所
森林の維持管理	市立狭山緑地での樹木等の維持・保全活動
生態系保全	二ツ池公園での外来種駆除 市立狭山緑地でのトウキョウサンショウウオの産卵地再生
地域美化	野火止用水、空堀川の清掃活動

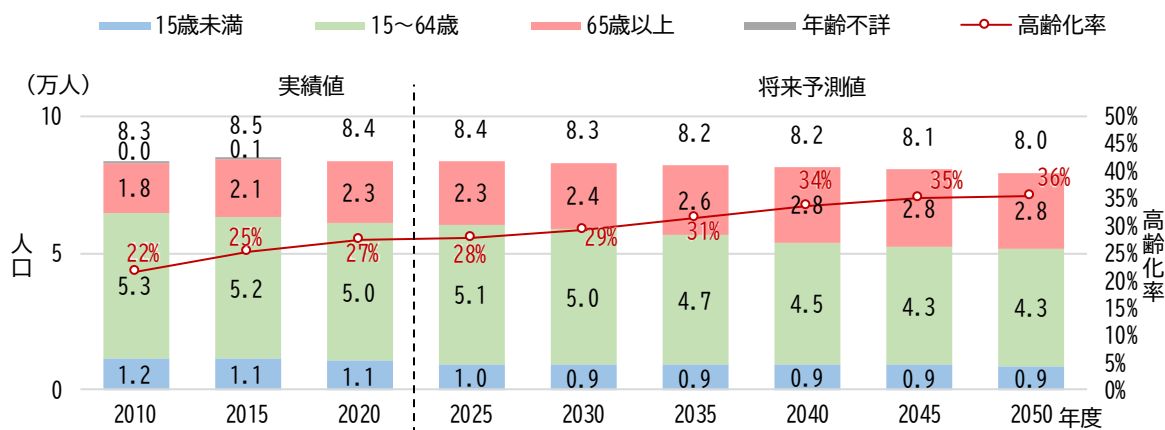
出典：東大和の環境（令和6年度）

②環境保全活動の担い手を取り巻く状況

人口は平成27（2015）年度をピークに減少しており、今後も減少を続け、令和32（2050）年度には8.0万人になることが予測されています。

高齢化率も増加を続け、令和32（2050）年度には3人に1人以上が高齢者となることが予測され、環境保全活動の担い手も減少することが懸念されます。[詳細は、資料編の資-13 参照]

■人口・高齢化率の推移と将来予測値



出典：国勢調査、日本の地域別将来推計人口 令和5年(2023年)推計（国立社会保障・人口問題研究所）

Point

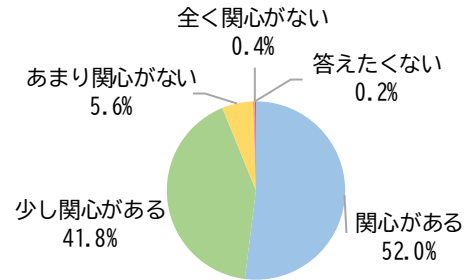
それぞれの場で事業者・ボランティア団体・行政等の連携による多様な活動が行われていますが、担い手不足の深刻化などにより、取組継続が困難となる懸念があります。

③市民の意識・取組状況

環境についての関心

環境について「関心がある」が52.0%、「少し関心がある」が41.8%と合計93.8%が関心を持っています。[詳細は、資料編の資-44 参照]

■環境についての関心

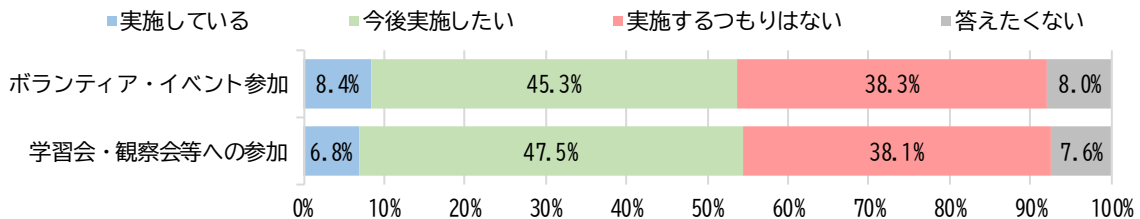


出典：東大和市の「環境」に関する市民アンケート調査（令和7年度）

環境保全活動等に対する市民の取組状況

家庭での環境保全活動の取組状況を聞いたところ、環境保全に関するボランティア活動や学習会等のイベント参加については、すでに取組を実施している人が10%未満と非常に少ない状況ですが、今後そうした取組に参加したいと考えている人は50%弱います。[詳細は、資料編の資-52 参照]

■環境保全活動等に対する市民の取組状況

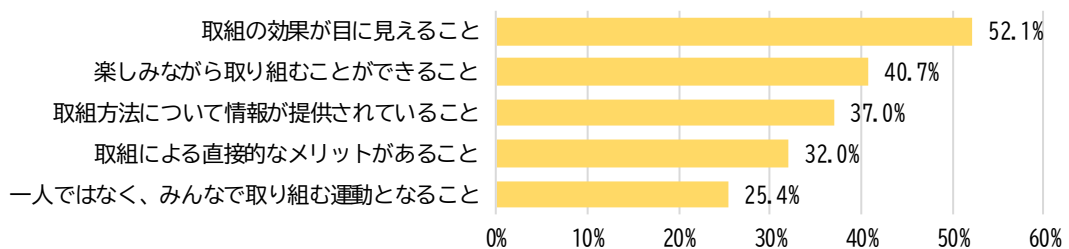


出典：東大和市の「環境」に関する市民アンケート調査（令和7年度）

環境保全の取組をより積極的に実行していくために必要なこと

「取組の効果が目に見えること」が52.1%と最も多く、次いで「楽しみながら取り組むことができること」が40.7%、「取組方法について情報が提供されていること」が37.0%となっています。[詳細は、資料編の資-54 参照]

■環境保全の取組をより積極的に実行していくために必要なこと（上位5位）



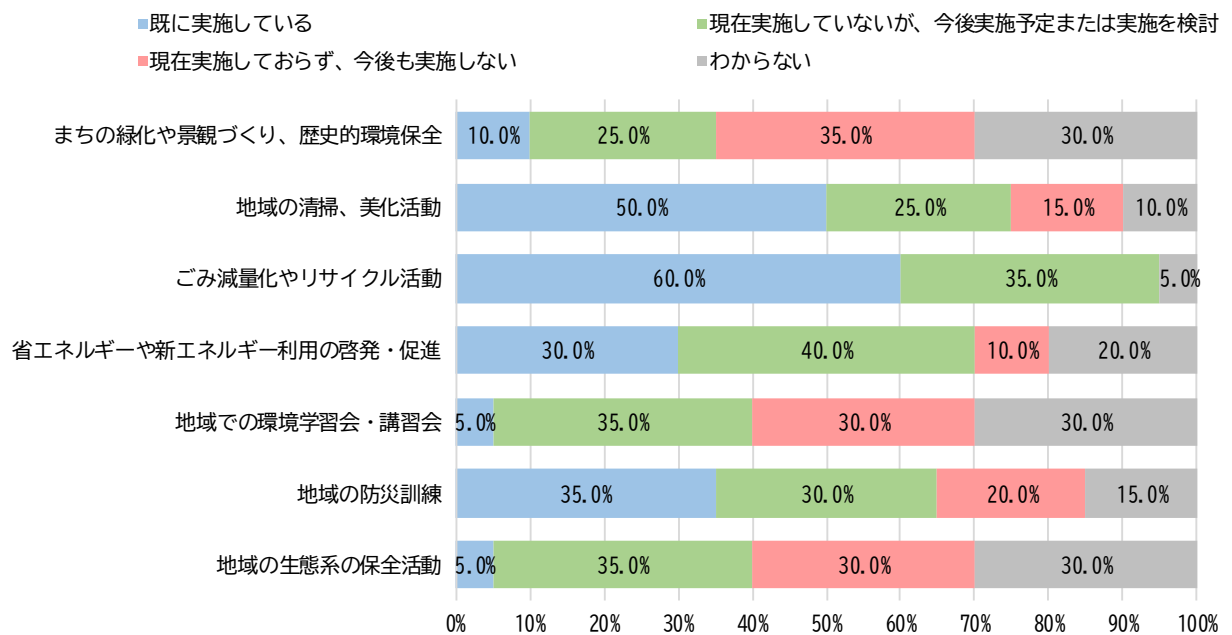
出典：東大和市の「環境」に関する市民アンケート調査（令和7年度）

④事業者の意識・取組状況

事業者による地域社会と連携した取組の中では、地域の清掃や美化活動、ごみ減量化やリサイクル活動を半数以上が「既に実施している」状況です。

「地域の生態系の保全活動」や「地域での環境学習会・講習会」は「既に実施している」事業者が5%ですが、「現在実施していないが、今後実施予定または実施を検討」も35%の事業者から回答されています。[詳細は、資料編の資-66 参照]

■事業者の地域社会と連携した環境保全活動の取組状況



出典：東大和市の「環境」に関する事業者アンケート調査（令和7年度）

Point

各主体が行っている取組や連携・協働の取組を継続・発展させていくために、仕組みづくりや情報発信が必要です。

5 市の環境の課題

(1) 課題の整理

これまでに整理した市の環境の現状を踏まえて、環境の課題を世界、国、都の環境の動向等を踏まえて、「地球温暖化・気候変動」、「自然環境・生物多様性」、「生活環境・ごみ」、「市民・事業者の参画」の4つのテーマで検討しました。

■課題整理の考え方

1 世界的な環境の動き	カーボンニュートラル、気候変動適応、生物多様性、資源循環など、世界的に動きが加速しています。
2 国や都の動き	我が国では世界の動きを踏まえ、生活の質や経済活動の向上等につなげていく動きが見られます。
3 第二次計画の進捗状況の評価・点検	第二次計画の環境指標の約4割が目標未達成であり、イベントを中心とした市の事業見直しによる影響や社会情勢の変化が未達成の理由となっています。

近年の動向から「地球温暖化・気候変動」、「自然環境・生物多様性」、「生活環境・ごみ」、「市民・事業者の参画」の4つのテーマで課題を検討

4 市の環境の現状	(1)地球温暖化対策	市民・事業者のそれぞれが「できること」に取り組んでいます。が、カーボンニュートラルの実現のために、さらなるCO ₂ 削減の取組が求められます。
	(2)気候変動の影響	風水害や熱中症など、気候変動による今後のリスクに対処するため、さらなる「適応」に関する取組が求められます。
	(3)自然環境	市立狭山緑地の自然や希少種の保全等、それぞれの活動が手を取り合い、市全体へ広げることが、今後求められます。 多様な環境保全活動が行われていますが、活動に対する認知度には地域によって差があります。
	(4)ごみの排出	ごみの削減に向けて、分別など身近な取組は浸透していますが、より取組を推進するために環境づくりや啓発が必要です。
	(5)公害の状況	良好な生活環境の維持に向けた取組を継続することと、大気環境や騒音の改善のために自家用車から他の交通手段への転換を促すことが重要です。
	(6)都市農業	市街地の生き物の生息地でもある農地の保全を図るため、農業振興や市民への地場産品の購入への意識啓発が必要です。
	(7)環境教育・啓発	各小中学校で環境教育が行われており、継続・発展に向けて各学校が行っている良い事例を広めていくことも求められます。 自然体験やごみの問題への関心が高いことなど、ニーズに配慮した教育や情報発信の方法を検討する必要があります。
	(8)市民参画、連携・協働	それぞれの場で事業者・ボランティア団体・行政等の連携による多様な活動が行われていますが、担い手不足の深刻化などにより、取組継続が困難となることが懸念されます。 各主体が行っている取組や連携・協働の取組を継続・発展させていくために、仕組みづくりや情報発信が必要です。

「わが市」高めていくことと「これから必要なこと」を整理

環境の課題を前述の考え方で整理すると以下のとおりとなります。

■環境の課題整理

テーマ	さらに高めていくこと	
地球温暖化・ 気候変動	家庭や事業者の環境保全の取組の市全体への拡大	・家庭や事業所でそれぞれが行っている行動を連携させて、できる行動を増やしていき、東大和市全体に拡大していくことが期待されます。
	高い環境意識から、気候変動への適応の取組への発展	・市民も事業者も「環境問題への意識」が高く、地球温暖化の緩和につながる行動を中心に行っています。 ・気候変動による健康被害の軽減や激化する災害への対策など、気候変動への適応につながる行動の強化が求められます。
自然環境・ 生物多様性	市のシンボルとなる「狭山丘陵」の豊かな自然	・市民が市立狭山緑地をはじめとした狭山丘陵について自然とふれあえる場と感じており、今後も狭山丘陵の自然を保全していくことが求められます。 ・同時に、多摩湖を含む狭山丘陵一帯の地域資源を活かし、多くの人々がみどりと親しめる場としてみどりの保全・活用の取組が必要です。
	市民団体による環境保全活動の取組	・市立狭山緑地などで行われている市民団体による自然環境の保全活動の継続や拡大を図る必要があります。
	絶滅危惧種トウキョウサンショウウオ等、希少種の保全	・トウキョウサンショウウオの飼育・放流、生息環境の保全等の取組など、希少種の保全の取組を進めていくことが必要です。
生活環境・ ごみ	大気・水質等の良好な生活環境の維持	・大気や水質は環境基準に概ね適合しており、安全快適な生活環境を今後も維持していくことが求められます。
	多摩地域トップクラスの「ごみ削減」の取組の継続	・1人1日当たりのごみの排出量は、多摩地域の中でも3番目に少なく、ごみ削減の意識や行動をより高めることが重要です。
	市民・事業者の高いごみ分別意識の継続	・市民や事業者のごみの分別の実施率は高く、分別のさらなる徹底が重要です。
市民・事業者の参画	環境保全活動への関心を実践につなげる環境づくり	・市民の環境保全活動の参加率は低いものの、今後参加したい人は5割弱おり、意欲のある人の活動参加を促進することが重要です。
	小中学校での先進的な取組の横展開	・小中学校で行われている先進的な環境教育を全市的に展開していくことが重要です。
	事業者との連携・協働の発展	・事業者との環境教育や環境保全活動などでの連携・協働の発展を図ることが重要です。

これから必要になること

2050 年カーボンニュートラル実現に向けた一層の取組の加速

・令和 32 年（2050 年）のカーボンニュートラル実現の長期目標を掲げており、目標の達成にむけて、さらなる温室効果ガスの削減に取り組んでいくことが必要です。

再エネ導入など、ハードルの高い脱炭素化の取組の促進

・太陽光発電設備や電気自動車などの導入率は低いことから、再エネ設備の導入など、より挑戦的な取組を促進する必要があります。

さらなる気候変動に伴うリスクへの対応力の強化

・今後の気候変動により、熱中症や風水害などのリスクが増大することが予想されることから、市民生活や経済活動を気候変動から守る必要があります。

市立狭山緑地を中心とした狭山丘陵での様々な活動のつながりの強化

・狭山丘陵に位置する市立狭山緑地や二ツ池公園など、自然環境のシンボルとなる場所で行われている様々な取組をつなげていくための仕組みを作ることが必要です。

様々な場所や組織で行われている自然環境保全活動の全市的な拡大

・市内の様々な場所で行われている多様な主体による環境保全活動の認知度をさらに高め、全市的に拡大していくことが重要です。

市街地の緑の適正な維持・管理

・自然とのふれあいの場所や生態系ネットワークの構成要素となる市街地の緑について、規模や配置等を考慮して、適正に管理していく必要があります。

自動車の利用による環境負荷の改善

・市内の主な交通手段である自動車は、光化学スモッグや交通騒音の発生源となるため、環境負荷の削減に向けて自動車から公共交通や自転車等への交通手段の転換促進が重要です。

事業者による資源回収の認知度の向上

・事業者による資源回収等の取組について、さらなる利用促進や普及に向けた認知度の向上や実施箇所の拡大が必要です。

環境保全活動が継続できる仕組みづくり

・市内の環境保全活動の継続のため、新規の参加を促進することや認知度の向上が必要です。

子どもたちが環境のことを学べる場づくり

・小中学校等で子どもが環境に関心を持ち、学べる場をつくることが重要です。

様々な場所で多様な人や組織が行っている活動の継続・拡大

・様々な場所で、それぞれの人や組織が積極的に行っている環境保全活動について、普及啓発、取組の連携によって、活動の継続性を高め、拡大する必要があります。

(2) これからの重要な課題とそれらへの対応

現状では、市民や事業者が、市立狭山緑地をはじめとする自然環境、良好な生活環境を大切に思っており、そうした環境を守るために、それぞれでできることを高い意識を持って行っています。

ただし、カーボンニュートラル、気候変動適応、生物多様性の保全など、これまでよりも大きな環境の課題に対応していくためには、市に関わる人や組織が連携して、より一歩踏み込んだ取組を行っていくことが重要です。

今後の重要な課題と求められる対応について整理すると、以下のとおりとなります。

■今後の重要な課題と求められる対応

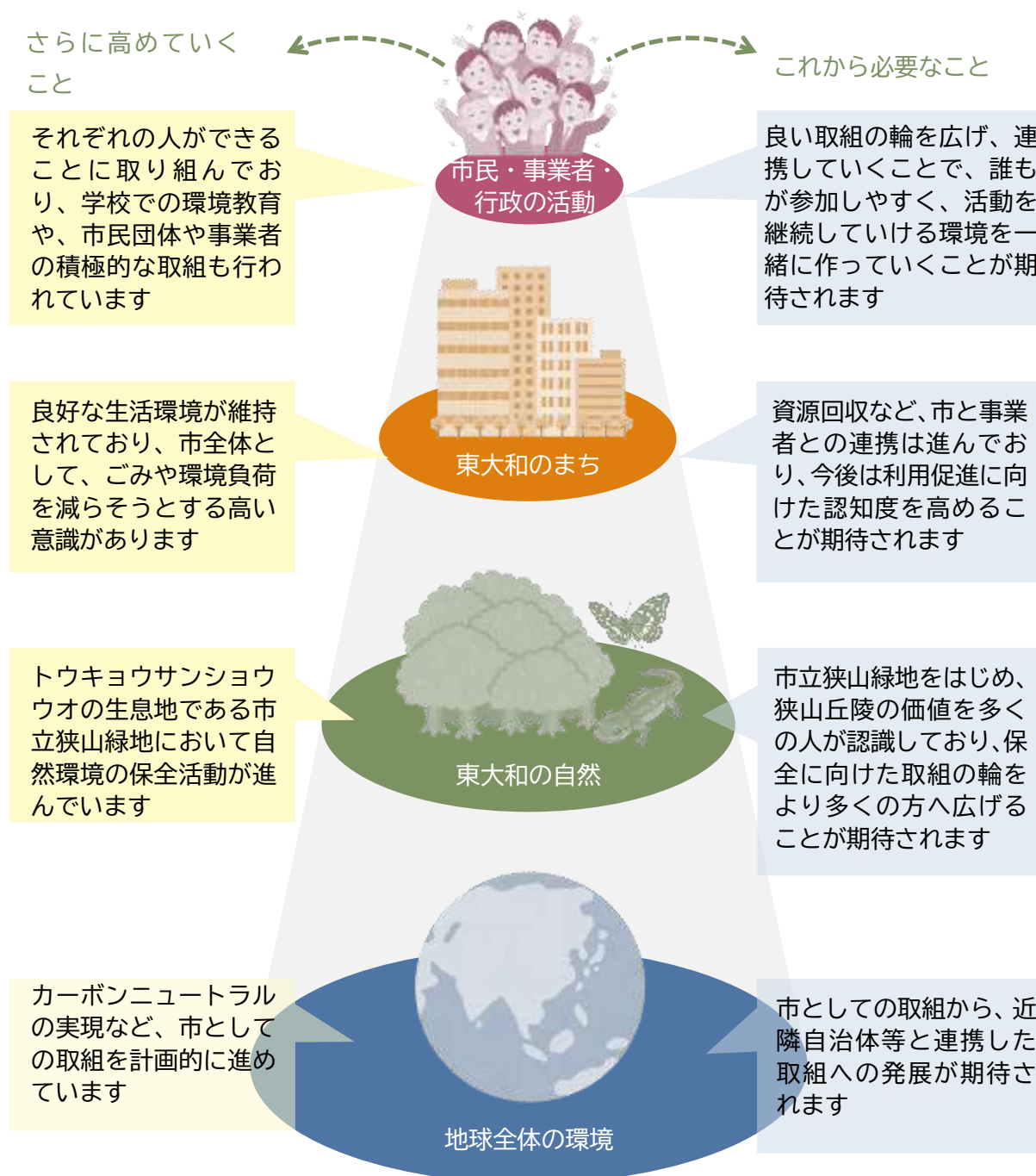
今後の重要な課題	求められる対応
①「環境配慮行動」を全市的に発展させていく	・多くの家庭や事業所で「環境配慮行動」が行われていますが、新たな課題に対応するためには、より多くの人の参加が必要です。 ・これからは、それぞれの「環境配慮行動」をつなげて、市全体で取り組む「大きな輪」に発展させていくことが大切です。
②気候変動への緩和と適応の取組を進める	・カーボンニュートラルの実現に向けて、太陽光発電や次世代自動車の導入など、温室効果ガスの削減を進めていく必要があります。 ・温室効果ガスの削減と並行して、熱中症や風水害などから市民生活や経済活動を守るための適応の取組を進めることが求められます。
③自然と取組をつなげて、生き物やみどりの「つながり」をつくる	・市立狭山緑地を中心とした狭山丘陵には豊かな自然があり、多様な取組が行われているため、それぞれの取組を連携させ、自然と取組の「つながり」をつくることが大切です。 ・そして、生き物が住めて私たちが自然とふれあえる身近な緑や水辺を適切に管理していくことが重要です。
④ごみや自動車での移動を減らし、快適で安全・安心に暮らせるまちをつくる	・市民や事業者の高いごみ分別の意識を、ごみの削減につながる新たな取組に発展させていくことが重要です。 ・騒音等の問題の一因となっている、自家用車の利用について、公共交通や自転車の利用に転換させていくための環境づくりや意識啓発が必要です。
⑤市全体で環境について学び、実践する仲間を増やす	・学校で行われている環境に関する授業や教育の方法を全市的に広め、同じように学べるようにすることが大切です。 ・市民、事業者、市民団体などがそれぞれで行っている活動をつなぎ合わせ、協力しながら活動を拡大・発展させていくことが求められます。

(3) 市の環境を考えるためのステージ

市の環境をよりよいものにするためには市民や事業者のそれぞれの高い環境意識を「市全体」の取組に広げていくことが重要です。

一方で「環境」という言葉は、地球規模のものから自然、まち、そして人の活動まで、様々なステージがあり、どのステージの取組かをわかりやすくしていく必要があります。

ここでは前述の課題を、「地球全体の環境」、「東大和の自然」、「東大和のまち」、「市民・事業者・行政の活動」の4つのステージで整理しています。



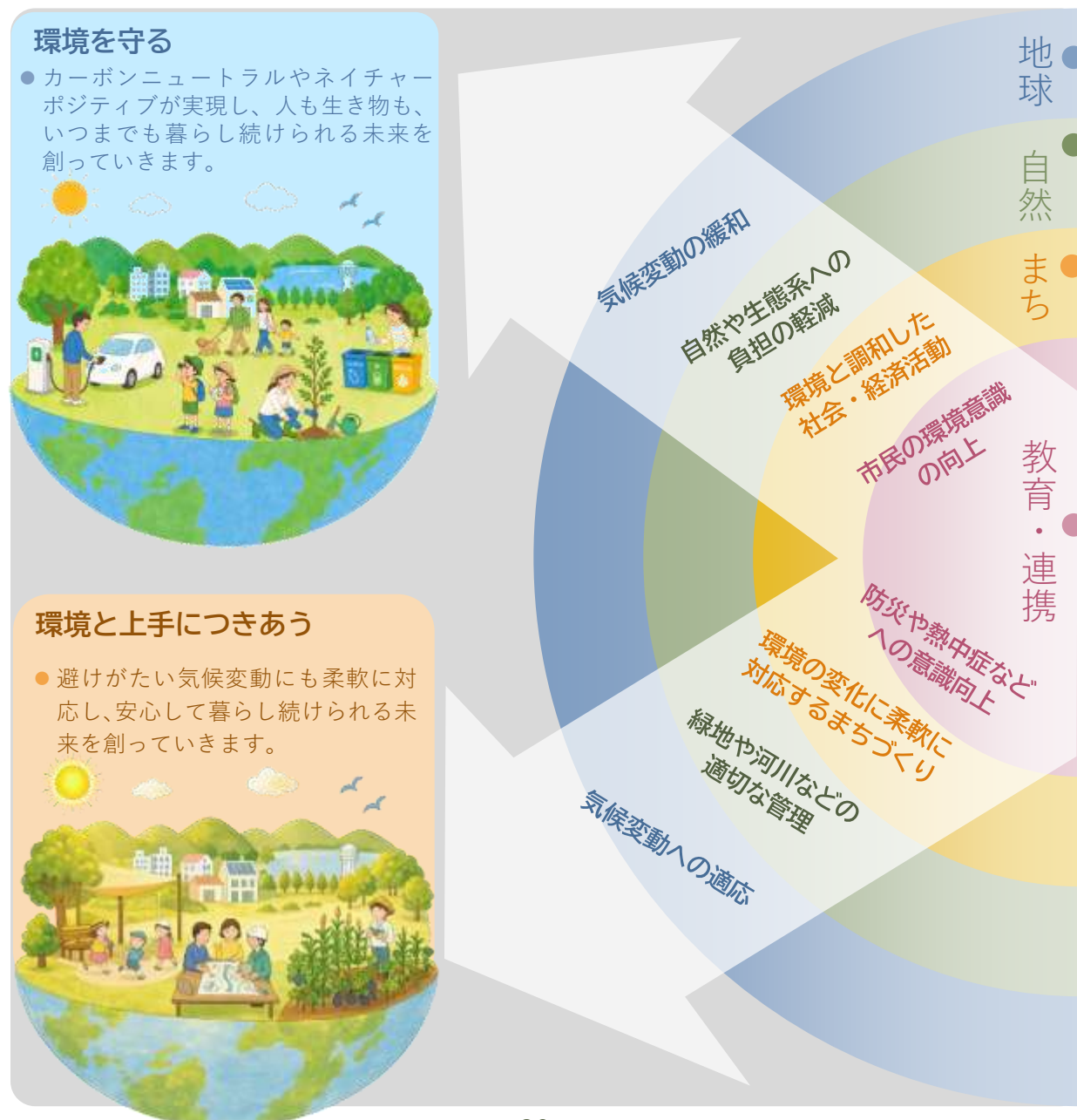
Ⅲ 環境の将来像と施策体系

1 未来への方向性

市の環境保全は、大きく2つの方向性で進めていきます。1つ目は、気候変動を緩和し自然への負担を減らす「**環境を守る**」こと。2つ目は、今ある環境を活かしつつ、災害への備えや熱中症対策などの環境の変化に適応していく「**環境と上手につきあう**」ことです。

「市の環境を考えるためのステージ」(p.38 参照)とこの「2つの方向性」をベースに環境施策を展開します。具体的には、「**教育・連携**」といった身近な環境問題を考え、環境に配慮した行動を実践することから始まり、「**まち**」、「**自然**」、そしてより広域な「**地球**」へとつなげていくことで、未来の環境づくりに取り組んでいきます。

■環境問題を考えるための4つのステージと2つの方向性



2 【将来像】と【基本目標】

未来への方向性を踏まえて、市の環境の将来像と基本目標及び施策を設定しました。

将来像 みどり と ひと をつなぎ受け継ぐ 東大和の環境

～将来像にこめる想い～

東大和市が誇る市立狭山緑地等の豊かな自然を守るため、市・事業者・ボランティア団体が連携して保全活動を行っています。一方で、こうした活動を継続・発展させていくためには、より多くの市民の方々に、保全活動について知ってもらい、関わってもらうことが必要です。

また、生物多様性の保全や気候変動の緩和・適応といった、さらなる大きな課題を解決していくためには、各個人や団体による環境の取組をつなぎ、連携を加速させることが不可欠です。

この将来像には『点在する「みどり（場所）」や「ひと（活動）」をつなぎながら、協力して豊かな環境や環境保全活動を未来へ継承する』という想いを込めています。

基本目標 1 地球環境

- 気候変動の緩和に向けた温室効果ガスの削減と気候変動に適応するための施策を推進します。

施策 1-1 省エネの取組推進

施策 1-2 再エネの導入推進

施策 1-3 脱炭素型都市づくりの推進

施策 1-4 気候変動への適応

基本目標 2 自然環境

- 自然環境の保全と生物多様性地域戦略としての生物多様性の保全の取組を推進します。

施策 2-1 狭山丘陵の保全と活用

施策 2-2 自然とふれあう空間づくり

施策 2-3 市全域の生態系の保全

基本目標 3 まちの環境

- 廃棄物対策、公害対策を推進するとともに、都市農業の振興に向けた施策を行います。

施策 3-1 廃棄物の削減

施策 3-2 暮らしやすく安全な生活環境づくり

施策 3-3 都市農業の推進

基本目標 4 教育・連携

- 全市的に環境に関する取組を促進するための環境教育や協働・連携の取組を推進します。

施策 4-1 環境教育

施策 4-2 市民、事業者、団体等との協働・連携

IV 基本目標の施策

基本目標 1 地球環境

- 市民や事業者の省エネ活動や再生可能エネルギーの活用を支援するとともに、市民や事業者のお手本となるよう職員の省エネ活動の推進と再生可能エネルギー設備の導入推進や森林による二酸化炭素吸収量を増やすための緑地の維持管理などを進めていきます。
- また、気候変動の適応に向けた防災対策や熱中症対策を実施します。

指標
1-1

市域からの温室効果ガス排出量の
平成 25（2013）年度比削減率

【目標値】 **50%削減**

令和 12（2030）年度

【現状値】 24.4%

令和 3（2021）年度時点

※令和 18（2036）年度目標は、令和 12（2030）年度以降に改定の東大和市地球温暖化対策実行計画の目標値に準拠

地球環境の施策がめざすところ

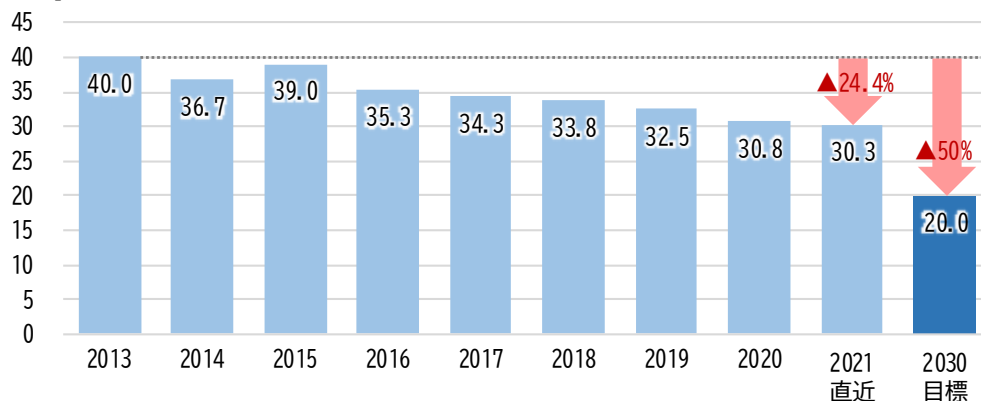
令和 32（2050）年度に市内からの温室効果ガスを実質ゼロにするという長期的な目標に向けて、令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比で半減させることを目指します。

■計画全体の進捗を評価する指標の設定について

指標 1-1 市域からの温室効果ガス排出量の平成 25（2013）年度比削減率

省エネ行動の推進や省エネ機器の導入、再生可能エネルギーの活用、エネルギー消費量の少ないまちづくりなどの市域から発生する温室効果ガスを削減するための施策の進捗状況を評価するため、市域からの温室効果ガス排出量の平成 25（2013）年度比削減率を評価指標としました。

（万t-CO₂）



出典：東大和市地球温暖化対策実行計画（令和 6 年度）

施策 1-1 省エネの取組推進

市民や事業者の省エネ行動や省エネ機器の導入を促進するための情報発信を行います。

市は事業活動における積極的な省エネの実践や公共施設等への省エネ機器等の導入などの取組を推進します。

取組	内容	担当課
省エネ行動の推進	・市民や事業者の環境配慮行動を促進するための情報提供を行います。 ・市職員による「環境配慮行動」を促進します。 ・将来を担う世代へ、デコ活等の省エネの取組に関して学校での環境教育を行います。	環境対策課
建築物の脱炭素化の推進	・建物の脱炭素化（ZEH 等）に資する情報提供を行います。 ・「東大和市公共建築物環境配慮整備方針」に基づいて公共施設の改修を検討します。	環境対策課
省エネ機器の導入推進	・省エネ家電・機器等の購入に関する都の助成制度等について情報提供を行います。 ・公共施設の照明、街路灯の LED 化や高効率設備への更新を進めます。 ・「東大和市公共建築物環境配慮整備方針」に基づいて公共施設への高効率機器の導入を検討します。 ・宅配ボックス等の情報提供を行います。	環境対策課 各公共施設の管理課 管財課
環境負荷の少ない移動手段の活用	・公共交通やシェアサイクルの利用を促進します。 ・公有地でのシェアサイクルポートの設置に協力します。	環境対策課 都市基盤課 スポーツ観光課
環境に配慮した商品購入の推進	・「東大和市グリーン購入推進方針」に基づく、市民や事業者への環境配慮製品の購入についての啓発を行います。 ・食材の地産地消を推進します。	環境対策課 地域活性課 契約検査課 管財課

施策 1-2 再エネの導入推進

市民や事業者の太陽光発電設備の導入や再生可能エネルギーの活用を促進するための情報発信を行います。

公共施設への太陽光発電設備の導入や EV や PHEV 等の次世代自動車の導入を図ります。

取組	内容	担当課
再エネ設備の導入推進	・太陽光発電等の再エネ設備の導入に関する都の助成制度（PPA 事業含む）等の情報提供を行います。 ・公共施設の再配置並びに建築及び修繕等に伴い、避難所等への再エネ設備の設置を検討します。	環境対策課 防災安全課 各公共施設の管理課
再エネ電力の活用推進	・再エネ電気の切替を促進するための環境に配慮した電力メニュー等の情報提供を行います。 ・公共施設の使用電力について、再エネ由来の電力への切替を進めます。 ・公共施設で「ごみ発電を活用した電力地産地消事業協定」に基づく電力を活用します。	環境対策課
次世代自動車の導入推進	・市の庁用車の EV、PHEV 等への更新を検討します。	環境対策課 管財課

施策 1-3 脱炭素型都市づくりの推進

都市機能や居住機能について、地域特性や機能の性格に応じた適切な配置・誘導を図るとともに、公共交通等によるネットワークの形成を進め、エネルギー消費の少ない集約型の地域構造への再編を図ります。

市内の公園・緑地の樹木を適切に管理することで、樹木による森林吸収量の確保に努めます。

取組	内容	担当課
集約型地域構造の再編	・集約型の地域構造への再編に向け、都市機能や居住機能の立地の誘導を図ります。また、公共交通、徒歩、自転車等により移動しやすい環境を形成するとともに、駅周辺や拠点等では、休憩・滞在空間などを備えた、歩きやすく過ごしやすい公共空間の形成を図ります。	都市づくり課
二酸化炭素吸収の促進	・狭山丘陵や野火止用水の樹林地や市街地にある樹木により、二酸化炭素吸収を図りながら、持続性を保つための適切な管理と啓発を行います。	環境対策課 都市基盤課

施策 1-4 気候変動への適応

ますます激しくなる風水害に備えて、雨水貯留施設等インフラの整備を行うとともに、ハザードマップや防災訓練等、市民の防災意識啓発を行います。

熱中症による市民の健康被害を減らすための予防啓発やクーリングシェルの拡充等に努めます。

取組	内容	担当課
防災対策の推進	・ 公共施設、道路、公園、駅前広場等の整備・更新に際し、雨水浸透、透水性舗装等のグリーンインフラの活用を検討します。 ・ 開発事業における雨水貯留・浸透施設の設置について、開発事業者と協議します。 ・ 関係者との協働による流域全体の水災害対策を推進します。 ・ 防災訓練の実施と市民参加を促進します。 ・ 防災グッズやハザードマップ、防災関連冊子やアプリに関する情報提供を行います。	都市づくり課 都市基盤課 下水道課 防災安全課
健康被害対策の推進	・ 熱中症に関する市民・事業者への情報提供と市報やホームページ等の各種媒体を活用し予防啓発・注意喚起します。 ・ クーリングシェルの設置と設置場所を情報提供します。	健康推進課

基本目標2 自然環境

- 市立狭山緑地を中心とした豊かな自然環境を保全し、自然とふれあう場として活用するための整備や各地で行われている取組の連携を図ります。
- この「基本目標2 自然環境」に記載している取組は「生物多様性地域戦略」の施策です。重点地域に指定した市立狭山緑地及び二ツ池公園を中心に、希少種・絶滅危惧種等の保全のために調査や生息地となる自然環境の保全等を推進します。

※生物多様性地域戦略の責任部局と関連部局

責任部局：環境対策課

関連部局：都市基盤課、都市づくり課、生涯学習課（郷土博物館）

指標
2-1

自然環境施策についての
あなたの評価の満足度

【目標値】 **80%以上**

令和18（2036）年度

【現状値】 64.4%

令和6（2024）年度時点

※東大和市民意識調査（令和6年度）より

指標
2-2

トウキョウサンショウウオの
卵のう数

【目標値】 **30個**

令和18（2036）年度

※目標値は、過去10年平均28.2個の維持

【現状値】 12個

令和7（2025）年度時点

自然環境の施策がめざすところ

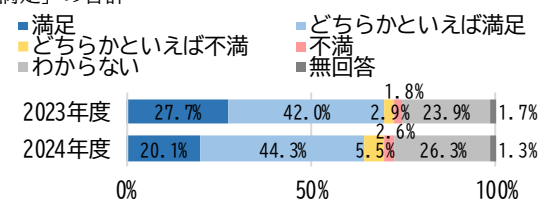
自然環境に対する市民満足度を高めるとともに、トウキョウサンショウウオ等の希少種の保全を、周辺環境の保全も含め進めます。

計画全体の進捗を評価する指標の設定について

指標2-1 自然環境施策についてのあなたの評価の満足度※

※満足度は「満足」と「どちらかといえば満足」の合計

市内の豊かな自然を今後も維持し、自然と身近にふれあえるまちづくりの進捗状況を把握するため、市民意識調査の自然環境施策の満足度を評価指標としました。

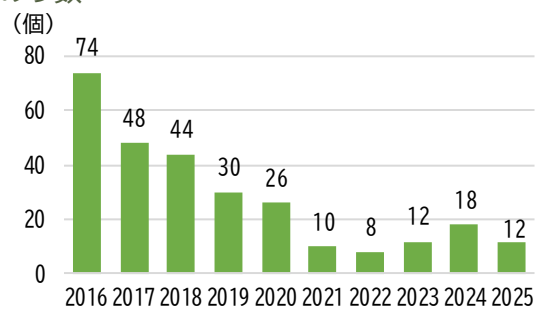


出典：東大和市民意識調査（令和6年度、令和7年度）

指標2-2 トウキョウサンショウウオの卵のう数

生物多様性を保全するためには、生態系の重要な構成要素である絶滅危惧種などの生息地を適切に保全していくことが必要です。

そのため、自然環境や生物多様性の保全に関する評価指標を市内に生息する絶滅危惧種である「トウキョウサンショウウオの卵のう数」としました。



出典：東大和市資料

施策 2-1 狭山丘陵の保全と活用

市立狭山緑地を中心とした狭山丘陵の自然環境は希少な里山や谷戸の環境を有し、市民団体等と連携して生物多様性に配慮した保全を行います。

また、その自然環境を活かした取組や、魅力発信を行いながら、多様な主体と連携を図ります。

取組	内容	担当課
自然環境の保全	・狭山緑地保全活用ガイドラインに基づいた自然環境の保全を推進します。📌重プロ ・トウキョウサンショウウオやオオムラサキなどの市立狭山緑地を中心とした狭山丘陵の希少な動植物を保全します。📌重プロ ・二ツ池公園における状況把握、今後の方向性検討に向けた生物調査を行うなど、生物多様性保全を推進します。📌重プロ ・市立狭山緑地の公有地化及び都との連携による芋窪緑地等の公有地化を推進することで、自然環境を保全します。	都市基盤課 環境対策課 生涯学習課 (郷土博物館)
自然環境の活用	・狭山丘陵の豊かな自然環境との調和を図りながら、観光振興や地域活性化に資する機能の立地誘導を検討します。 ・市立狭山緑地を中心とした狭山丘陵の活用には、公民連携などの手法を用いて進めていきます。📌重プロ ・市立狭山緑地を中心とした環境保全及び他分野で活用できる拠点の整備を行います。	都市づくり課 都市基盤課 環境対策課
多様な主体との連携と魅力発信	・狭山丘陵に関わる行政、施設管理者、市民など多様な主体と連携を図ります。📌重プロ ・狭山丘陵周辺の社寺等、民有の樹林地の環境保全を進めるため、所有者との連携を図ります。 ・自然観察会や自然体験学習等を実施することにより、市立狭山緑地の魅力にふれる機会を創出していきます。 ・市公式 SNS や観光マップ等で市立狭山緑地を中心とした狭山丘陵の自然等を紹介し、魅力を発信します。	都市基盤課 環境対策課 生涯学習課 (郷土博物館) スポーツ観光課

※このマーク 📌**重プロ** のついた取組は、P.53-54に記載の「重点プロジェクト」につながる主な取組です。

施策 2-2 自然とふれあう空間づくり

市民が東大和の豊かな自然とふれあえるようにするための公園や緑地の整備、緑化の推進を行います。

野火止用水や河川等についても、水質を保全するための整備・維持管理を行います。

取組	内容	担当課
公園・緑地・こども広場の再整備・管理運営の推進	・令和 8（2026）年度策定予定の「東大和市パーク・グランドデザインプラン～多彩な公園の実現に向けた再整備・管理運営～」に基づき、多彩な公園を目指した再整備・管理運営を推進します。 	都市基盤課
市街地の緑地の適正な維持管理	・「東大和市街路樹更新計画」に基づき、街路樹の適正な維持管理を行います。 ・公共施設での屋上緑化、壁面緑化をはじめとした緑化を推進します。 ・緑化重点地区の指定等による民有地の緑化を推進します。	都市基盤課 各公共施設の管理課 都市づくり課
野火止用水等、水辺の整備・維持管理	・流域自治体との連携による水質の向上を図ります。 ・野火止用水保全活用ガイドラインに基づいて緑と水辺環境の保全活用を推進します。	環境対策課 都市基盤課

施策 2-3 市全域の生態系の保全

地域の生態系や生活環境に影響を及ぼす外来種への対策を実施します。

狭山丘陵と市街地の公園・緑地を結ぶ、緑道や河川等による生態系ネットワークの整備・保全を進めます。

取組	内容	担当課
外来種等対策の推進	・東京都や周辺自治体と連携した、アライグマ・ハクビシンの捕獲や外来種に関する情報提供等を実施します。	環境対策課
生態系ネットワークの整備・保全	・市立狭山緑地と市街地の公園・緑地・街路樹をつなぐことによって生態系ネットワークを保全します。  ・狭山丘陵に位置する都立公園との連携によって生態系ネットワークを保全します。 	都市基盤課 環境対策課 都市づくり課

基本目標3 まちの環境

- 循環型社会の形成を目指し、ごみの排出抑制やリサイクル等の取組を市民や事業者の協力のもと進めていきます。
- 良好な生活環境を維持するため、大気・水質等の公害に関する状況の監視を継続して実施します。
- 市街地の農地を保全し、都市農業の振興に努めます。

指標 3-1

市民1人1日当たりの ごみ排出量

【目標値】 現状値より減量を目指します※

令和 18 (2036) 年度

【現状値】 606.9g

令和 6 (2024) 年度時点

※目標値については、令和 9 (2027) 年度に改定予定の東大和市一般廃棄物処理基本計画で定めます。

指標 3-2

安全・安心して暮らせる 生活環境の満足度

【目標値】 80%以上

令和 18 (2036) 年度

【現状値】 79.2%

令和 7 (2025) 年度時点

※東大和市の環境に関する市民アンケート
(令和 7 年度)

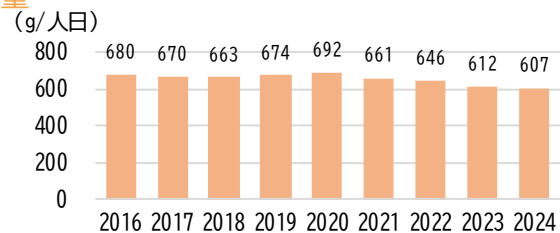
まちの環境の施策がめざすところ

ごみや汚染物質などの環境負荷を減らすことによって、快適で安全・安心、かつ持続可能なくらしの実現をめざします。

計画全体の進捗を評価する指標の設定について

指標 3-1 市民1人1日当たりのごみ排出量

3Rなどのごみの排出抑制の施策の進捗状況を評価するために、市民1人1日当たりのごみ排出量を評価指標としました。

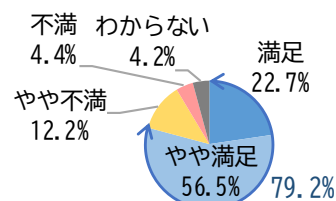


出典：東大和市一般廃棄物処理基本計画、東大和の環境（令和 6 年度）

指標 3-2 安全・安心して暮らせる生活環境の満足度※

※満足度は「満足」と「やや満足」の合計

公害対策等による良好な生活環境の保全の施策の進捗状況を評価するため、安全・安心して暮らせる生活環境の満足度を評価指標としました。



出典：東大和市の環境に関する市民アンケート（令和 7 年度）

施策 3-1 廃棄物の削減

東大和市一般廃棄物処理基本計画による廃棄物の減量に努めます。

従来のごみの削減や分別の徹底の啓発を継続するとともに、リユースや食品ロスの削減に向けて事業者と連携した取組を実施します。

また、資源回収と資源の活用に向けた取組を推進します。

取組	内容	担当課
ごみの発生と排出抑制の推進	・市民へのごみの削減や分別排出等についての情報提供を行います。 ・市民と連携したごみの削減等の啓発を行います。 ・事業者に対して徹底した分別排出を呼びかけます。 ・事業者等と連携したリユースの取組を推進します。 ・事業者による民間施設への搬入を促す環境づくりを推進します。	環境対策課
食品ロスの削減	・事業者等との連携によるフードドライブを推進します。	環境対策課
リサイクルの推進	・東大和市一般廃棄物処理基本計画によるリサイクルの推進を行います。 ・リサイクル商品の利用を促進します。	環境対策課

施策 3-2 暮らしやすく安全な生活環境づくり

大気や水質、騒音、振動等の公害について、状況を監視するとともに、事業所等への指導等により発生源対策を促します。

ごみのポイ捨てや不法投棄防止に向けた啓発や地域美化活動への支援を行います。

取組	内容	担当課
大気・水・土壌の保全	・水質等の継続的な監視と情報発信を行います。 ・工場や事業所に対する指導や啓発を行います。 ・下水道未接続世帯に対して早期接続を働きかけます。	環境対策課 下水道課
騒音・振動・悪臭の抑制	・法令に基づく工場等に対する規制・指導・監視を継続実施します。 ・主要地方道の交通騒音、交通振動、交通量調査を継続実施します。 ・渋滞解消に向けた道路の整備や警察署への違法駐車を取り締まりの要請を行います。	環境対策課 都市基盤課
環境美化の推進	・ごみやたばこのポイ捨て、不法投棄、ペットのふん害の防止に向けた、市民への啓発や情報提供を行います。 ・市民連携による美化活動を推進します。 ・放置自転車対策を推進します。	環境対策課 都市基盤課

施策 3-3 都市農業の推進

市街地の農地を保全するための生産緑地地区指定を行います。

市民の農業への関心を高め、地場農産物の消費を促すためのイベントや農業体験を開催します。

取組	内容	担当課
農地の保全・活用	・生産緑地地区の指定等により市街地の農地を保全します。	地域活性課 都市づくり課
地産地消の推進	・農産物の共同直売所や産業まつり等での PR による地場農産物の普及を進めます。 ・学校給食での地場農産物の活用を推進します。	地域活性課 教育総務課
農業体験の推進	・市民農園や体験農園の周知及び収穫体験等による農業体験を推進します。	地域活性課

基本目標4 教育・連携

- 環境問題の解決には、東大和市に関わる一人ひとりの行動が重要です。
- 多くの人に環境に配慮した行動や環境保全活動に取り組んでもらうための環境教育や啓発を行います。
- 事業者や市民団体等と連携した環境保全活動等を発展的に継続していくための仕組みづくりを行います。

指標
4-1

市民の環境保全活動等に参加している割合

【目標値】 **50%以上**

令和 18（2036）年度

【現状値】 8.4%

令和 7（2025）年度時点

※東大和市の環境に関する市民アンケート（令和 7 年度）

指標
4-2

環境について学校や家族で話し合っている小学生の割合

【目標値】 **60%以上**

令和 18（2036）年度

【現状値】 46.0%

令和 7（2025）年度時点

※東大和市の環境に関する小学 5 年生アンケート（令和 7 年度）

教育・連携の施策がめざすところ

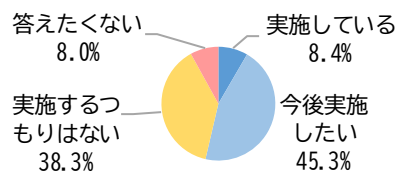
市民、事業者との協力のもと、自然環境の保全やごみ削減等の環境保全活動を実施し、環境教育を通して次世代への継承をめざします。

■計画全体の進捗を評価する指標の設定について

指標 4-1 市民の環境保全活動等に参加している割合※

※「まちの美化活動など環境に関するボランティア活動やイベントに参加する」に「実施している」と回答した割合

市民、事業者、環境団体等との協働・連携の施策の進捗状況を評価するため、市民の環境保全活動等への参加をしている割合を評価指標としました。

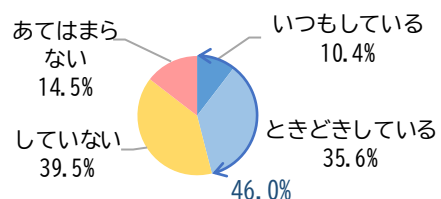


出典：東大和市の環境に関する市民アンケート（令和 7 年度）

指標 4-2 環境について学校や家族で話し合っている小学生の割合※

※「環境について学校や家族で話し合っている」に「いつもしている」または「ときどきしている」と回答した割合

子どもへの環境教育や啓発の施策の進捗状況を評価するため、学校や家庭での環境を話題とした話し合いの実施状況を評価指標としました。



出典：東大和市の環境に関する小学 5 年生アンケート（令和 7 年度）

施策 4-1 環境教育

将来を担う子どもたちへの先進的な環境教育を行うための取組を推進します。

環境教育の機会の提供や環境教育を実施する場の整備に努めます。

取組	内容	担当課
小・中学生を対象とした環境教育	・小中学校の探究学習における環境をテーマとした授業を行うための情報提供を行います。	環境対策課 教育指導課
生涯学習での環境教育	・環境学習講座の開催等、環境について学ぶ機会を提供します。	環境対策課
環境教育や自然とふれあう機会の提供	・市民向けの狭山丘陵をフィールドとした自然体験会を開催します。 ・小中学生向けのトウキョウサンショウウオ、オオムラサキなどの希少生物の保全活動や市立狭山緑地での体験学習を実施します。 ・小中学校での花壇やビオトープ等の自然にふれあえる場所を整備します。	環境対策課 都市基盤課 生涯学習課 (郷土博物館) 教育指導課

施策 4-2 市民、事業者、団体等との協働・連携

市民や市民団体と連携した環境保全活動を実施するための情報発信や啓発を行います。

事業者との協定等に基づき、公民連携による環境保全、環境教育の取組を実施します。

取組	内容	担当課
市民・市民団体との連携	・環境の保全に関するボランティアなどとの市民連携の推進と、市民への情報発信による拡大を行います。  ・市民団体との連携による市立狭山緑地や二ツ池公園の自然環境の保全の取組を推進します。  ・地域の環境保全活動に関する情報を発信します。 	環境対策課 都市基盤課
事業者との連携	・協定締結事業者をはじめとした事業者との連携による環境保全や環境教育に関する取組を実施します。  ・協定締結事業者をはじめとした事業者の環境に関するデータを活用した、効果的な環境保全活動に関する研究を行います。 ・市立狭山緑地や公園では、公民連携導入による民間事業者のノウハウを活用し、市民、団体等が自然環境にふれあい学べる場を創出すると共に、環境活動の情報共有を推進します。  ・公民連携による、市民、事業者、市の環境活動の情報共有を推進します。 	環境対策課 都市基盤課

※このマーク  のついた取組は、P.53-54に記載の「重点プロジェクト」につながる主な取組です。

V 重点プロジェクト

1 重点プロジェクトのねらい

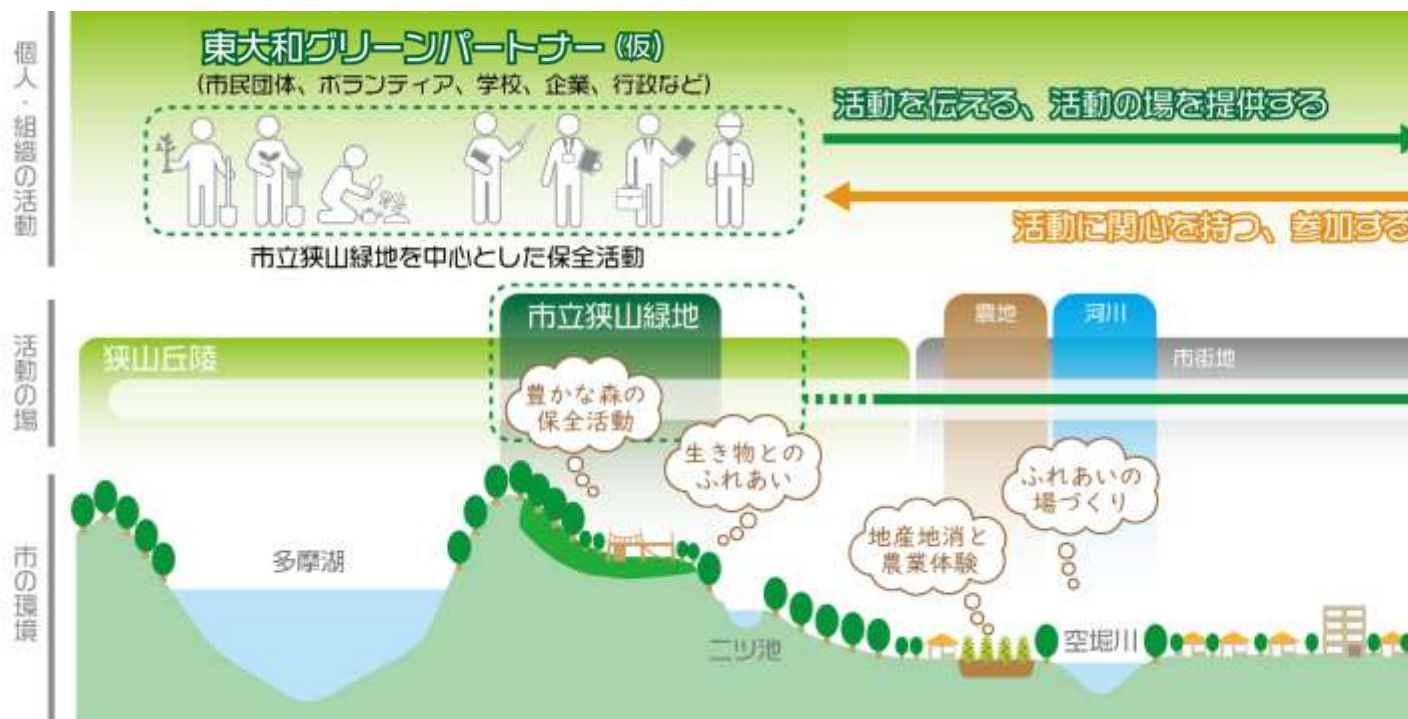
- 市立狭山緑地を中心に狭山丘陵で、それぞれの主体が、それぞれに取り組んでいる環境保全の活動を、「人」と「場」の観点からつなぐ、パートナーシップの仕組みを作り、情報発信と、市民の参加を促します。また、市民が自然とふれあう場を創出し、環境保全の取組を身近に感じ、行動に移す意識を醸成します。

■ 実現に向けたキーワード

- ① 環境活動を行う
「人・組織のつながり」づくり
- ② 市立狭山緑地を起点とした
「場のつながり」づくり
- ③ 参加しやすい仕組みなどによる環境活動の
「次代へのつながり」づくり

2 重点プロジェクトのイメージ

- 本プロジェクトは、市内で最も豊かな自然環境を有する「市立狭山緑地」を中心とした狭山丘陵を舞台とした最重点取組です。現在、同地では多様な団体が活動しているものの、市民にあまり知られていない現状があります。そこで、まずは各取組、各主体に横串を通し、それぞれの活動内容を共有する体制(東大和グリーンパートナー(仮))をつくります。その後、構築した体制の仕組みの中で連携を深め、各取組を多角的かつ効果的に進めていきます。また、より効果的に各取組を市民等に伝えていくため、1つの大きな枠組みとして一体となって情報発信していきます。本プロジェクトにより、活動を市民に認知してもらうことで、市民参加を促し、将来的には同様の活動が市内全域へ展開されるよう、市の先導的なモデルケースを目指します。



3 実現に向けた具体的な取組

- 本プロジェクトは、市立狭山緑地を中心に点在する活動の場と、伝える人材や参加する人々をつなぎあわせ、市民・事業者・市が一丸となり、「東大和グリーンパートナー(仮)」という連携体制を構築し、その取組を市内全域に広げることで「みどりと保全のネットワーク(仮)」を形成していくものです。以下の取組の実現を検討していきます。

①パートナーシップの仕組みづくり

- 市立狭山緑地等において、行政、市民、団体や民間事業者等が連携し、公民連携事業の導入などを契機として、主体的に保全活動に取り組むための仕組みや制度を構築します。
- 東大和グリーンパートナー(仮)による、組織横断的な活動情報の共有・把握体制を整備します。

②市立狭山緑地等の情報発信を一元化

- 市民が多様な環境保全の情報を簡単に集め、気軽に参加できるよう、市立狭山緑地等での環境保全の取組を1つの大きなプロジェクトとして打ち出し、事業者とも連携しながら、情報発信を強化します。
- 団体同士の交流の場をつくり、情報交換等を通じ、市内での環境保全活動の促進を図ります。

③みどりと保全のネットワーク(仮)づくり

- 東大和市緑の基本計画や東大和市パーク・グラデーションプラン～多彩な公園の実現に向けた再整備・管理運営～等と連携しつつ、各環境保全の取組に対する市民の認知度向上及び市民参加を推進します。
- みどりと保全のネットワーク(仮)づくりの中で、自然とふれながら、楽しく環境保全について学べる場をつくり、市民が身近に自然を感じられる意識を醸成します。



VI 未来の環境のためにできること

第三次東大和市環境基本計画を推進するためには、市民・事業者のみなさまの環境配慮へのご協力が不可欠です。

本章では、将来像の実現に向けて、市民と事業者のみなさまにご協力いただきたい環境配慮の方法を紹介します。

1 市民の方がとりくめる環境配慮行動

節電やごみの分別など、身近に行われていることや、さらに一歩進んだ省エネ機器の更新や自然環境保全の方法を紹介します。

「始めやすい行動」から始めてみませんか。

地球環境

テーマ	始めやすい行動	さらなる行動
省エネの徹底と省エネ家電へのアップデート 	• 使わない照明はこまめに消す。 • エアコンの温度設定を見直す。	• 十分な明るさが得られる場合は自然光を活用する。 • 「東京ゼロエミポイント」などの補助制度を調べて家電の買い替えを検討する。
環境負荷の少ない移動 	• 近所の買い物は車を使わず自転車や徒歩で行く。 • 自動車を使う場合はエコドライブを心がける。	• 遠出の際は、電車やバスなどの公共交通機関を積極的に使う。
猛暑から身を守る 	• 危険な暑さの日は無理をせず休憩や水分補給をする。 • ひと涼みステーション(クーリングシェルター)の場所を調べる。	• 冷房効果を高めるすだれ・ブラインド、緑のカーテンなどで住まいを涼しく保つ。
災害から身を守る 	• ハザードマップで自宅周辺の危険度や避難場所を把握する。	• 災害時の非常用持ち出し袋を準備する。

自然環境

テーマ	始めやすい行動	さらなる行動
狭山丘陵の自然にふれ、保全活動に参加する 	- 市の自然や市内に生息する絶滅危惧種について調べてみる。 - 市立狭山緑地で開催されるイベントに参加する。	市立狭山緑地などで行われているボランティア活動に参加する。
絶滅危惧種や身近な自然を守る活動への参加 	- 外来種や外来種が生態系に与える影響を調べる。 - 市内に生息する外来種を調べてみる。	- 生活被害があった場合に、アライグマ・ハクビシン防除事業に参加してみる。 - 二ツ池でボランティアが行っているアメリカザリガニの駆除活動に参加する。

まちの環境

テーマ	始めやすい行動	さらなる行動
ごみ分別とリユースの推進 	「東大和ごみナビ」アプリを使ってごみを分別する。 - 買い物にはマイバッグを持参する。	不要な家具や家電は捨てる前に「ジモティー」などを活用して人に譲る。
地域清掃、美化活動への参加 	市内で行われている清掃活動を調べてみる。	- 家のまわりの道路や植栽を清掃する。 - 地域の清掃活動に参加する。
地元野菜の購入と食品ロス削減 	- 買い物では、地元野菜を選ぶようにする。 - 食事の食べ残しをなくす。	フードドライブの取組に参加してみる。

教育・連携

テーマ	始めやすい行動	さらなる行動
環境学習・保全活動への参加 	- 学校で学んだエコな取組について、家族で話し合う。 - 市報や市のHPなどで環境に関する情報をチェックする。	環境に関する講座やイベントに参加してみる。

2 事業者の方がとりくめる環境配慮行動

事業活動における環境配慮は、コスト削減やリスク管理にもつながり、経営の持続可能性や企業価値を左右する重要な課題でもあります。

自社の強みを活かしてできる行動から始めてみませんか。

地球環境

テーマ	始めやすい行動	さらなる行動
省エネの実践と再エネの活用 	- 空調の適切な温度設定をオフィスで徹底する。 - こまめな節電・節水に努める。	- 省エネ診断を受診し高効率設備へ更新を進める。 - 初期費用ゼロで太陽光パネルを設置できる「オンサイト PPA モデル」について検討する。
暑さから社員を守る 	屋外作業時のこまめな休憩や水分補給など、従業員の熱中症対策を徹底する。	クールビズの奨励やすだれ・緑のカーテン等の設置など、労働環境を涼しく保つ工夫をする。
災害から社員と会社を守る 	施設や設備の日常点検、事業所周辺のハザードマップ等で水害リスクの把握をしておく。	深刻化する風水害による被害を抑えるための事業継続計画（BCP）を策定する。

自然環境

テーマ	始めやすい行動	さらなる行動
事業所の緑化の推進 	- 敷地内で花や木を育てる。 - 敷地内の樹木を大切に保存し、植栽には地域の生育環境に合った樹種を選ぶ。	事業所周辺や敷地内の緑化（屋上・壁面緑化など）を計画的に進める。
地域の自然環境の保全 	市立狭山緑地で行われるイベントやボランティア活動内容に関するチラシ等を事業所に掲示する。	市立狭山緑地等の保全活動や、多様な生物が生息する水辺空間の保全活動へ企業として協賛・参画する。

まちの環境

テーマ	始めやすい行動	さらなる行動
事業系ごみの削減とリサイクル 	- 従業員へ事業系ごみの分別と排出抑制を呼びかける。 - コピー用紙の裏面利用やペーパーレス化を進める。	- 業務で使用する備品にリサイクル商品を積極的に導入する。 - 飲食店等は「東大和食品ロス削減協力店」や「東大和マイボトル等協力店」へ登録する。
公害の防止と周辺環境の美化活動 	- 事業所周辺の定期的な清掃活動を自主的に行う。 - 事業活動に伴う騒音・振動・悪臭等を抑制し、法令を遵守する。	- 低騒音・低振動型の機械や低公害車の導入を検討する。 - 地域の定期的な清掃活動に参加する。

教育・連携

テーマ	始めやすい行動	さらなる行動
社内啓発による従業員の環境意識の向上 	「デコ活」などの脱炭素行動や環境問題について、社内研修などで啓発します。 - 市報や市のHPなどで環境に関する情報をチェックする。	環境配慮型製品の購入(グリーン購入)を社内ルールに組み込むなど、従業員の環境配慮意識を組織的に高める取組を実施する。
行政・市民団体・地域との連携と次世代への教育 	- 地域の環境保全活動やイベントを調べてみる。 - 活動への参加や情報交換を通じて地域とのコミュニケーションの輪を広げる。	- 自社で行っている環境配慮の取組について、地域に向けて積極的に情報発信する。 - 企業用地での環境活動の公開や、自社が持つ環境データの提供を行い、環境学習を支援する。

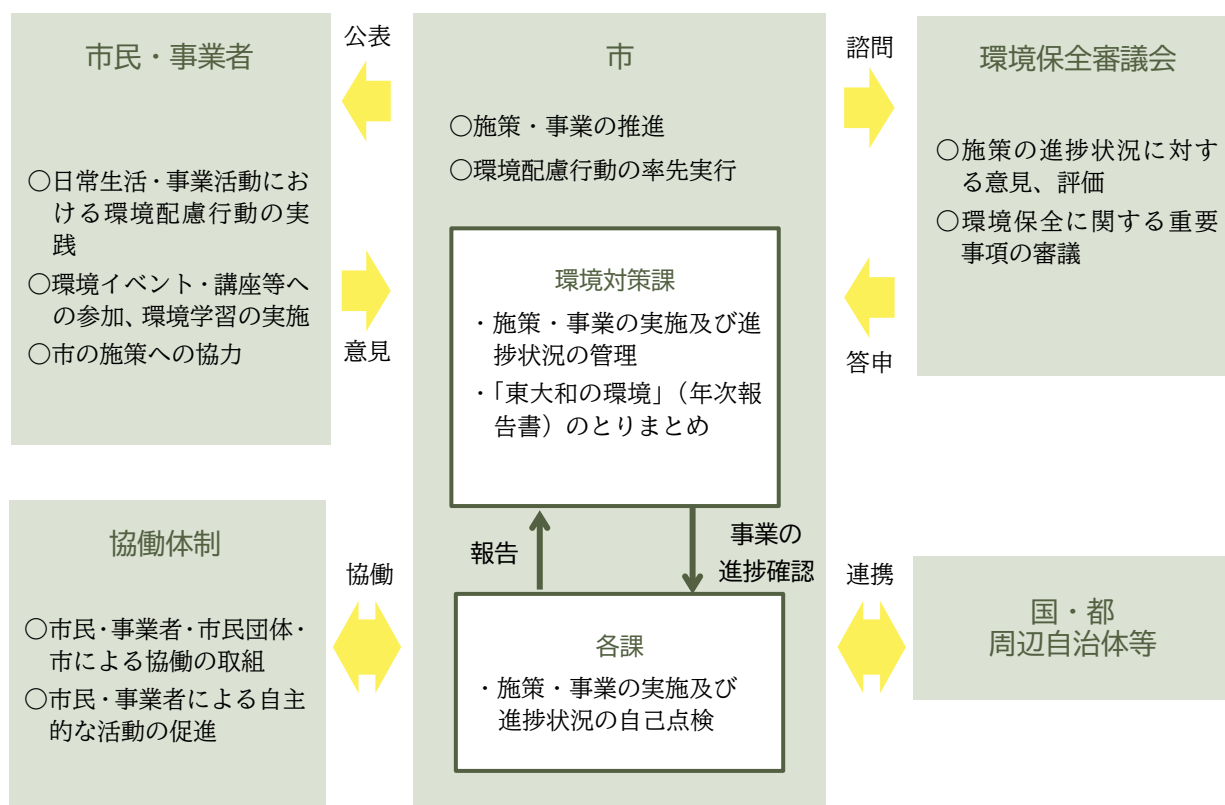
VII 計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、環境対策課を推進主体とし、関係部課が進捗状況の点検を行い、調整・連携を図ることとし、東大和市環境保全審議会条例に基づき設置される東大和市環境保全審議会（以下「環境保全審議会」という。）において、進捗状況の報告を行い、評価を行うとともに環境の保全に関する重要事項について審議を行います。

計画の推進にあたっては市民、事業者、市民団体との連携・協働を円滑に行うための体制づくりや自主的な各主体の活動に対する支援を行います。

大気汚染や水質汚濁、地球環境問題など広域的な取組を必要とする施策については、国や東京都、他自治体等と協力して、その推進に努めます。



2 進行管理

本計画は、主に市の目指す環境像や基本目標を示すものであり、基本目標に紐づく具体的な推進施策は各年度の「東大和の環境」にまとめ、それぞれの進行管理を行います。

本計画は PDCA サイクルに基づく進行管理を行うこととします。

本計画は期間の中間年となる 5 年目に施策の進捗状況の評価・点検と見直しを行います。

実施事業については、毎年度「東大和の環境」にまとめ、環境保全審議会に報告し、必要に応じて見直しを行うこととします。(OODA ループに基づく実施事業のモニタリングを行います。)

【第三次東大和市環境基本計画と推進施策の進行管理の考え方】



【第三次東大和市環境基本計画と施策の進行管理スケジュール】

年度→		R9 1年目	R10 2年目	R11 3年目	R12 4年目	R13 5年目	R14 6年目	R15 7年目	R16 8年目	R17 9年目	R18 10年目	R19 以降～	
Plan 策定		環境基本計画											
		前期（R13年度に中間見直し）					後期（R17～18年度に次期計画に改定）					「第四次東大和市環境基本計画」に移行	
Do 実行	Observe 観察	東大和の環境											
	Orient 情勢判断												
	Decide 決定												
	Act 行動												
		取組ごとに必要に応じて改善し、事業を実施											
Check 評価		環境基本計画											
Action 改善		環境基本計画											
環境保全審議会		(外部会議)											

資料編

- 1 用語解説
- 2 東大和市環境基本条例
- 3 第三次東大和市環境基本計画策定の経過
- 4 東大和市環境保全審議会
- 5 第三次東大和市環境基本計画策定本部
- 6 データ集

1 用語解説

あ行

ウェルビーイング

身体的、精神的、社会的に満たされた良好な状態にあること。「高い生活の質」や幸福を意味し、環境保全においても社会全体の目標として重視されている。

か行

外来種

人為によって意図的・非意図的に本来の生息地・生育地の外から持ち込まれた種。国内の他地域から持ち込まれた種を「国内外来種」という。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、全体として実質ゼロにすること。

気候変動への適応

気候変動による避けられない影響（自然災害の激甚化や熱中症リスクの増加など）に対して、被害を防止・軽減するための備えや事前の対策を行うこと。

クーリングシェルター

極端な高温時に、市民が一時的に暑さをしのぎ涼むことができるよう、市町村が指定した冷房設備を有する施設（指定暑熱避難施設）。

さ行

循環経済

生産から廃棄までのライフサイクル全体で資源を効率的かつ循環的に利用し、環境負荷の低減と経済成長を両立させる経済システム。

食品ロス

食品由来の廃棄物のうち、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のこと。家庭における食品ロスは、(1)消費期限・賞味期限切れなどにより、食事として使用・提供せずにそのまま捨ててしまう、(2)食事として使用・提供したが、食べ残して捨てる、(3)食べられる部分まで過剰に除去して捨ててしまうの3種類に分けられる。

生活の質

人々が生活していく上での豊かさや満足度のこと。経済的・物質的な豊かさだけでなく、健康や住環境、良好な自然環境など、金銭では測れない豊かさも含めた総合的な状態を指す。

生物多様性地域戦略

生物多様性基本法に基づき、地方公共団体がその区域の自然・社会的条件に応じて、生物多様性の保全及び持続可能な利用を図るために策定する計画。

絶滅危惧種

生息環境の悪化などにより、種の存続が困難になり、絶滅の危機に瀕している野生の動植物の種。

た行

デコ活

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動の愛称。

トリップ

移動回数の単位。人がある一つの目的を達成するために行う出発地から到着地までの移動を1トリップとする。

な行

ネイチャーポジティブ

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。「自然再興」とも呼ばれる。

は行

フードシェアリングサービス

飲食店や小売店等で余剰となった食品と、それを安価で購入・消費したい人をマッチングし、食品ロスの削減を図る仕組みやサービス。

ま行

モニタリング

観測・調査・分析すること。

ら行

レッドデータブック

絶滅の恐れのある野生動植物種に関するデータ集のこと。昭和 41(1966)年国際自然保護連合(IUCN)が発行したのが最初。日本では平成 3(1991)年環境庁(現在の環境省)が編集した。

英数字

IPCC

国連気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)の略称。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和 63(1988)年

に国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立された組織。

OODA ループ

Observe(観察)、Orient(状況判断・方向づけ)、Decide(意思決定)、Act(行動)の4つのステップを繰り返すことによって、状況の変化に迅速に対応し意思決定を行うためのフレームワーク。

PDCA サイクル

Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検)、Act(見直し)を意味し、品質向上のための体系的考え方。管理計画を作成(Plan)し、その計画を組織的に実行(Do)し、その結果を内部で点検(Check)し、不都合な点を見直し(Act)したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするもの。

PPA

Power Purchase Agreement(電力販売契約)の略。事業者が施設の屋根等に太陽光発電設備を設置・所有・維持管理し、施設側がそこで発電された電力を購入するモデルのこと。

ZEH

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略。高断熱化や高効率設備の導入による省エネと、太陽光発電等による創エネにより、年間の一次エネルギー消費量の収支を実質ゼロにすることを目指した住宅。

30by30

2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする国際的な目標。サーティ・バイ・サーティと読む。

2 東大和市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境基本計画(第7条)

第3章 環境の保全に関する施策の推進等(第8条—第13条)

第4章 市民活動の促進等(第14条—第17条)

附則

私たちが暮らすまち東大和は、その北部に狭山丘陵が広がり、季節の移ろいを感じることができる貴重な自然に恵まれている。とりわけ多摩湖の周辺は、四季折々の美しい景観で人々を魅了し、東大和のシンボルともなっている。私たちの健康で快適な生活は、こうした先人たちから受け継いだ健全で豊かな環境の下に成り立っている。

しかしながら、現代に生きる私たちは、めざましい都市化の進展の中で、物質的な豊かさや利便性を追求するあまり、自然の回復能力を超えて空気、水、土を汚し、資源の枯渇化を招くなど環境への配慮をおろそかにし、結果として、地球規模の環境問題をも引き起こしてしまった。

私たちは、良好な環境の下に生活する権利を有する一方、この良好な環境がもはや与えられるものではなく、私たち自らの努力により維持され、創造されるものであることを自覚し、より恵み豊かな環境を次世代へ引き継ぐ責任を果たさなくてはならない。

このような認識の下に、東大和市、事業者及び市民が、環境の保全に関し共通の理念を持ち、自発性と協働による環境保全の取組を推進させ、もって良好な環境を将来にわたり確保するとともに、持続的発展が可能な社会をつくりあげていくことができるよう、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創出(以下「環境の保全」という。)について基本となる理念を定め、東大和市(以下「市」という。)、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2)公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくりあげていくことを目的として、すべての者の協働により行われなければならない。

- 3 環境の保全是、人の活動が地球規模の環境問題をも引き起こすという認識の下に、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関し、基本的かつ総合的な施策を策定し、推進する責務を有する。

- (1)公害の防止に関すること。
 - (2)大気、水、土壌、動植物その他の自然環境の保全に関すること。
 - (3)人と自然の豊かなふれあいの確保、良好な景観の保全、歴史的文化的遺産の保全等に関すること。
 - (4)野生生物の種の保存その他の生物多様性の確保に関すること。
 - (5)資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
 - (6)地球温暖化の防止、オゾン層の保護等地球環境の保全に関すること。
 - (7)前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。
- 2 市は、自ら率先して環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全を図るため、必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 市は、環境の保全に関する施策に、事業者及び市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動において、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全を図るため、必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な情報の提供に努めなければならない

い。

- 3 事業者は、市が推進する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

- 2 市民は、環境の保全のために必要となる知識を習得し、理解を深めるよう努めなければならない。
- 3 市民は、市が推進する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境基本計画

第7条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東大和市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1)環境の保全に関する目標
 - (2)環境の保全に関する施策の基本的な方向
 - (3)前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ東大和市環境保全審議会の意見を聴くとともに、事業者及び市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全に関する施策の推進等 (施策の調整及び推進)

第8条 市は、環境の保全に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために

必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する取組の推進等)

第9条 市は、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減に資する取組を推進するため、事業者及び市民に対する啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について環境の保全に適正な配慮がされるよう、当該事業者に対し必要な措置を講ずることを求めることができるものとする。

(国、東京都等との協力)

第10条 市は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国、東京都、他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

(監視、測定等)

第11条 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定等を行うものとする。

(施策の公表)

第12条 市長は、環境の保全に関する施策で実施したものの概要について、東大和市環境保全審議会の意見を付した上で、定期的に公表しなければならない。

(施策の評価)

第13条 市は、環境の保全に関する施策の適正な実施のため必要と認めるときは、当該施策の進捗状況について評価を行うものとする。

第4章 市民活動の促進等

(環境の教育及び学習の促進)

第14条 市は、広報の充実その他の必要な措置を講ずることにより、事業者及び市民の環境の教育及び学習の促進に努めるものとする。

(自発的活動の促進)

第15条 市は、事業者、市民又はこれらで構成する団体に対する活動の場の提供その他の必要な支援を行うことにより、環境の保全に関する自発的な活動の促進に努めるものとする。

(情報の共有)

第16条 市は、環境の保全に関する情報を収集し、提供することにより、当該情報を事業者及び市民と共有するよう努めるものとする。

(環境月間)

第17条 事業者及び市民が、広く環境の保全についての関心及び理解を深め、並びに環境の保全に関する活動への意欲を高めるため、東大和市環境月間を設ける。

2 東大和市環境月間は、市長が別に定める。

3 市は、東大和市環境月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

3 第三次東大和市環境基本計画策定の経過

(1) 東大和市環境保全審議会

年月日	会議名	内容
令和7年12月24日	令和7年度 第1回東大和市環境保全審議会	・(仮称)第三次東大和市環境基本計画(骨子案と次年度スケジュール)について
令和8年6月23日	令和8年度 第1回東大和市環境保全審議会	・第三次東大和市環境基本計画の策定について(諮問)
令和8年9月29日	令和8年度 第2回東大和市環境保全審議会	・計画策定にあたっての市民アンケート調査の結果について ・第三次東大和市環境基本計画(素案)について
令和8年 月 日	令和8年度 第3回東大和市環境保全審議会	・第三次東大和市環境基本計画(素案)の市民意見募集結果について
令和 年 月 日	令和8年度 第4回東大和市環境保全審議会	・第三次東大和市環境基本計画答申(案)について

(2) 第三次東大和市環境基本計画策定本部会議

年月日	会議名	内容
令和7年6月25日	令和7年度 第1回環境基本計画策定本部会議	・(仮称)第三次東大和市環境基本計画の策定について ・アンケート調査の実施について
令和7年11月11日	令和7年度 第2回環境基本計画策定本部会議	・(仮称)第三次東大和市環境基本計画(骨子案と次年度スケジュール)について
令和8年5月22日	令和8年度 第1回環境基本計画策定本部会議	・第三次東大和市環境基本計画の構成について ・第三次東大和市環境基本計画(素案)について
令和8年 月 日	令和8年度 第2回環境基本計画策定本部会議	・第三次東大和市環境基本計画(素案)の市民意見募集結果について

(3) その他

年月日	調査・会議等	内容
令和7年8月～9月	東大和市の環境に関するアンケート調査実施	・東大和市内在住の中学生以上の市民（「住民基本台帳」を基にした無作為抽出） 配布：2,000件、回収562件 ・東大和市商工会の加盟事業者、市と協定を結ぶ事業者への回答ウェブフォームの配布 配布：948件、回収20件 ・市立小学校を通して、小学5年生のタブレットへの回答ウェブフォームの送付 配布：723件、回収413件
令和7年12月13日	東大和市環境基本計画に関する市民アンケート	・市が実施したイベント「エコアクションフェスタ」において実施したシールアンケート。回答：154件
令和8年6月7日	東大和市環境基本計画に関する市民アンケート	・市が実施したイベント「エコアクションフェスタ」において実施したシールアンケート。回答：173件
令和8年8月	第三次東大和市環境基本計画（素案）に関する市民意見聴取アンケート	・市政情報の受信設定をしている登録者へLINEアンケートの回答ウェブフォームを送信 配布：4,317件、回収75件
令和8年月日～ 月日	パブリックコメントの実施	

4 東大和市環境保全審議会

(1) 東大和市環境保全審議会条例

昭和47年12月22日

条例第23号

(設置)

第1条 東大和市(以下「市」という。)の良好な環境の確保を図るため、市長の諮問機関として、東大和市環境保全審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の良好な自然環境及び生活環境の保全に関する重要事項を調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者 7名以内
- (2) 関係行政機関の職員 3名以内
- 2 前項第1号の委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別の事項を審議させるため、必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する審議が終了したときをもって終わるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第8条 審議会に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理し、会議において発言することができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

付則(昭和 49 年 4 月 1 日条例第 18 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

付則(昭和 51 年 3 月 31 日条例第 11 号)

抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

付則(昭和 54 年 3 月 26 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

付則(昭和 62 年 12 月 15 日条例第 31 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。

附則(平成 5 年 12 月 27 日条例第 49 号)

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 13 年 3 月 15 日条例第 8 号)

1 この条例は、平成 13 年 6 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日において、東大和市環境保全審議会の委員である者で市議会議員にある者として任命されたものについては、その日において解任されたものとみなす。

附則(平成 19 年 9 月 20 日条例第 12 号)

抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 23 年 12 月 12 日条例第 11 号)

抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 3 年 11 月 30 日条例第 25 号)

抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 5 年 2 月 24 日条例第 14 号)

この条例は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附則(令和 6 年 12 月 24 日条例第 44 号)

抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

[参考]

○地方自治法—138 の 4・③

5 第三次東大和市環境基本計画策定本部

(1) 東大和市環境基本計画策定本部設置要綱

(設置)

第1条 東大和市環境基本条例（平成16年条例第23号）第7条に規定する東大和市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）の策定等を行うため、東大和市環境基本計画策定本部（以下「策定本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定本部は、次に掲げる事項を所掌し、その結果を市長に報告する。

(1) 環境基本計画の策定に関すること。

(2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 策定本部は、本部長、副本部長及び本部員を置く。

2 本部長は副市長をもって充てる。

3 副本部長は教育長をもって充てる。

4 本部員は、部長、議会事務局長の職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、策定本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定本部の会議は、本部長が召集し、本部長が議長となる。

(意見等の聴取等)

第6条 策定本部は、必要に応じて、部会員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料若しくは情報の提供を求めることが出来る。

(部会)

第7条 策定本部は、第2条各号に掲げる事項を具体的に検討するため、部会を設置することができる。

2 部会は、部会長及び副本部長並びに必要な数の部員をもって構成し、その構成員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者をもって充てる。

(1) 部会長 部会員の互選により選出された者

(2) 副本部長 部会員の中から部会長が指名した者

(3) 部会員 本部長が指定した職にある者

3 部会長及び副本部長の職務、部会の会議の招集並びに部会における意見等の聴取については、第4条から前条までの規定を準用する。

(庶務)

第8条 策定本部の庶務は、市民生活部環境対策課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月23日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

6 データ集

東大和市環境基本計画の策定にあたって、調査・整理を行った市の環境に関するデータを以下に示します。

※計画書に全部又は一部を記載したデータは **計画書記載** のタグを付けています

(1) 市の現況に関する統計データ等

1) 市の特性と現状

①地勢

東大和市は東京都多摩地域の北部に位置しています。北は埼玉県所沢市と接し、東は東村山市、南は立川市と小平市、西は武蔵村山市に隣接しており、市域の面積は約 13.42km²で、東西に約 5.3km、南北に約 4.3km となっています。

市域の大部分が平坦な武蔵野台地で構成され、住宅や商業施設等が立地しています。

北部には狭山丘陵、多摩湖があり、豊かな自然環境が残されています。多摩湖と狭山丘陵は市の自然環境を特徴づけており、保全区域としても重視しています。また、市内を流れる空堀川などの中小河川が存在しています。都市化が進んでいるものの、自然と調和した地勢が東大和市の特色です。



②人口

計画書記載

人口は平成 27 (2015) 年度をピークに減少しており、今後も減少を続け、令和 32 (2050) 年度には 8.0 万人になることが予測されています。

高齢化率も増加を続け、令和 32 (2050) 年度には 3 人に 1 人以上が高齢者となることが予測されています。

■人口の推移と将来人口予測値

(人)

	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050
15 歳未満	11,624	11,438	10,669	9,765	9,175	9,136	9,240	9,159	8,865
15～64 歳	53,220	51,694	50,214	50,611	49,691	47,379	44,686	43,242	42,546
65 歳以上	18,058	21,443	23,018	23,420	24,318	25,863	27,600	28,271	28,299
年齢不詳	166	582	0	0	0	0	0	0	0
総人口	83,068	85,157	83,901	83,796	83,184	82,378	81,526	80,672	79,710
高齢化率	22%	25%	27%	28%	29%	31%	34%	35%	36%

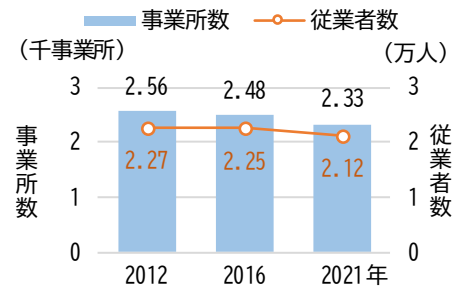
出典：国勢調査、日本の地域別将来推計人口 令和 5(2023)年推計（国立社会保障・人口問題研究所）

③経済

a)事業所数と従業者数の推移

事業所数と従業者数ともに減少が続いています。

■民営の事業所数と従業者数の推移

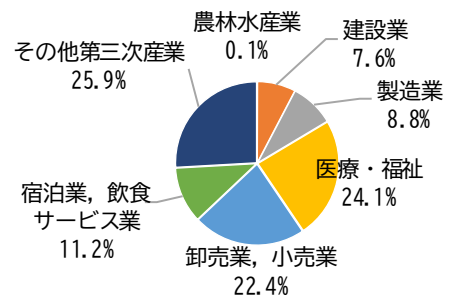


出典：経済センサス 活動調査

b)事業所の業種別構成比

業種別では「医療・福祉」「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」が大きな割合を占めています。

■業種別従業者数の割合 (2021 年、民営)



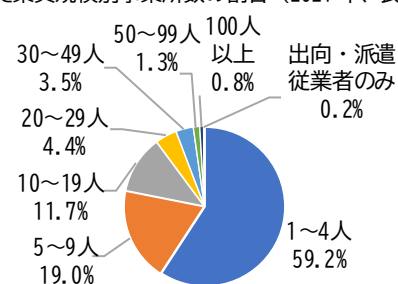
出典：令和 3 年経済センサス 活動調査

c)事業所の従業者数別構成比

計画書記載

従業者数が 1～4 人の事業所が約 6 割、5～9 人の事業所が約 2 割を占めています。

■従業員規模別事業所数の割合 (2021 年、民営)



出典：令和 3 年経済センサス 活動調査

④土地利用

計画書記載

武蔵野台地に広がる住宅用地が 402.2ha と最も大きな面積を持つ土地利用種別となっています。

北部の狭山丘陵をはじめとする森林面積が 193.3ha と次に大きな割合を占めています。

公園や多摩湖や空堀川等の水面を含めると、自然的な土地利用は 434.0ha となります。

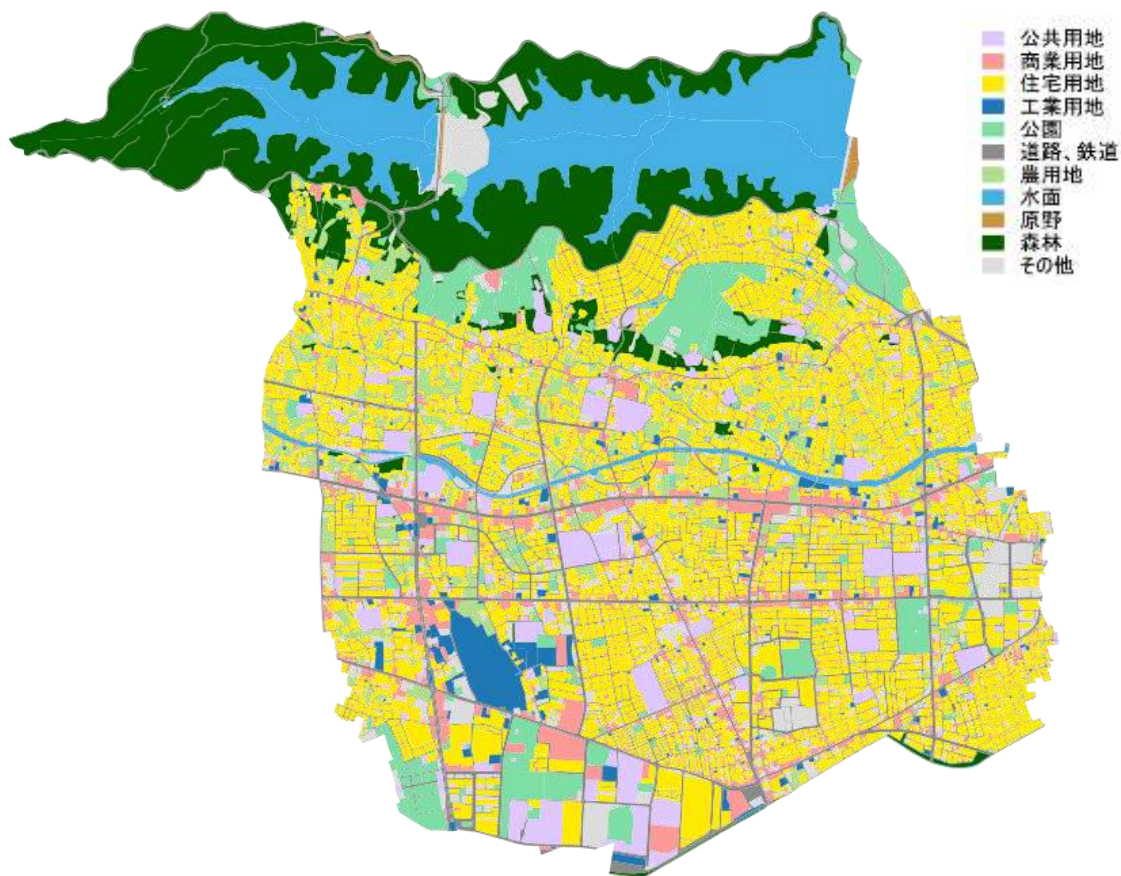
農用地も市の一部に点在しており、総面積は 67.8ha となります。

■土地利用種別面積

	面積 (ha)
公共用地	68.0
商業用地	71.9
住宅用地	402.2
工業用地	30.5
農用地	67.8
道路、鉄道	191.9
公園	91.0
森林	193.3
水面	147.5
原野	2.2
その他	132.8

出典：土地利用現況調査 令和4年

■土地利用現況図



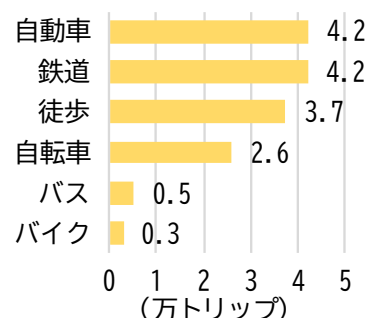
⑤交通

a)市民の交通手段

計画書記載

市民の交通手段は自動車と鉄道が主に利用されており、バスはあまり利用されていません。

■代表交通手段別トリップ数(2018年)



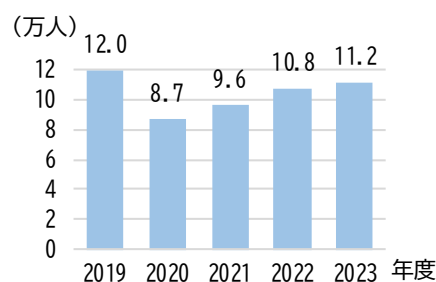
出典：第6回東京都市圏パーソントリップ調査

b)鉄道の利用状況

計画書記載

鉄道の乗降客数は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年(2020年)度に大きく減少し、近年は回復傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染症の発生前には戻っていません。

■1日平均鉄道乗降客数の推移



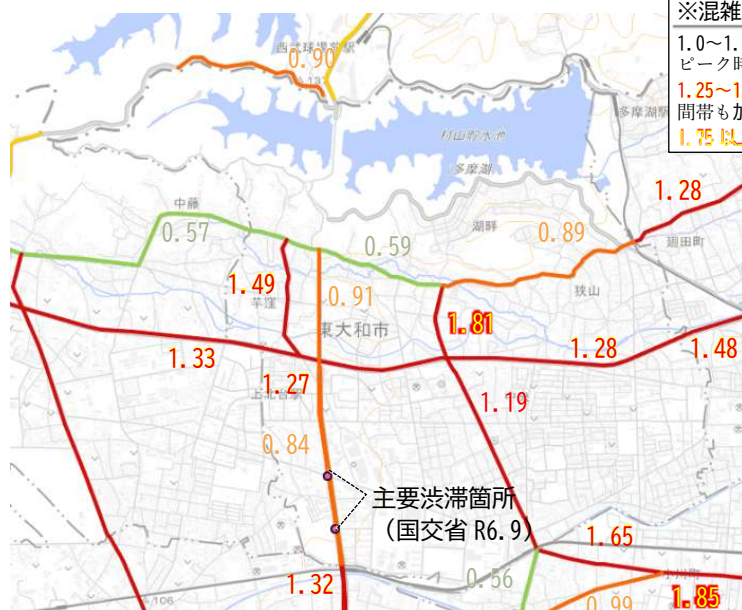
出典：西武鉄道資料、多摩都市モノレール資料

c)道路交通の混雑状況

計画書記載

道路交通センサスでは、主要な幹線道路の混雑度（道路の込み具合を数値化したもの）が1.0を超える道路も多く、道路混雑に起因する環境負荷が懸念されます。

■令和3年度 道路交通センサスに基づく混雑度※



※混雑度（実際の交通量÷設計交通量）

1.0～1.25：12時間の昼間のうち、1～2時間程度のピーク時間帯に混雑する可能性がある状態
1.25～1.75：ピーク時間だけでなく、その周辺の時間帯も加率的に混雑する可能性が高い状態
1.75以上：慢性的な混雑状態

混雑度の凡例



出典：令和3年度一般交通量調査結果
WEBマップ(可視化ツール)

⑥廃棄物の排出状況

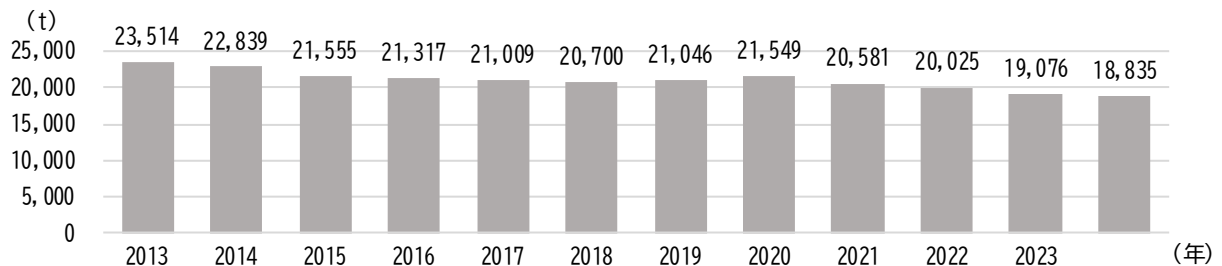
a)ごみの排出状況

計画書記載

過去 10 年間の東大和市のごみの排出量は減少傾向にあります。

1 人 1 日当たりのごみの排出量は多摩地域の中で 3 番目に少ない自治体となっています。

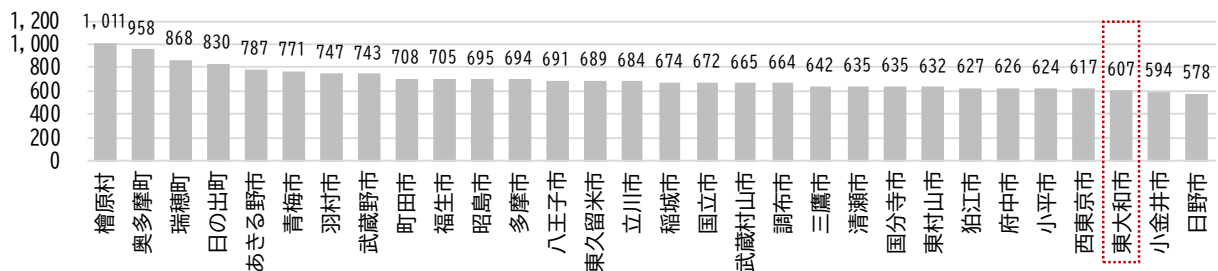
■ごみの排出量



出典：東大和の環境（令和 6 年度）

■多摩地域の自治体別の 1 人 1 日当たりのごみの排出量（令和 6（2024）年度）

(g/人日)



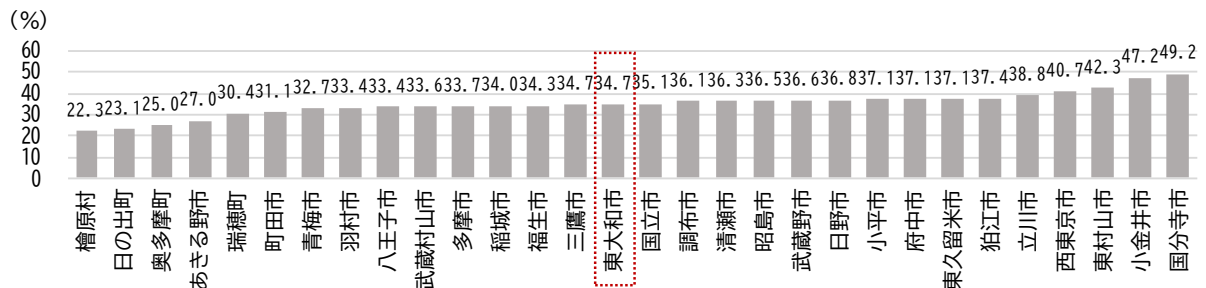
出典：多摩地域ごみ実態調査 2024（令和 6）年度統計

b) 総資源化率の状況

計画書記載

総資源化率は 34.7%と多摩地域の中では 16 番目に高い自治体となっています。

■多摩地域の自治体別の総資源化率（令和 6（2024）年度）



出典：多摩地域ごみ実態調査 2024（令和 6）年度統計

⑦公害関連指標の状況

a)大気に関する環境基準の状況

ア 二酸化窒素調査

全ての観測地点で、二酸化窒素濃度は環境基準値である 1 日の平均値が 0.04ppm～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下となっています。

■自動車排出ガス（二酸化窒素）大気汚染状況調査結果

測定場所		測定結果（単位 ppm）				
路線番号	測定地点	R6 年度	R5 年度	R4 年度	R3 年度	R2 年度
実施日時		12 月 23 日	12 月 20 日	12 月 22 日	12 月 20 日	1 月 7 日
天候		晴	晴	晴	晴	晴
都道 5 号線	芋窪交差点	0.016	0.023	0.013	0.017	0.009
都道 5 号線	奈良橋交差点	0.017	0.026	0.014	0.021	0.010
都道 128 号線	清水観音堂前	0.017	0.025	0.015	0.021	0.012
都道 5 号線	上立野交差点	0.026	0.032	0.020	0.027	0.016
都道 5 号線	奈良橋庚申塚交差点	0.025	0.030	0.017	0.023	0.017
都道 5 号線	清水五丁目交差点	0.025	0.034	0.021	0.029	0.016
都道 43 号線	上北台団地東交差点	0.021	0.026	0.014	0.020	0.012
都道 5 号線	東大和中央交差点	0.018	0.028	0.018	0.021	0.012
都道 43 号線	桜街道交差点	0.022	0.028	0.017	0.022	0.013
市道 2 号線	桜が丘交差点	0.022	0.025	0.017	0.021	0.012
都道 5 号線	東大和市駅前交差点	0.018	0.028	0.019	0.022	0.015
都道 43 号線	玉川上水駅北交差点	0.024	0.027	0.018	0.025	0.018
市道 1 号線	用水北交差点	0.018	0.029	0.016	0.023	0.017
市道 1 号線	青梅橋東交差点	0.016	0.025	0.018	0.021	0.018
都道 5 号線	南高木交差点	0.025	0.031	0.025	0.023	0.016
都道 5 号線	高木 3－375 先交差点	0.024	0.028	0.021	0.023	0.017

出典：東大和の環境（令和 6 年度）

イ 光化学オキシダント

光化学オキシダントは令和 6（2024）年度は注意報が 7 回、学校情報が 19 回発令されています。

■光化学オキシダントの警報、注意報等の発令件数（令和 6 年度）

	発令基準	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	合計
学校情報	オキシダント濃度が 0.10ppm 以上で継続するとき	0	1	1	11	3	2	0	19
注意報	オキシダント濃度が 0.12ppm 以上で継続するとき	0	0	0	4	3	0	0	7
警報	オキシダント濃度が 0.24ppm 以上で継続するとき	0	0	0	0	0	0	0	0

出典：東大和の環境（令和 6 年度）

b)水質に関する環境基準の状況

ア 河川

環境基準が適用される空堀川については、2地点とも環境基準に適合しています。

■市内三河川水質調査測定結果（令和6年度）

	空堀川		奈良橋川		前川		環境基準（A類型） ※空堀川のみ適用
	下砂橋	清水橋	宮田橋	空堀川合流点	東邦分譲地下	本村橋	
気温（℃）	11.5	18.4	18.4	25.2	17.2	16.7	—
水温（℃）	13.4	16.7	16.7	22.3	18.0	18.6	—
流量（m³/S）	0.100	0.162	0.025	0.054	0.017	0.023	—
pH	7.8	7.6	7.2	7.1	7.0	7.3	6.5以上8.5以下
BOD（mg/ℓ）	1.5	1.5	1.4	1.1	1.7	1.8	2mg/ℓ以下
SS（mg/ℓ）	5.0	9.3	8.0	3.5	1.3	1.3	25mg/ℓ以下
DO（mg/ℓ）	8.9	9.8	10.5	11.6	9.9	10.6	7.5mg/ℓ以上
大腸菌数 （MPN/100ml）	95	160					300CFU/100ml以下
カドミウム（mg/ℓ）	<0.0003		<0.0003		<0.0003		0.003以下
鉛（mg/ℓ）	<0.001		<0.001		<0.001		0.01以下
砒素（mg/ℓ）	<0.001		<0.001		<0.001		0.01以下
シアン（mg/ℓ）	<0.02		<0.02		<0.02		検出されないこと
総水銀（mg/ℓ）	<0.0005		<0.0005		<0.0005		0.0005以下
六価クロム（mg/ℓ）	<0.02		<0.02		<0.02		0.05以下

※この数値は、年4回の平均値としています。

※アンダーラインは、環境基準を超えたものです。

※シアン(mg/ℓ)は0.02が定量下限値です。

※この調査結果については、東京都へ報告しています。

出典：東大和の環境（令和6年度）

イ 地下水

地下水の有機塩素系化合物の調査では、全ての項目において環境基準に適合しています。

■市内地下水水質調査測定結果（令和5年度）

(mg/ℓ)

調査地区	1,1,1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
芋窪	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
蔵敷	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
奈良橋	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
高木	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
狭山	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
清水	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
環境基準	1 以下	0.01 以下	0.01 以下
定量下限値	0.001	0.001	0.001

出典：東大和の環境（令和6年度）

c)化学物質に関する環境基準の状況

ダイオキシン類は環境基準 0.6pg-TEQ/m³以下を大きく下回っている状況です。

■ダイオキシン類の大気環境調査結果

(pg-TEQ/m³)

測定地点	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
上北台市民センター	0.0075	0.0087	0.011	0.011	0.013
狭山公民館	0.0180	0.0069	0.011	0.012	0.013
年間平均値	0.0128	0.0078	0.011	0.012	0.013

出典：東大和の環境（令和6年度）

d)騒音・振動に関する環境基準の状況

都道5号線の奈良橋庚申塚交差点東の夜間騒音が環境基準値を上回っています。

■主要幹線道路交通騒音・振動調査結果（令和6年度）

(dB)

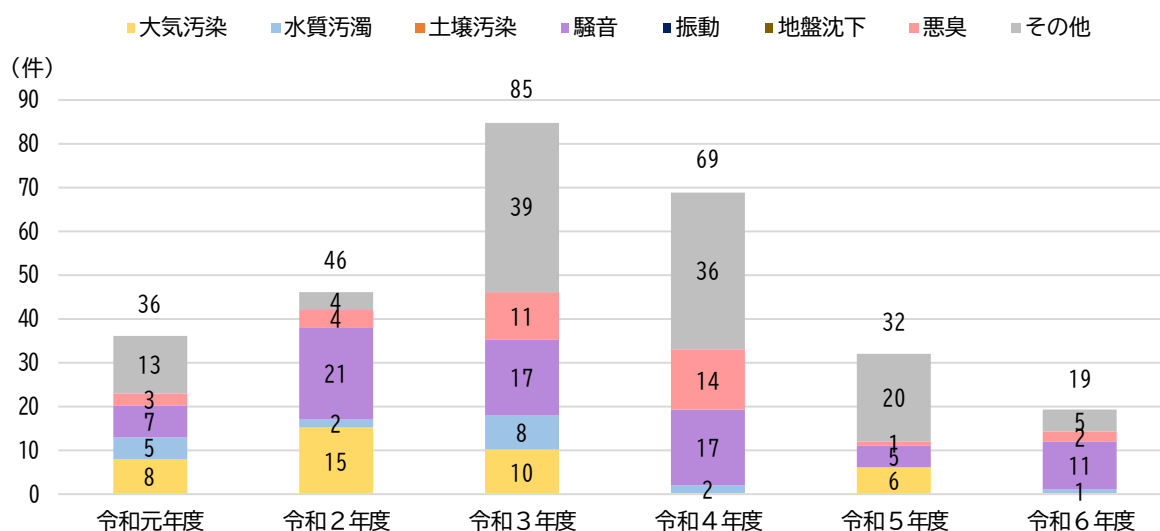
幹線名		測定結果	時間の区分			
			騒音		振動	
			昼間 (6～22時)	夜間 (22～6時)	昼間 (8～19時) (※8～20時)	夜間 (19～8時) (※20～8時)
都道5号線 (新青梅街道)	奈良橋庚申塚 交差点東	測定値	71	【超過】67	53	49
		環境基準値	75	65	—	—
		要請限度	75	70	65	60
		交通量	約 38,412 台/日			
都道5号線 (青梅街道)	東大和中央 交差点北	測定値	62	56	43	33
		環境基準値	70	65	—	—
		要請限度	75	70	65	60
		交通量	約 8,022 台/日			
	奈良橋川 村山橋東	桜街道交差点	65	60	32	21
		環境基準値	70	65	—	—
		要請限度	75	70	65	60
		交通量	約 8,172 台/日			
都道43号線 (芋窪街道)	桜街道 交差点北	測定値	65	60	43	40
		環境基準値	70	65	—	—
		要請限度	75	70	70	65
		交通量	約 17,448 台/日			

出典：東大和の環境（令和6年度）

市民からの公害苦情対応件数は、令和3（2021）年度に大きく増加し、令和5（2023）年度以降大きく減少しました。

苦情内容の内訳としては、典型7公害では「騒音」、典型7公害以外では「その他」が最も高い割合を占めています。

■東大和市の公害苦情対応件数の推移



出典：公害苦情統計調査（東京都 環境局）

⑧環境に関する教育や市民連携の状況

a)市民向けの環境教育・イベントの実施状況

計画書記載

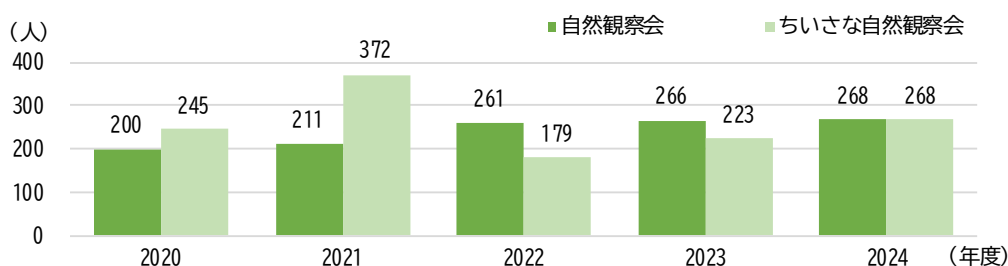
市では、郷土博物館が市立狭山緑地をフィールドとして「自然観察会」と「ちいさな自然観察会」を開催しており、それぞれの観察会に毎年 200 人～300 人程度が参加しています。

■市立狭山緑地での自然観察会



出典：東大和の環境（令和 6 年度）

■自然観察会とちいさな自然観察会の参加者数



出典：東大和の環境（令和 6 年度）

b)ボランティア団体と連携した取組

計画書記載

市立狭山緑地では、ボランティア団体の協力のもと、自然や生物の保全作業が行われています。

二ツ池の生物多様性に配慮した環境改善作業、空堀川や野火止用水の清掃活動等も行われています。

■ボランティア団体との連携による主な自然環境の保全活動の例

活動	内容	活動の様子
市立狭山緑地の管理ボランティア	ボランティア団体「東大和市狭山緑地雑木林の会」が、月 4 回森林の維持管理作業を実施し、適正な管理に努めている。また、市民向けの工作や炭焼きの体験講座を市と協働で実施している。	
二ツ池の外来種駆除活動	二ツ池について、市民等と連携して、かいぼりや外来種駆除を実施、生態系の復元を行いました。また、かいぼりの後は、ボランティア団体「東大和市狭山丘陵保全班」が、アメリカザリガニの駆除活動や草地の創出などの環境改善作業を実施しています。	
野火止用水 6 市共同クリーンデー	野火止用水沿いの立川市、東大和市、小平市、東村山市、東久留米市、清瀬市の 6 市と東京都が連携して、毎年、12 月の第 1 土曜日に、野火止用水 6 市共同クリーンデーとして、清掃活動を実施しています。	

出典：東大和の環境（令和 6 年度）

c) 小学校での環境教育

ア 総合学習での先進的な取組

計画書記載

東大和市立第八小学校での総合学習での「食品ロスや環境問題」に関する学習が、令和 5(2023)年度の「第 29 回 コカ・コーラ環境教育賞」の活動普及部門で「最優秀賞・文部科学大臣賞」を受賞しています。

「食品ロスや環境問題」に関する学習では、クラス内に疑似レストランを出店し、環境問題解決に向けた経営方針や商品開発について検討を行う取組を地域に発信しました。「第 40 回 八地区秋まつり」において、株券で調達した資金で、規格外の野菜を活用した野菜チップスを販売する店舗を出店しました。

■第 40 回 八地区秋まつりの出店



■疑似レストラン



イ 生物多様性に関する授業

計画書記載

東大和市立第九小学校では、小学生によってトウキョウサンショウウオを飼育し、自然に戻す「トウキョウサンショウウオの里親」を授業として取り入れています。

■東大和市立第九小学校でのトウキョウサンショウウオの里親



ウ ボランティア団体との協働による環境の整備

計画書記載

小中学校の環境教育の一環として、ボランティア団体の協力のもと、学校の農園や花壇で、植物の栽培活動が行われています。

■東大和市立第二中学校の花壇



出典：東大和の環境（令和 6 年度）、東大和市公式フェイスブック

2) 温室効果ガスの排出量の把握及び将来推計

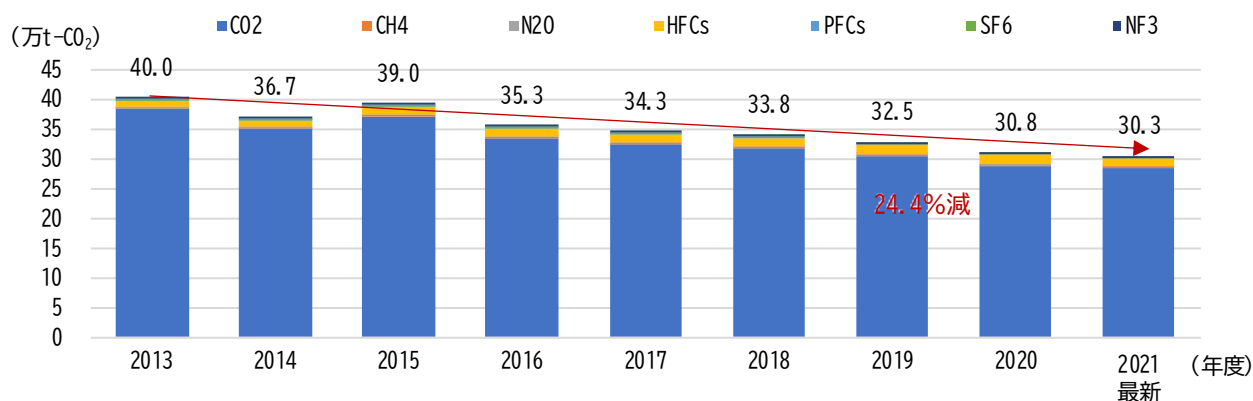
① 温室効果ガス排出量の推移

計画書記載

東大和市の温室効果ガス排出量は、平成 25（2013）年度以降減少を続けています。

令和 3(2021)年度時点で、温室効果ガス排出量は 30.3 万 t-CO₂ となっており、平成 25(2013)年度比で 24.4%減となります。

■ 温室効果ガス排出量の推移



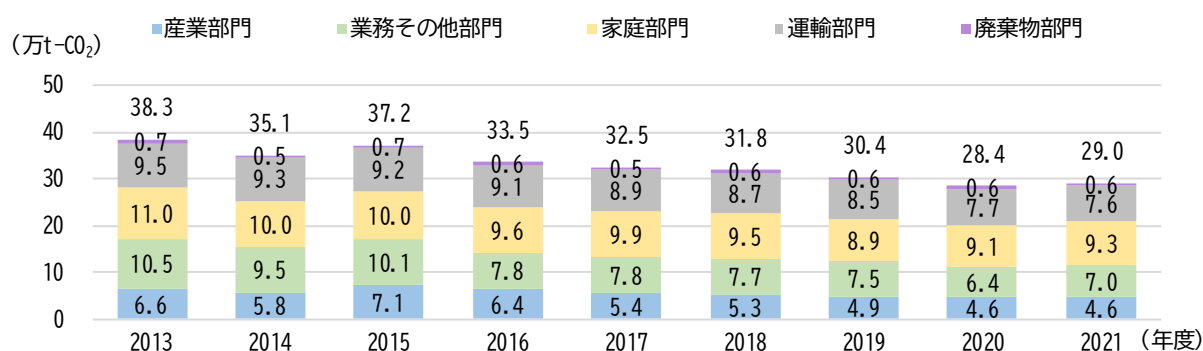
出典：東大和市地球温暖化対策実行計画（令和 6 年度）

② 部門別の二酸化炭素排出量の推移

計画書記載

東大和市の温室効果ガス排出量の 95%程度を占める二酸化炭素排出量は、全ての部門で平成 25（2013）年度より減少しています。

■ 二酸化炭素排出量の推移



■ 部門別の二酸化炭素排出量

(万 t-CO₂)

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
産業部門	6.6	5.8	7.1	6.4	5.4	5.3	4.9	4.6	4.6
業務その他部門	10.5	9.5	10.1	7.8	7.8	7.7	7.5	6.4	7.0
家庭部門	11.0	10.0	10.0	9.6	9.9	9.5	8.9	9.1	9.3
運輸部門	9.5	9.3	9.2	9.1	8.9	8.7	8.5	7.7	7.6
廃棄物部門	0.7	0.5	0.7	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6
合計	38.3	35.1	37.2	33.5	32.5	31.8	30.4	28.4	29.0

出典：自治体排出量カルテ（環境省）

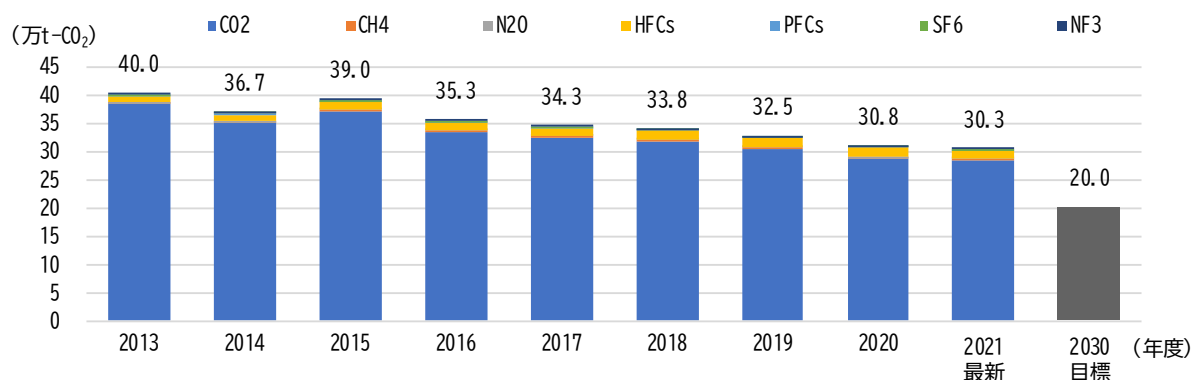
③温室効果ガス排出量の将来目標

計画書記載

東大和市の地球温暖化対策実行計画では、東大和市で排出される温室効果ガス排出量を平成 25 (2013) 年度比で 50.0%削減することを目標に掲げています。

また、長期目標を令和 32 (2050) 年度までに温室効果ガスの排出実質ゼロとすることとしています。

■温室効果ガス排出量の推移と将来目標



出典：東大和市地球温暖化対策実行計画（令和 6 年度）

温室効果ガス排出量の将来目標の設定にあたって行った将来排出量の推計では、特に産業部門や業務その他部門、家庭部門、運輸部門など、市民や事業者が関わる排出部門で、50%以上の削減を見込んでいます。

■温室効果ガス排出量の将来推計結果（脱炭素シナリオ）

		温室効果ガス排出量【千t-CO ₂ 】								
		2013年度 (基準年度)	2020年度 (現況年度)	基準年度比 削減率	2030年度	基準年度比 削減率	2040年度	基準年度比 削減率	2050年度	基準年度比 削減率
エネルギー起源CO ₂		376.1	281.0	▲25.3%	168.9	▲55.1%	71.6	▲81.0%	3.6	▲99.1%
	産業部門	65.5	46.3	▲29.3%	32.4	▲50.6%	15.8	▲75.9%	0.5	▲99.2%
	製造業	60.8	42.3	▲30.4%	29.7	▲51.1%	14.3	▲76.5%	0.0	▲100.0%
	農林水産業	0.9	1.0	14.6%	0.5	▲36.5%	0.3	▲68.0%	0.1	▲90.1%
	建設業・鉱業	3.9	3.0	▲21.8%	2.1	▲45.8%	1.2	▲68.8%	0.4	▲89.4%
	業務その他部門	105.3	64.8	▲38.4%	38.8	▲63.2%	25.3	▲76.0%	0.0	▲100.0%
	家庭部門	109.9	92.7	▲15.6%	50.0	▲54.5%	10.1	▲90.8%	0.0	▲100.0%
	運輸部門	95.4	77.1	▲19.2%	47.7	▲50.0%	20.4	▲78.7%	3.1	▲96.8%
	自動車	88.8	71.8	▲19.1%	43.8	▲50.6%	17.8	▲79.9%	2.1	▲97.6%
	鉄道	6.6	5.3	▲20.0%	3.9	▲41.4%	2.5	▲61.9%	0.9	▲85.6%
非エネルギー起源CO ₂		7.3	6.4	▲11.4%	6.2	▲15.0%	6.2	▲15.0%	6.2	▲15.0%
	廃棄物分野	7.3	6.4	▲11.4%	6.2	▲15.0%	6.2	▲15.0%	6.2	▲15.0%
合計		383.3	287.4	▲25.0%	175.1	▲54.3%	77.7	▲79.7%	9.7	▲97.5%
森林吸収量		▲0.5	▲0.4	-	▲0.4	-	▲0.4	-	▲0.4	-
合計		382.9	287.0	▲25.0%	174.7	▲54.4%	77.4	▲79.8%	9.4	▲97.6%

※四捨五入の関係で、合計値は整合しない場合があります。

※四捨五入の関係で、合計値は整合しない場合があります。

3) 気候変動による影響に関する情報

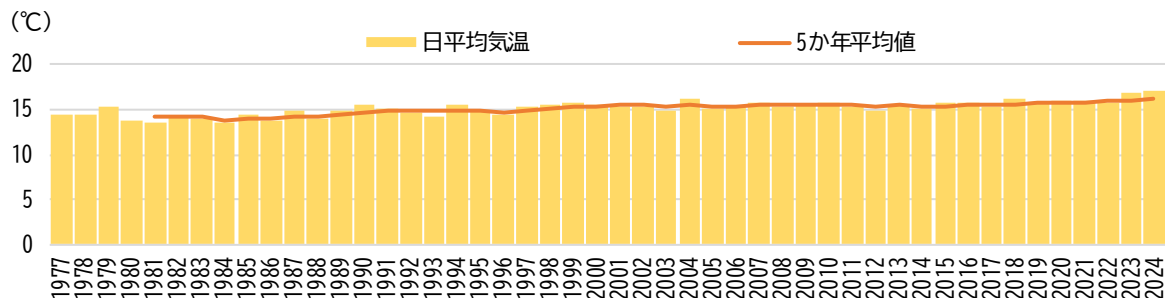
①気候の変化

a)日平均気温

計画書記載

平均気温は長期的な上昇傾向にあります。

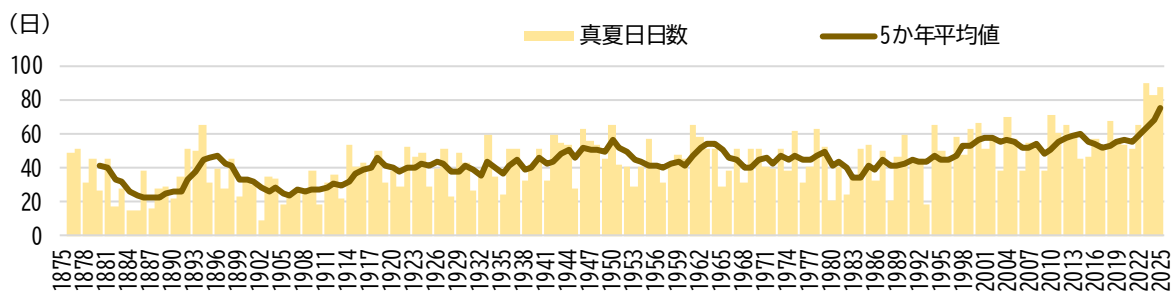
■日平均気温の長期的な変化（府中気象台）



b)真夏日日数

真夏日日数は長期的な増加傾向にあります。

■年間真夏日日数の推移（東京気象台）

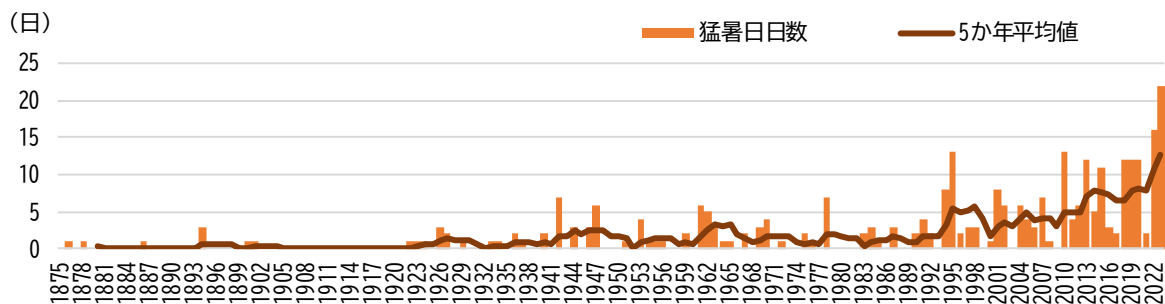


c)猛暑日数

計画書記載

猛暑日日数は最近 10 年間で大幅に増加しています。

■年間猛暑日日数の推移（東京気象台）



②風水害等の状況

a)風水害による被害の状況

計画書記載

令和元年の台風 15 号と台風 19 号では、東大和市内でも建物被害や倒木等が発生しました。

■令和元（2019）年の台風 15 号と 19 号による被害内容

台風 15 号 (9 月)	警報	・大雨警報（浸水害） ・暴風警報発表
	被害	・建物被害 : 13 件 ・その他物損等 : 5 件 ・倒木 : 9 件
台風 19 号 (10 月)	警報	・大雨特別、大雨（土砂災害・浸水害）、洪水、暴風警報発表 ・「警戒レベル 5（災害発生情報）」発令
	被害	・避難所開設 : 7 施設 ・床下浸水 : 1 件 ・土砂崩れ : 1 件 ・土砂流出 : 2 件 ・倒木 : 1 件 ・河川溢水 : 4 件 ・建物被害 : 6 件

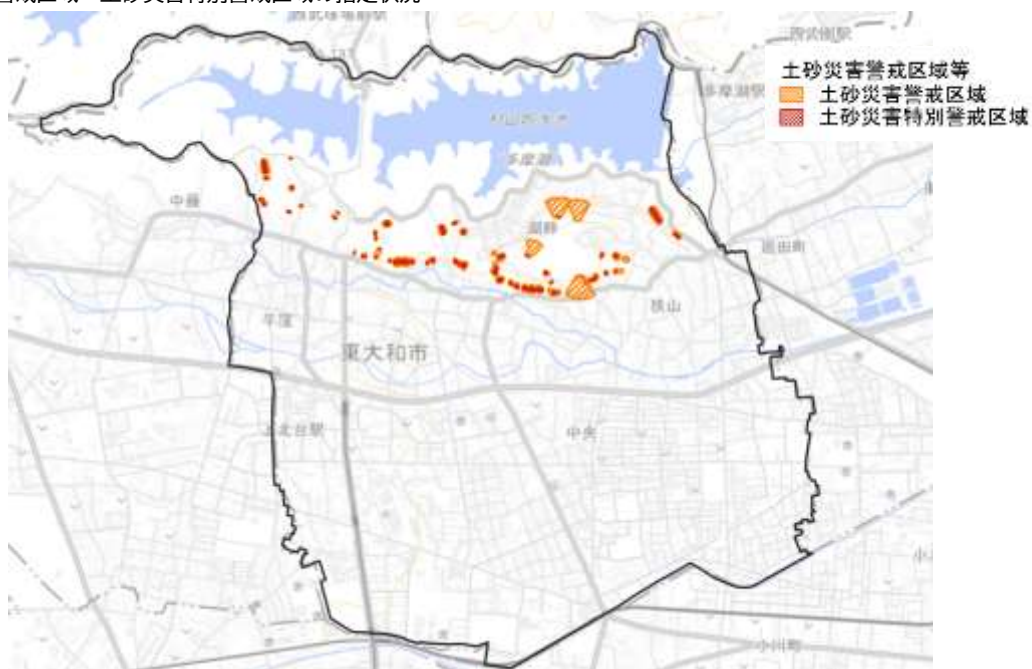
出典：東大和市 HP

b)土砂災害の危険性

計画書記載

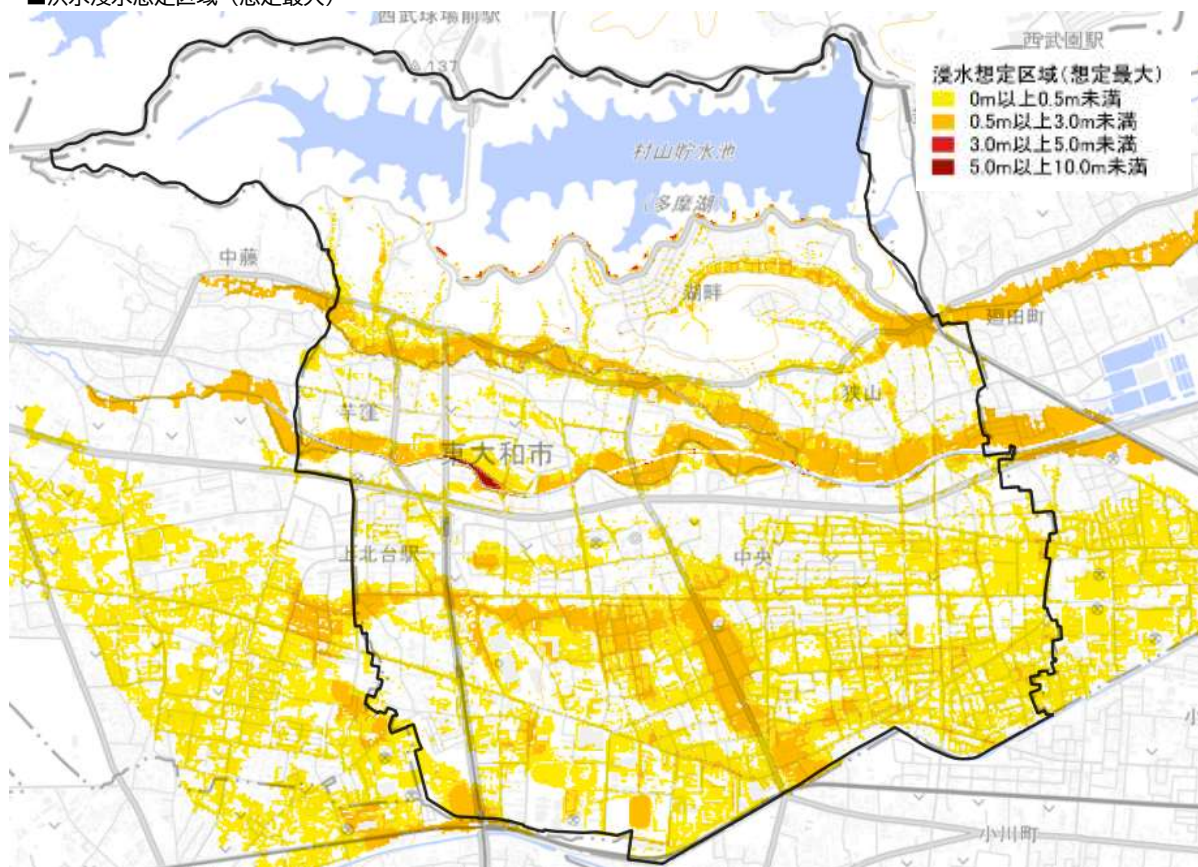
青梅街道より北側の狭山丘陵周辺で、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている場所があります。

■土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定状況



出典：国土数値情報

■洪水浸水想定区域（想定最大）



出典：国土数値情報

③健康被害の状況

東京都全体で熱中症の搬送者数は増加傾向にあります。

■東京都の熱中症搬送者数の推移

(人)

	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年
1 月	4	3	1	5	11	7	13
2 月	6	6	4	4	6	4	4
3 月	10	8	15	15	25	20	29
4 月	17	3	16	67	54	64	44
5 月	366	110	83	169	273	139	168
6 月	237	438	250	1,870	674	550	1,560
7 月	1,051	393	1,558	2,434	3,502	4,260	3,417
8 月	3,779	4,329	1,530	1,483	2,306	2,445	3,304
9 月	567	636	76	226	630	741	844
10 月	40	9	39	34	14	35	31
11 月	7	13	10	8	13	7	8
12 月	10	7	12	6	9	6	14
合計	6,094	5,955	3,594	6,321	7,517	8,278	9,436

出典:東京消防庁 熱中症搬送人員

東大和市においても近年の熱中症搬送者数は増加傾向にあります。

計画書記載

■東大和市の熱中症搬送者数の推移

(人)

	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年
3 月	1	0	0	1	0	0	0
4 月	0	0	1	2	0	1	0
5 月	1	0	0	2	4	2	3
6 月	0	2	3	10	4	3	14
7 月	4	3	9	20	27	23	23
8 月	15	26	12	6	19	17	9
9 月	4	2	0	4	2	5	3
10 月	0	0	1	0	0	0	0
11 月	0	0	0	1	0	0	0
合計	25	33	26	46	56	51	52

出典:東京消防庁 熱中症搬送人員

4) 市内における自然及び生物等に関する情報

①公園・緑地の状況

計画書記載

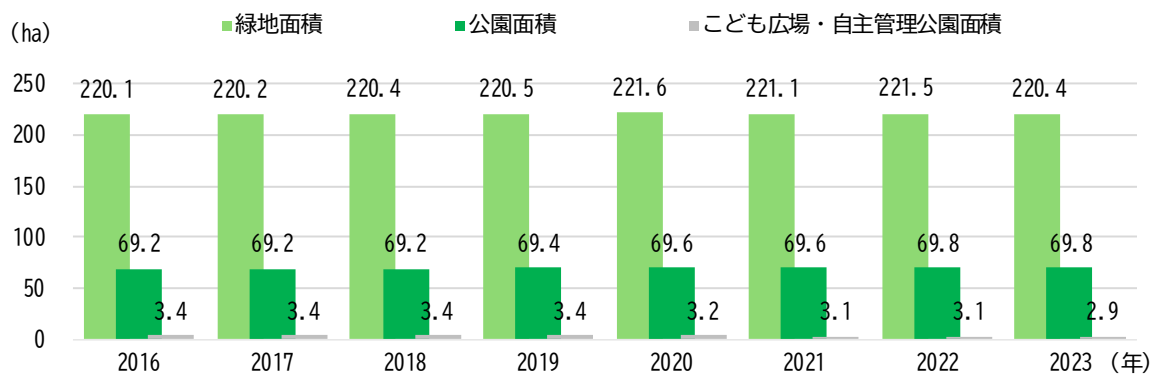
市内の緑地面積はほぼ横ばいで推移しています。

都市公園の面積は増加しているものの、こども広場や自主管理公園は他用途への転用により減少しています。

北部の狭山丘陵に大きな公園や森林があり、市街地には公園が点在しています。

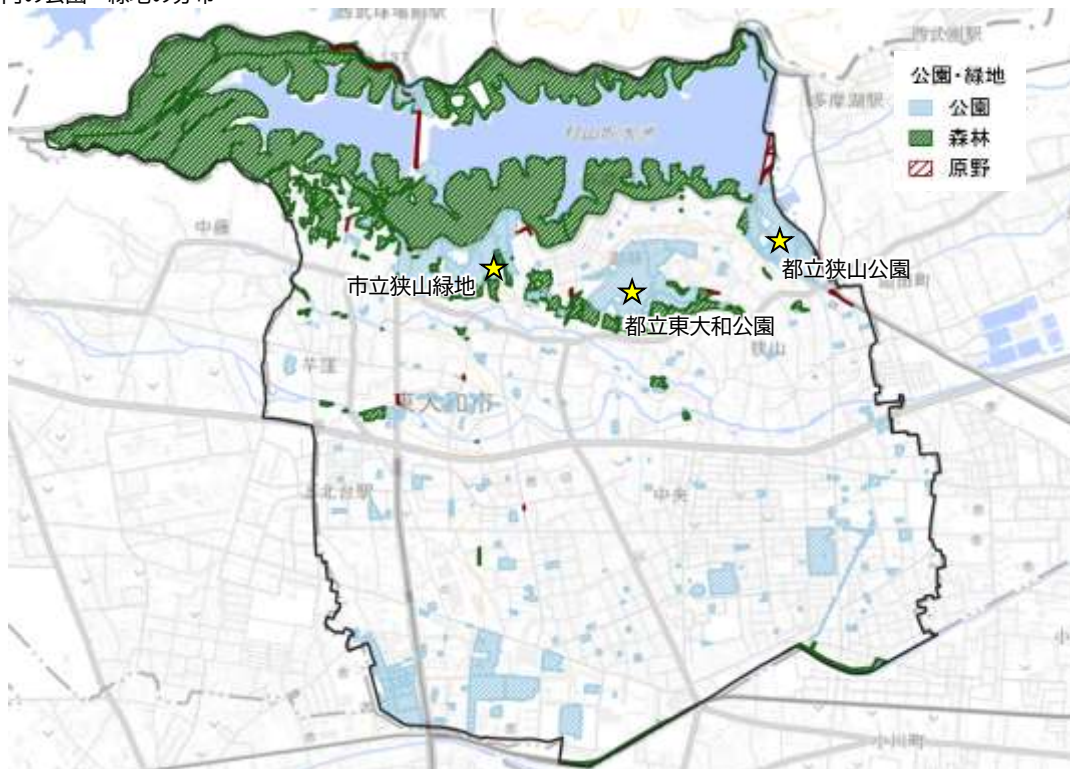
北部の狭山丘陵の公園のうち、市の管理する大きな面積を占めるものは市立狭山緑地であり、それ以外の大きな公園は都立公園となっています。

■市内の緑地面積の推移



※緑地面積は山林、雑種地の面積の合計、公園面積は市立及び都立公園の合計
出典：統計東やまと 令和5年度版（地勢・面積）

■市内の公園・緑地の分布



出典：土地利用現況調査 令和4年

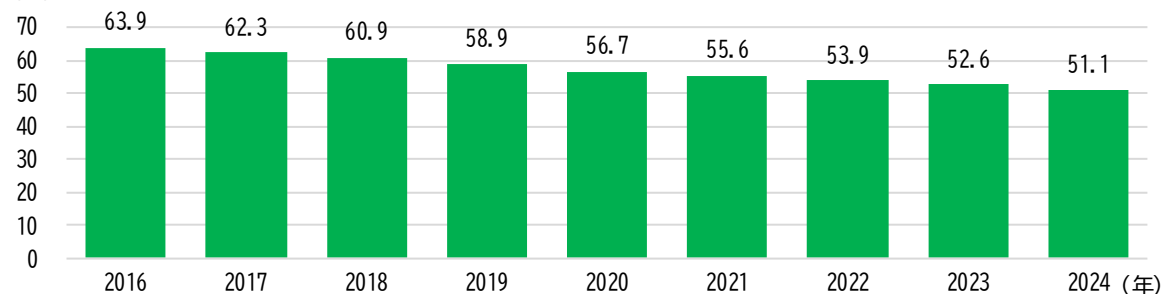
②農地の状況

計画書記載

市内の農地の面積は後継者不足等の影響による宅地等への転用などにより減少しています。

■市内の農地面積の推移

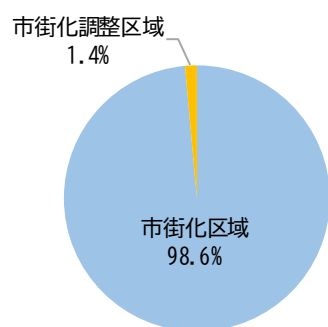
(ha)



出典：統計東やまと 令和6年版 (農業)

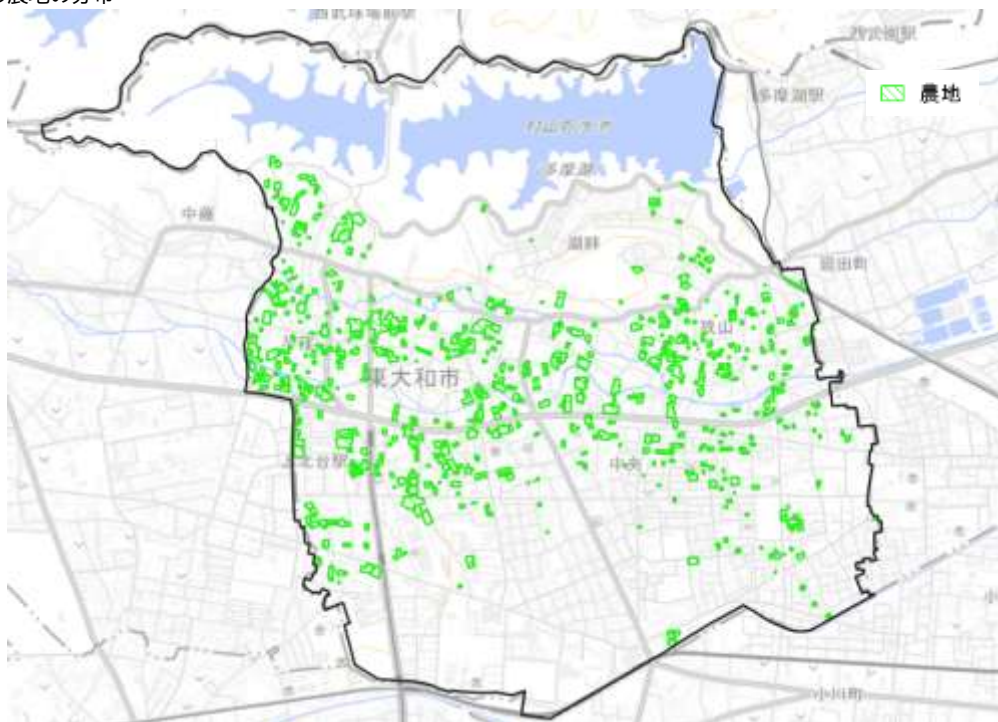
市内の農地は市街化区域内にあるものがほとんどです。

■市街化区域、市街化調整区域の農地面積比率



出典：統計東やまと 令和6年版 (農業)

■市内の農地の分布



出典：土地利用現況調査 令和4年

③生物多様性の保全

a)希少生物の状況

計画書記載

東大和市内には、絶滅危惧種である「トウキョウサンショウウオ」、準絶滅危惧種である「オオムラサキ」が生息しており、市やボランティア団体が連携して保護活動を行っています。

トウキョウサンショウウオは国のレッドデータブックにおいて絶滅危惧Ⅱ類に、また、東京都の保護上重要な野生生物種として絶滅危惧ⅠA類に指定されています。

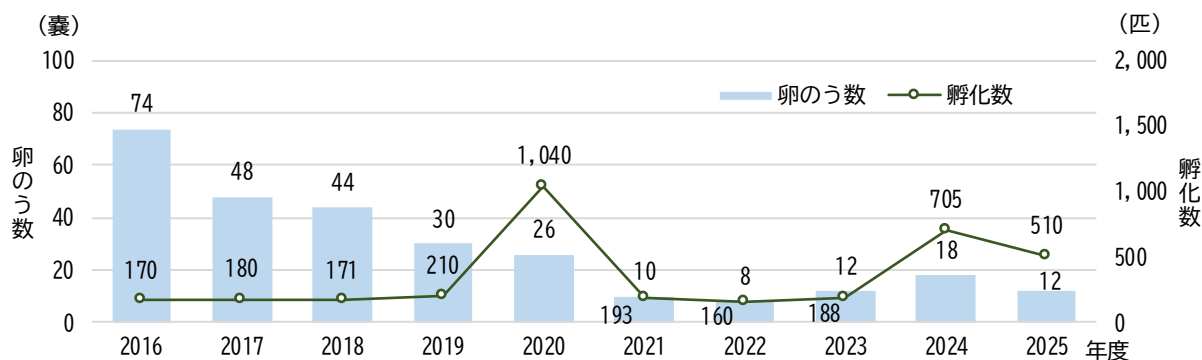
トウキョウサンショウウオの卵のうを保護し小学校、市庁舎で孵化生育を行い、湧水地へ放流する取組やボランティア団体や小学校との連携によるトウキョウサンショウウオの産卵地創出作業を実施しています。

■トウキョウサンショウウオの成体



出典：東大和の環境（令和6年度）

■トウキョウサンショウウオ卵のう保護数と孵化数の推移



出典：東大和市資料

■産卵地の創出作業



出典：東大和市資料

オオムラサキは国のレッドデータブックで準絶滅危惧に指定されています。

市の郷土博物館では、ボランティア団体と連携して、オオムラサキを増やし、市立狭山緑地で発生時期になれば普通に見られるようにするための活動に取り組んでいます。

■オオムラサキ



出典：東大和の環境（令和6年度）

2) 外来種

計画書記載

市では、様々な外来生物が確認されています。[詳細は、資料編の資-33 参照]

特にアライグマ・ハクビシンについては、生活被害を受けた市民等からの申請を受けた際に、市民等と協働した防除事業を実施しています。

また、市が管理する公園や施設の敷地内 において、オオキンケイギクやナガミヒナゲシ等の外来植物の除草等の対応を行っています。

■アライグマ



■ハクビシン



■オオキンケイギク



■ナガミヒナゲシ



出典：東大和の環境（令和6年度）

5) 第二次東大和市環境基本計画の分析と評価

①第二次東大和市環境基本計画の環境目標の達成状況

第二次東大和市環境基本計画では、基本目標・施策方針ごとに環境指標と目標値を設定して、施策の進捗状況を確認することとしていました。

■第二次東大和市環境基本計画の環境指標と目標値

施策体系		環境指標	策定時の状況 (平成 27 年度)	目標値 (令和 8 年度)
基本目標	施策方針			
1 自然環境	狭山丘陵の公有地化の推進と適正管理	狭山緑地の公有地化 (用地買収済面積)	115,486.82 ㎡	145,642.00 ㎡
		狭山緑地での市民等による維持管理活動の実施状況	市民協働による適正な管理が行われています	市民協働による維持管理活動を促進します
	緑と水辺の整備を進め、自然の生態系の保全・回復に努める	生物調査の実施状況	狭山緑地の鳥類調査を実施しています	対象種の拡大を検討し、生物の生息状況の把握に努めます
		トウキョウサンショウウオの生息状況	狭山丘陵の湧水地にトウキョウサンショウウオが生息しています	生息できる状況を維持します
		オオムラサキの生息状況	狭山丘陵の一部にオオムラサキが生息しています	現況を把握し、オオムラサキが棲める森をつくります
2 循環型社会	3 R (リデュース、リユース、リサイクル) の推進	市民一人1日当たりの廃棄物排出量	683.1g/人・日	680g/人・日以下 (2021 年度)
		市民一人1日当たりの衛生組合への廃棄物搬入量(資源・有害ごみを除く)	489.9g/人・日	策定時より減量を目指します
		最終処分量	焼却残さ搬入量：1,824t	東京たま広域資源循環組合への搬入量を搬入配分量以下まで減らすことを目指します
			破碎不燃ごみ搬入量：13 ㎡	
		生活用品交換事業制度利用件数／消費者講座の受講者数	生活用品交換事業制度利用件数：113 件	生活用品交換事業制度利用件数：現況値より増加を目指します
			消費者講座の受講者数：講座のテーマによっては定員を割っています	消費者講座の受講者数：現況値より増加を目指します
	地球温暖化防止対策の推進	地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定	未策定	計画を策定し、温室効果ガスの排出の抑制に努めます

施策体系		環境指標	策定時の状況 (平成 27 年度)	目標値 (令和 8 年度)
基本目標	施策方針			
3 都市環境	安全で快適な生活環境の確保	二酸化窒素濃度の環境基準達成率	100%	100%を維持します
		騒音に係る環境基準の達成率	75%	100%を目指します
		振動に係る環境基準の達成率	100%	100%を維持します
		全測定地点における河川の水質環境基準	100%	100%を目指します
		喫煙マナーアップキャンペーン実施状況	3 回/年	5 回/年
	地産地消の普及促進と都市農業の推進	市民農園の貸し出し	226 区画	策定時より増加を目指します
		農業体験の実施回数	4 回/年	策定時より増加を目指します
4 環境教育・環境学習	小・中学生に対する環境教育の推進	小・中学校への出前講座派遣回数	93 回/年	策定時より増加を目指します
		親子環境教室参加率 (参加者数÷定員)	84%	100%を目指します
	生涯学習としての環境教育の充実	環境学習講座の実施回数	25 回/年	策定時より増加を目指します
	狭山丘陵などを題材とした体験学習の推進	自然観察会の実施回数	12 回/年	策定時より増加を目指します
		狭山丘陵における体験学習会の参加者数	25 人/年	40 人/年
5 協働・連携	市民と行政のネットワークの構築	市民と協働する活動の実施回数	4 回/年	6 回/年
		環境市民の集い来場者数／参加団体数	環境市民の集い来場者数：2,100 人 参加団体数：40 団体	環境市民の集い来場者数：2,800 人 参加団体数：50 団体
	環境団体等への支援と人材の育成	環境教育ボランティアの登録人数	8 人	策定時より増加を目指します
		環境学習活動及び環境保全活動の実施回数	60 回/年	策定時より増加を目指します

②第二次東大和市環境基本計画の環境指標の目標達成状況に関する調査

第二次東大和市環境基本計画の環境指標の目標達成状況について、「東大和の環境（令和 6 年度）」を元に整理を行いました。さらに担当課への調書調査を実施し、最新の環境指標の数値・状況を把握し、改善が見られない指標についてその理由を確認しました。調書調査の結果を下記に示します。

計画書記載								
■現行計画の環境指標と目標値								
基本目標	施策方針	環境指標	策定時の状況（平成 27（2015）年度）	目標（令和 8（2026）年度）	現状（令和 6（2024）年度）	達成状況※	環境指標の改善・向上がみられない理由	担当課
1 自然環境	狭山丘陵の公有地化の推進と適正管理	狭山緑地の公有地化（用地買収済面積）	115,486.82 ㎡	145,642.00 ㎡	115,814.89 ㎡	D	土地所有者との交渉が難航しているため	都市基盤課
		狭山緑地での市民等による維持管理活動の実施状況	市民協働による適正な管理が行われています	市民協働による維持管理活動を促進します	狭山緑地雑木林の会との協働による除草や間伐、植樹等の萌芽更新の実施 ウォーキングマップや観光マップの作成	A		都市基盤課
	緑と水辺の整備を進め、自然の生態系の保全・回復に努める	生物調査の実施状況	狭山緑地の鳥類調査を実施しています	対象種の拡大を検討し、生物の生息状況の把握に努めます	狭山緑地の動植物調査を実施しています 狭山緑地の鳥類調査・チョウ類調査を実施しています	B		都市基盤課 郷土博物館
		トウキョウサンショウウオの生息状況	狭山丘陵の湧水地にトウキョウサンショウウオが生息しています	生息できる状況を維持します	狭山緑地で産卵された卵のうを保護し、ふ化させ、成体を湧水地に放流しています 産卵地再生研究調査を行っています	C		環境対策課
		オオムラサキの生息状況	狭山丘陵の一部にオオムラサキが生息しています	現況を把握し、オオムラサキが棲める森をつくります	「オオムラサキ増やし隊」を 2017 年度結成、令和 6（2024）年度は観察会、エノキ柵の補修、幼虫調査などを実施	C		郷土博物館
2 循環型社会	3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進	市民一人 1 日当たりの廃棄物排出量	683.1g/人・日	680g/人・日以下（2021 年度）	606.9g/人・日	A		環境対策課
		市民一人 1 日当たりの衛生組合への廃棄物搬入量（資源・有害ごみを除く）	489.9g/人・日	策定時より減量を目指します	457.9 g/人・日	A		環境対策課
		最終処分量	焼却残さ搬入量：1,824t 破碎不燃ごみ搬入量：13 ㎡	東京たま広域資源循環組合への搬入量を搬入配分量以下まで減らすことを目指します	焼却残さ搬入量：1,479t	B		環境対策課
					破碎不燃ごみ搬入量：0 ㎡			
		生活用品交換事業制度利用件数／消費者講座の受講者数	生活用品交換事業制度利用件数：113 件	生活用品交換事業制度利用件数：現況値より増加を目指します	生活用品交換事業制度：事業廃止	E	リユース活動を目的とした㈱ジモティー協働との新たな事業に移行したため	市民生活課
			消費者講座の受講者数：講座のテーマによっては定員を割っています	消費者講座の受講者数：現況値より増加を目指します	消費者講座の受講者数：30 人（第 1 回：15 人、第 2 回：15 人） ※令和 6（2024）年度実績はどちらも定員を割っている	D		市民生活課
	地球温暖化防止対策の推進	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定	未策定	計画を策定し、温室効果ガスの排出の抑制に努めます	2025 年 3 月に東大和市地球温暖化対策実行計画を策定し、取組を推進	A		環境対策課
3 都市環境	安全で快適な生活環境の確保	二酸化窒素濃度の環境基準達成率	100%	100%を維持します	100%	A		環境対策課
		騒音に係る環境基準の達成率	75%	100%を目指します	75%（4 地点中 3 地点達成）	D	奈良橋庚申塚交差点東で環境基準を超過している状況にあるため	環境対策課
		振動に係る環境基準の達成率	100%	100%を維持します	100%	A		環境対策課
		全測定地点における河川の水質環境基準	100%	100%を目指します	100%	A		環境対策課
		喫煙マナーアップキャンペーン実施状況	3 回/年	5 回/年	2 回/年	D	実施方法の見直しが図られ、市民が多く集まるイベントで実施しているため回数が減少	環境対策課
	地産地消の普及促進と都市農業の推進	市民農園の貸し出し	226 区画	策定時より増加を目指します	58 区画	D	借地の返還による奈良橋市民農園の閉園等	地域活性課
		農業体験の実施回数	4 回/年	策定時より増加を目指します	3 回/年	D	農業従事者への直接的支援や市民援農の充実に重点を置いている状況であるため回数が減少	地域活性課

※ A ランク[達成]：令和 6（2024）年度時点で目標以上の数値・成果が確認されたもの、B ランク[ほぼ達成]：令和 8（2026）年度の目標達成に近づいていると判断されたもの、C ランク[改善・向上]：計画策定時から指標の改善・向上が確認されたもの、D ランク[改善・向上なし]：計画策定時から指標の改善・向上がみられなかったもの、E ランク[評価不能]：事業廃止・見直しが行われ、現状把握、評価ができないもの

基本目標	施策方針	環境指標	策定時の状況（平成 27（2015）年度）	目標（令和 8（2026）年度）	現状（令和 6（2024）年度）	達成状況※	環境指標の改善・向上がみられない理由	担当課
4 環境教育・環境学習	小・中学生に対する環境教育の推進	小・中学校への出前講座派遣回数	93 回/年	策定時より増加を目指します	110 回/年	A		全課
		親子環境教室参加率（参加者数÷定員）	84%	100%を目指します	100%	A		環境対策課
	生涯学習としての環境教育の充実	環境学習講座の実施回数	25 回/年	策定時より増加を目指します	8 回/年	D	環境対策課の開催する出前講座や環境講座のみに留まっている	全課
	狭山丘陵などを題材とした体験学習の推進	自然観察会の実施回数	12 回/年	策定時より増加を目指します	62 回/年 ※ちいさな自然観察会含む	A		都市基盤課 郷土博物館
		狭山丘陵における体験学習会の参加者数	25 人/年	40 人/年	266 人/年	A		都市基盤課 郷土博物館 環境対策課
5 協働・連携	市民と行政のネットワークの構築	市民と協働する活動の実施回数	4 回/年	6 回/年	8 回/年 （「雑木林の会」のイベント 4 回）	A		都市基盤課 環境対策課
		環境市民の集い来場者数／参加団体数	環境市民の集い来場者数：2,100 人	環境市民の集い来場者数：2,800 人	環境市民の集い来場者数：延べ 650 人	D	規模を縮小して実施しているため。	環境対策課
			参加団体数：40 団体	参加団体数：50 団体	参加団体数：30 団体			環境対策課
	環境団体等への支援と人材の育成	環境教育ボランティアの登録人数	8 人	策定時より増加を目指します	3 人	D	高齢化などの様々な理由で減少	郷土博物館
		環境学習活動及び環境保全活動の実施回数	60 回/年	策定時より増加を目指します	192 回/年 ※小学生向け環境講座 110 回、親子の環境教室 1 回、郷土博物館の観察会と講座 77 回、狭山緑地での里山体験講座 4 回	A		都市基盤課 都市基盤課 郷土博物館 環境対策課

※ Aランク[達成]：令和 6（2024）年度時点で目標以上の数値・成果が確認されたもの、Bランク[ほぼ達成]：令和 8（2026）年度の目標達成に近づいていると判断されたもの、Cランク[改善・向上]：計画策定時から指標の改善・向上が確認されたもの、Dランク[改善・向上なし]：計画策定時から指標の改善・向上がみられなかったもの、Eランク[評価不能]：事業廃止・見直しが行われ、現状把握、評価ができないもの

6) 市の現況に関する統計データ等の整理結果

統計データ等による現況整理の結果を下記に整理します。

a) 東大和市の特性や現状の把握及び整理

①社会・経済等の状況

- 人口減少や高齢化の進展が予測されています。
- 事業所数、従業者数とも減少傾向にあります。
- 小規模なサービス業の事業所が多いという特徴があります。

②土地利用、インフラ

- 北部の狭山丘陵に広大な森林があり、武蔵野台地には住宅が広がっています。
- 住宅地の周辺に、小規模な公園や農地が点在しています。
- 市民の主な移動手段は自家用車です。

③廃棄物の状況

- 過去 10 年間の東大和市のごみの排出量は減少傾向にあり、1 人 1 日当たりのごみの排出量も多摩地域の中では 3 番目に少ない自治体です。

④公害の状況

- 光化学オキシダントと交通騒音を除いて、環境基準を達成しており、良好な生活環境が概ね保たれています。
- 市民からの苦情は、騒音や悪臭に関するものが多くなっています。

⑤環境に関する教育や市民連携の状況

- ボランティア団体による、狭山丘陵を中心とした環境保全活動が個々に行われています。
- 各市立小中学校で積極的な環境学習やボランティア団体と連携した授業が行われています。

b) 温室効果ガスの排出量の把握及び将来推計

- 東大和市の温室効果ガス排出量は、平成 25（2013）年度以降減少を続けていますが、「東大和市地球温暖化対策実行計画」の削減目標は未達の状況です。
- 「東大和市地球温暖化対策実行計画」の削減目標の設定にあたっては、産業部門や業務その他部門、家庭部門、運輸部門など、市民や事業者が関わる排出部門で、排出量を 50%以上削減することを見込んでいます。

c) 気候変動による影響の軽減に関する情報

- 日平均気温は長期的に上昇しており、真夏日日数、猛暑日日数は近年大幅に増加しています。
- 東大和市内では、北部の丘陵地での土砂災害や市街地での洪水リスクがあります。
- 熱中症の搬送者数は近年増加傾向にあります。

d)市内における自然及び生物等に関する情報

- 市内の緑地面積は横ばい、都市公園の面積は増加傾向にある一方で、こども広場や自主管理公園は他用途への転用により減少しています。
- 北部の狭山丘陵が、市の緑地面積の多くの割合を占めていますが、その多くは都が管理する公園・緑地となっています。
- 市内の農地の面積も減少傾向にあります。
- 市内のボランティア団体と市が協力して、狭山丘陵を中心に希少生物の保護活動を行っています。

e)第二次環境基本計画の分析及び評価

- 第二次環境基本計画の評価のために設定した 27 の環境指標のうち、17 指標が目標達成又は現行計画策定時よりも改善という結果になっています。
- 改善の見られなかった指標には、事業の廃止や見直しによって、縮小したものもあります。

(2) 市の環境に関するアンケート調査

1) アンケートの概要

環境基本計画の策定にあたって、市民や事業者、小学生の環境に関する意識や環境に関する活動の実施状況や市の環境に関する取組への評価などを把握するためのアンケート調査を実施しました。

アンケート	実施概要	
市民アンケート	調査期間	令和 7 (2025) 年 8 月 12 日 (火) ~8 月 29 日 (金)
	調査方法	東大和市内在住の中学生以上の市民を対象として無作為抽出し、郵送で調査票を発送。 調査票記載の URL・二次元バーコードからの回答ウェブフォームでの回答、または郵送返信による回収。
	発送数	2,000 件
	回収数	562 件 (紙面 394 件、ウェブフォーム 168 件)
	回収率	28.1%
事業者アンケート	調査期間	令和 7 (2025) 年 8 月 11 日 (月) ~9 月 30 日 (火)
	調査方法	東大和市商工会を通じた加盟事業者への回答ウェブフォームの二次元コードを記載したチラシの配布と市と協定を結んでいる事業者を通じた事業所・支店等への回答ウェブフォームのリンクの送付。 ウェブフォームによる回答。
	配布数	948 件
	回収数	20 件
	回収率	2.1%
小学 5 年生アンケート	調査期間	令和 7 (2025) 年 9 月 10 日 (水) ~9 月 30 日 (火)
	調査方法	市立小学校を通して、児童のタブレットに回答ウェブフォームのリンクを送付。 ウェブフォームによる回答
	配布数	723 件 ※令和 7 年度の市立小学校の児童数
	回収数	413 件
	回収率	57.1%

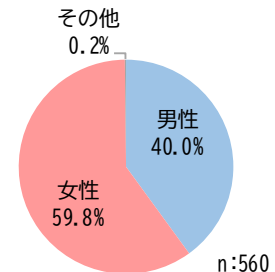
2) 市民アンケートの結果

①個人属性

a)性別（単数回答）

「男性」が40.0%、「女性」が59.8%、「その他」が0.2%となりました。

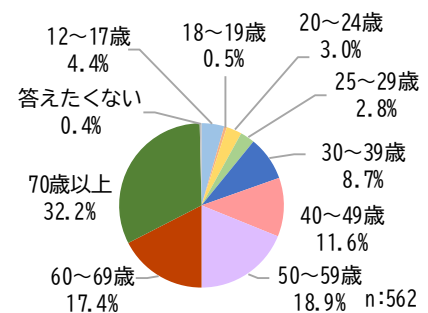
■性別



b)年齢（単数回答）

年齢は「70歳以上」が32.2%と最も多く、次いで「50～59歳」が18.9%、「60～69歳」が17.4%と50歳以上が68.5%を占めています。

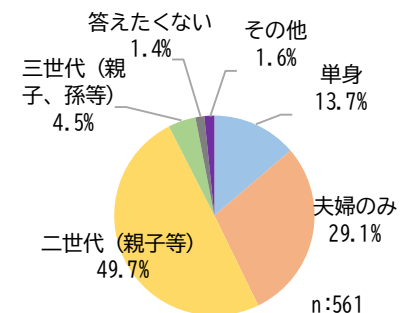
■年齢



c)世帯構成（単数回答）

「二世代（親子等）」が49.7%と最も多く、次いで「夫婦のみ」が29.1%となっています。

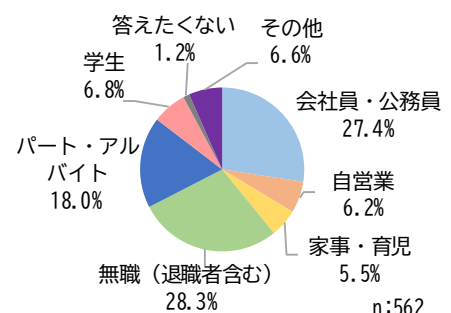
■世帯構成



d)職業（単数回答）

「無職（退職者含む）」が28.3%と最も多く、次いで「会社員・公務員」が27.4%、「パート・アルバイト」が18.0%となっています。

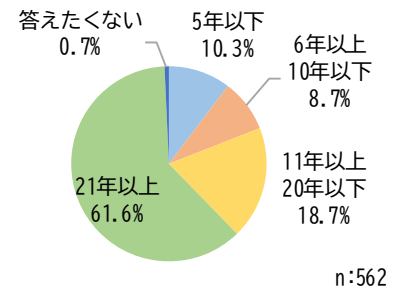
■職業



e)東大和市内での居住年数（単数回答）

「21 年以上」が 61.6%、「11 年以上 20 年以下」が 18.7% となっており、11 年以上住んでいる人が約 8 割となっています。

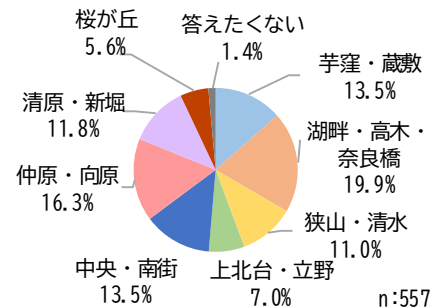
■東大和市内での居住年数



f)お住まいの地域（単数回答）

「湖畔・高木・奈良橋」が 19.9%と最も多く、次いで、「仲原・向原」が 16.3%となっています。

■お住まいの地域



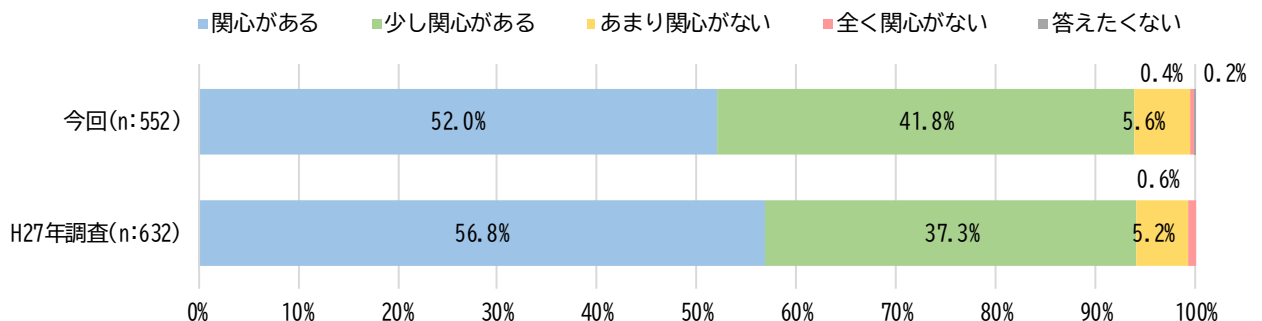
②環境についての関心（単数回答）

計画書記載

環境について「関心がある」が 52.0%、「少し関心がある」が 41.8%と合計 93.8%が関心を持っています。

10 年前と比べて「関心がある」の割合は減ったものの、「関心がある」と「少し関心がある」の割合には変化がありません。

■環境についての関心

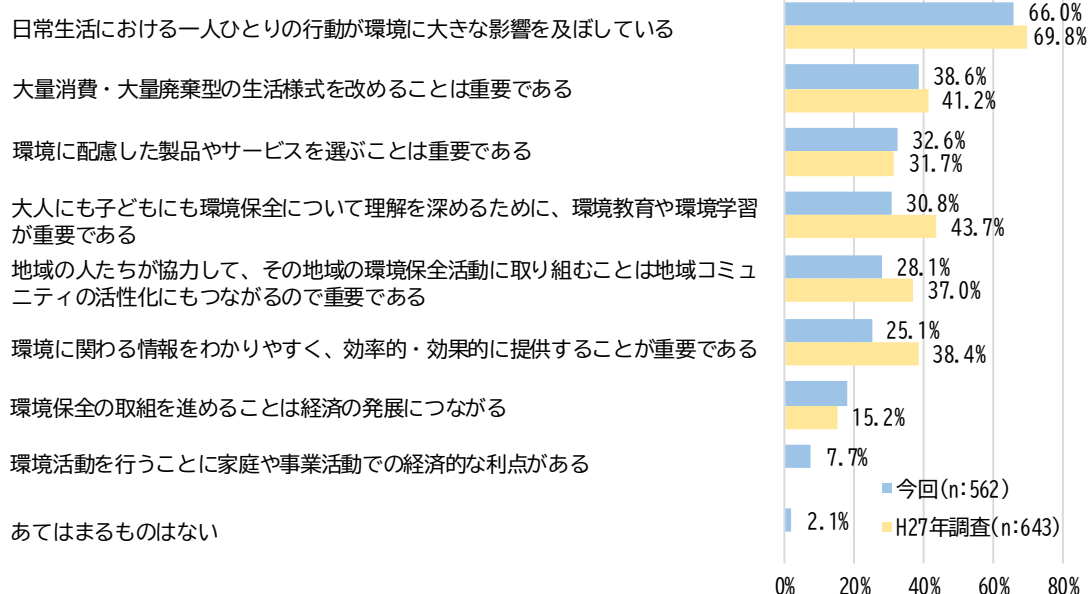


③環境に対する考え（複数回答）

「日常生活における一人ひとりの行動が環境に大きな影響を及ぼしている」が最も多く回答されています。

10年前と比べて「大人にも子どもにも環境保全について理解を深めるために、環境教育や環境学習が重要である」や「環境に関わる情報をわかりやすく、効率的・効果的に提供することが重要である」についての回答割合が10ポイント以上減少しています。

■環境に対する考え



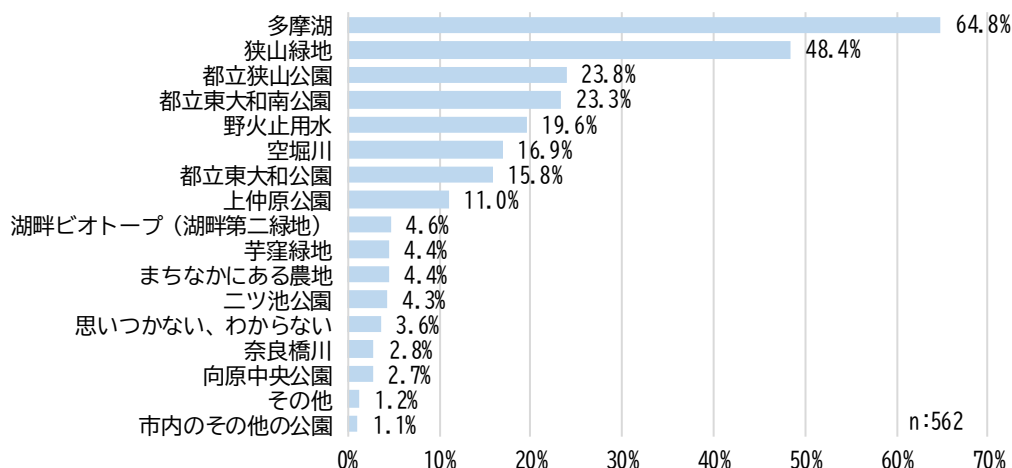
④市内で自然とふれあえる場所（複数回答）

計画書記載

「多摩湖」が64.8%、「狭山緑地」が48.4%と特に多く回答されています。

「都立狭山公園」や「都立東大和南公園」、「都立東大和公園」といった都立公園も20%前後の回答があります。

■東大和市内で自然とふれあえる場所



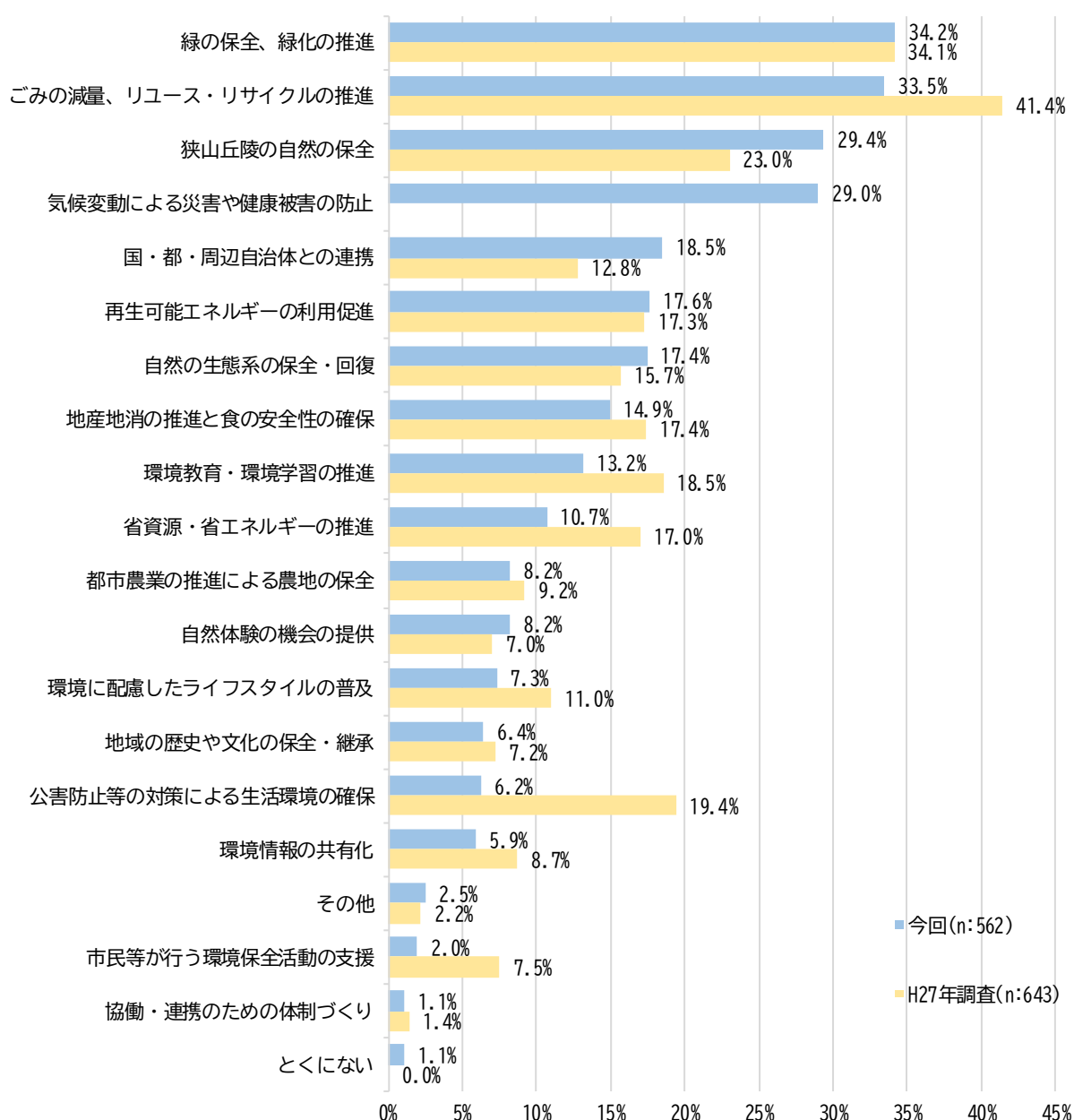
⑤東大和市に期待する環境の施策（複数回答）

計画書記載

「緑の保全、緑化の推進」が34.2%、「ごみの減量、リユース・リサイクルの推進」が33.5%、「狭山丘陵の自然の保全」が29.4%、「気候変動による災害や健康被害の防止」が29.0%と多く回答されています。

10年前と比較して、「狭山丘陵の自然の保全」、「国・都・周辺自治体との連携」の回答率が増加しています。

■環境の取組を行うために東大和市に期待する施策



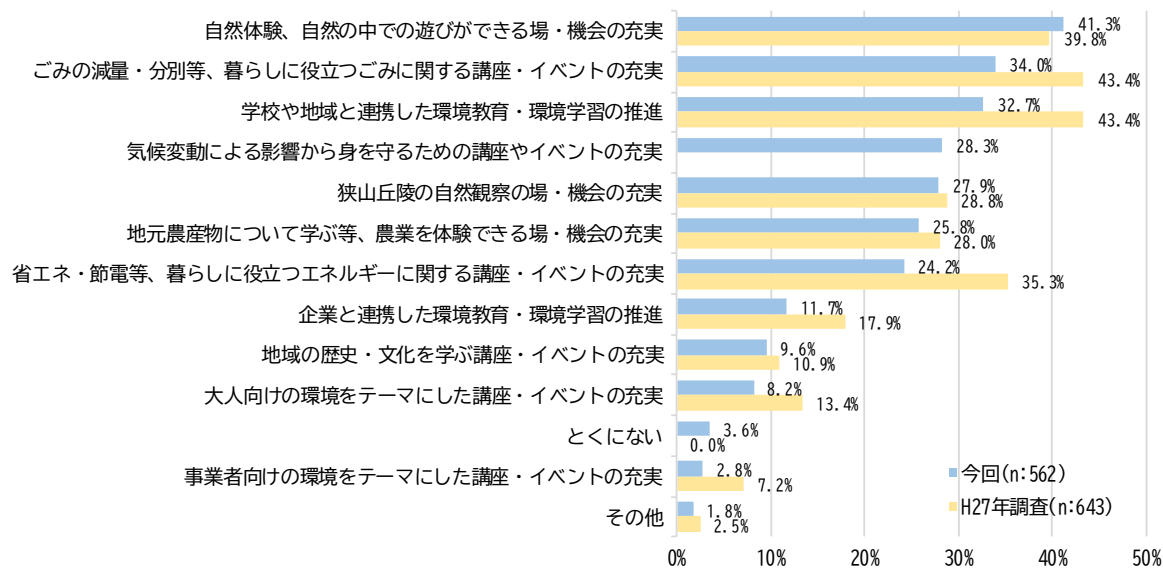
⑥環境教育・環境学習の取組を進めていくため期待する施策（複数回答）

計画書記載

「自然体験、自然の中での遊びができる場・機会の充実」が41.3%と最も多く回答されています。

10年前と比較して、「ごみの減量・分別等、暮らしに役立つごみに関する講座・イベントの充実」「学校や地域と連携した環境教育・環境学習の推進」、「省エネ・節電等、暮らしに役立つエネルギーに関する講座・イベントの充実」の回答率が10ポイント以上減少しています。

■環境教育・環境学習の取組を進めていくために東大和市に期待する施策



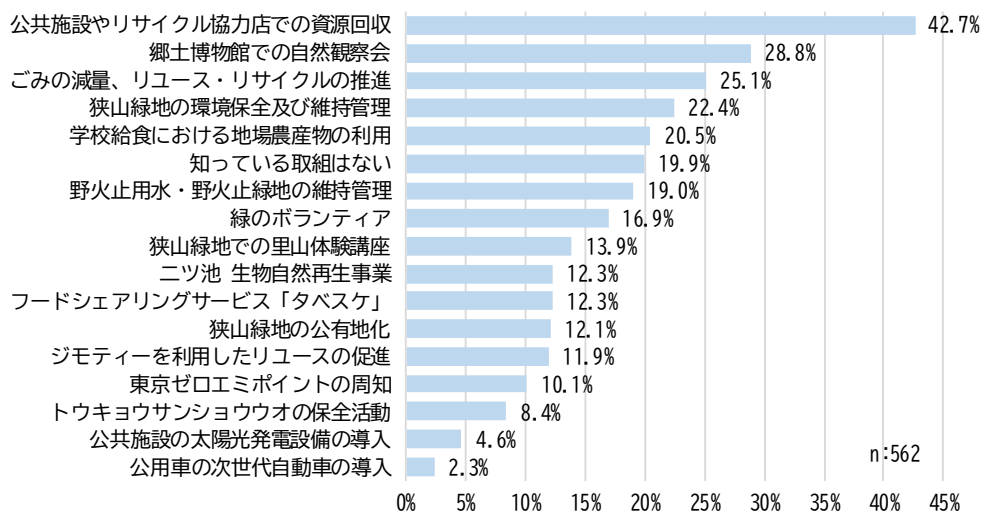
⑦東大和市で行われている環境の取組の認知度（複数回答）

計画書記載

「公共施設やリサイクル協力店での資源回収」が42.7%と最も多くの人に知られており、それ以外の取組の認知率は30%未満です。

特に、「公共施設の太陽光発電設備の導入」と「公用車の次世代自動車の導入」など行政の脱炭素化の取組の認知率は5%未満と非常に低い状況です。

■知っている東大和市で行われている環境の取組



居住地別に環境の取組の認知度をみると「二ツ池 生物自然再生事業」や「トウキョウサンショウウオの保全活動」などで、取組の行われている場所周辺の地域の認知度が、特に高くなっています。

■居住地別の知っている東大和市で行われている環境の取組

	全体	芋窪・蔵敷	湖畔・高木・奈良橋	狭山・清水	上北台・立野	中央・南街	仲原・向原	清原・新堀	桜が丘
狭山緑地の公有地化	12.1%	14.7%	17.1%	14.8%	2.6%	12.0%	9.9%	6.1%	9.7%
狭山緑地の環境保全及び維持管理	22.4%	29.3%	27.0%	21.3%	10.3%	25.3%	20.9%	13.6%	22.6%
野火止用水・野火止緑地の維持管理	19.0%	5.3%	14.4%	11.5%	10.3%	14.7%	36.3%	37.9%	12.9%
二ツ池 生物自然再生事業	12.3%	10.7%	27.9%	16.4%	2.6%	13.3%	3.3%	3.0%	9.7%
トウキョウサンショウウオの保全活動	8.4%	21.3%	9.9%	3.3%	7.7%	8.0%	4.4%	3.0%	6.5%
公共施設やリサイクル協力店での資源回収	42.7%	42.7%	43.2%	36.1%	46.2%	52.0%	40.7%	40.9%	35.5%
フードシェアリングサービス「タベスケ」	12.3%	9.3%	12.6%	9.8%	17.9%	14.7%	15.4%	6.1%	12.9%
ごみの減量、リユース・リサイクルの推進	25.1%	26.7%	29.7%	16.4%	17.9%	24.0%	25.3%	25.8%	25.8%
ジモティーを利用したリユースの促進	11.9%	9.3%	13.5%	18.0%	17.9%	17.3%	7.7%	4.5%	3.2%
公共施設の太陽光発電設備の導入	4.6%	4.0%	3.6%	4.9%	5.1%	6.7%	5.5%	3.0%	3.2%
公用車の次世代自動車の導入	2.3%	6.7%	2.7%	0.0%	0.0%	1.3%	1.1%	3.0%	3.2%
東京ゼロエミポイントの周知	10.1%	9.3%	11.7%	8.2%	10.3%	14.7%	6.6%	9.1%	16.1%
学校給食における地場農産物の利用	20.5%	28.0%	26.1%	21.3%	15.4%	14.7%	13.2%	19.7%	25.8%
郷土博物館での自然観察会	28.8%	36.0%	40.5%	26.2%	12.8%	22.7%	25.3%	21.2%	29.0%
狭山緑地での里山体験講座	13.9%	12.0%	19.8%	9.8%	2.6%	10.7%	12.1%	13.6%	25.8%
緑のボランティア	16.9%	9.3%	17.1%	9.8%	7.7%	25.3%	27.5%	10.6%	19.4%
知っている取組はない	19.9%	13.3%	17.1%	26.2%	17.9%	22.7%	20.9%	25.8%	12.9%

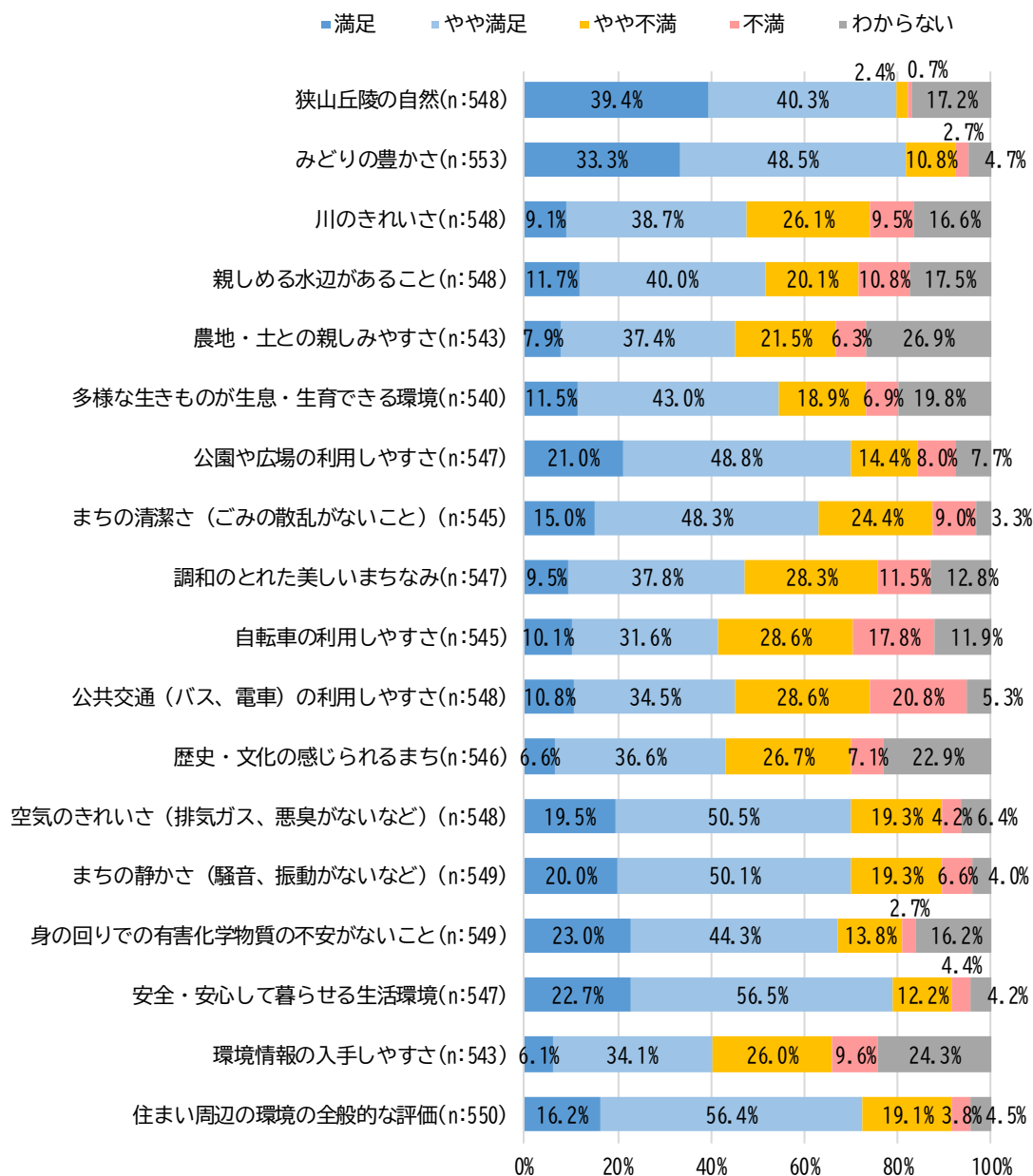
⑧お住まいになっている周辺の環境に対する“満足度”（単数回答）

計画書記載

「狭山丘陵の自然」と「緑の豊かさ」について「満足」の割合が、他の項目に比べて高くなっています。

「自転車の利用のしやすさ」や「公共交通（バス、電車）の利用のしやすさ」について「不満」の割合が20%前後と、他の項目に比べて高くなっています。

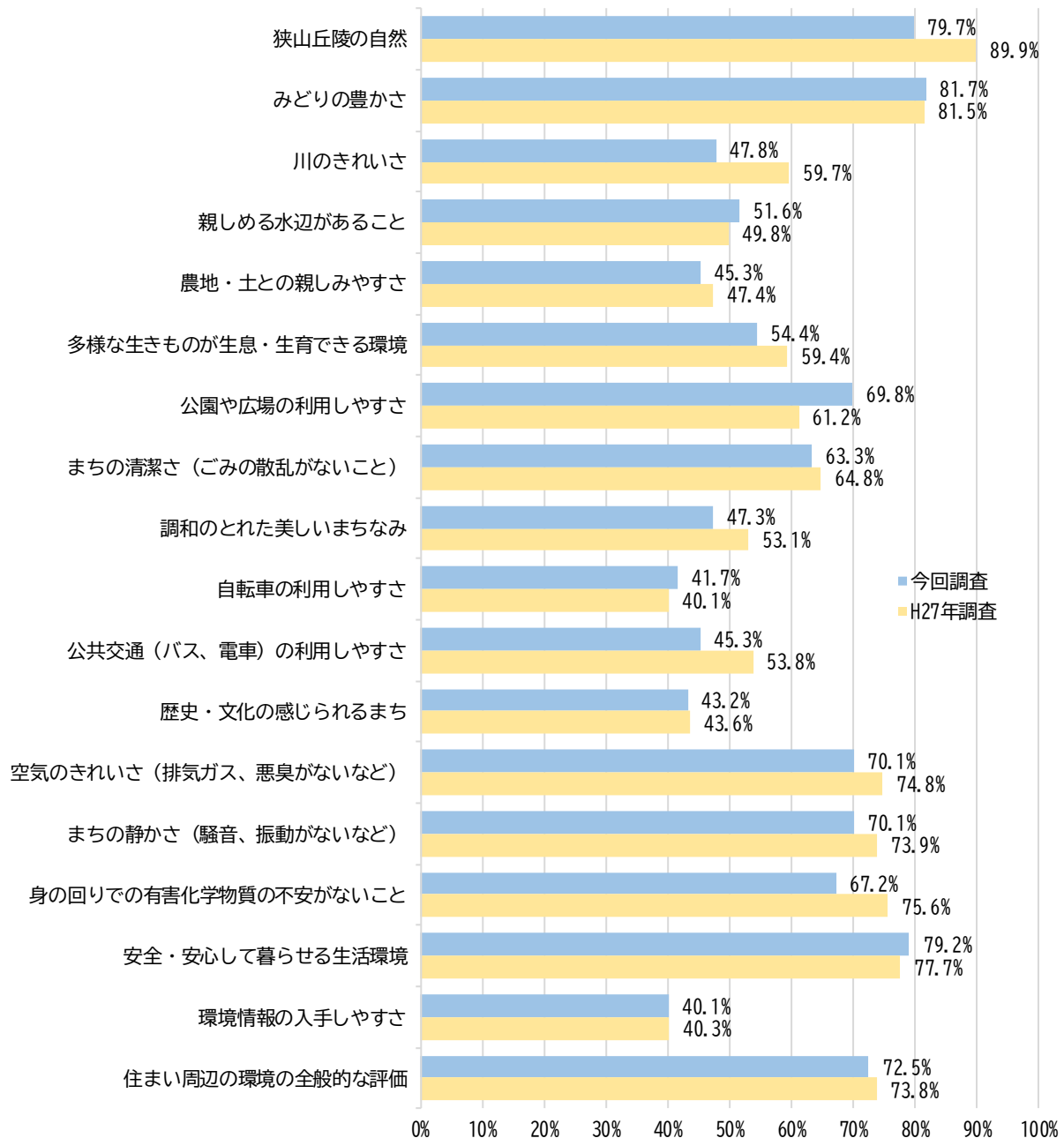
■お住まいになっている周辺の環境に対する“満足度”



10 年前と比べて「広場や公園の利用しやすさ」の満足度が向上しています。

一方で、「狭山丘陵の自然」、「川のきれいさ」、「公共交通（バス、電車）の利用のしやすさ」の満足度は 10 ポイント前後減少しています。

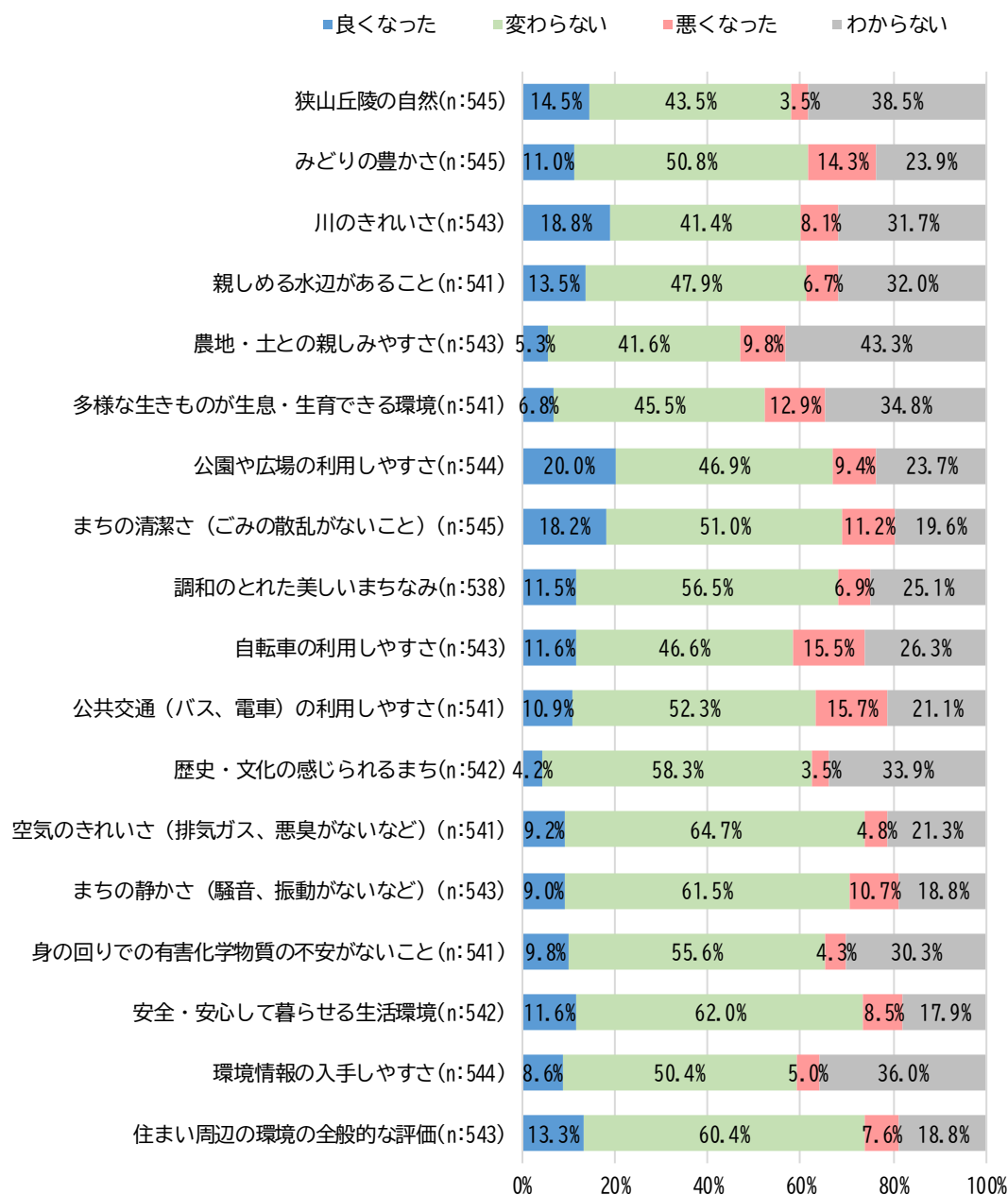
■お住まいになっている周辺環境に対する「満足」と「やや満足」の合計値の変化



⑨環境項目及び全般の変化（単数回答）

「川のきれいさ」や「公園や広場の利用しやすさ」、「まちの清潔さ（ごみの散乱がないこと）」は「良くなった」が20%前後と他の項目に比べて高くなっています。

■環境項目及び全般の変化



⑩家庭での環境保全の取組状況（単数回答）

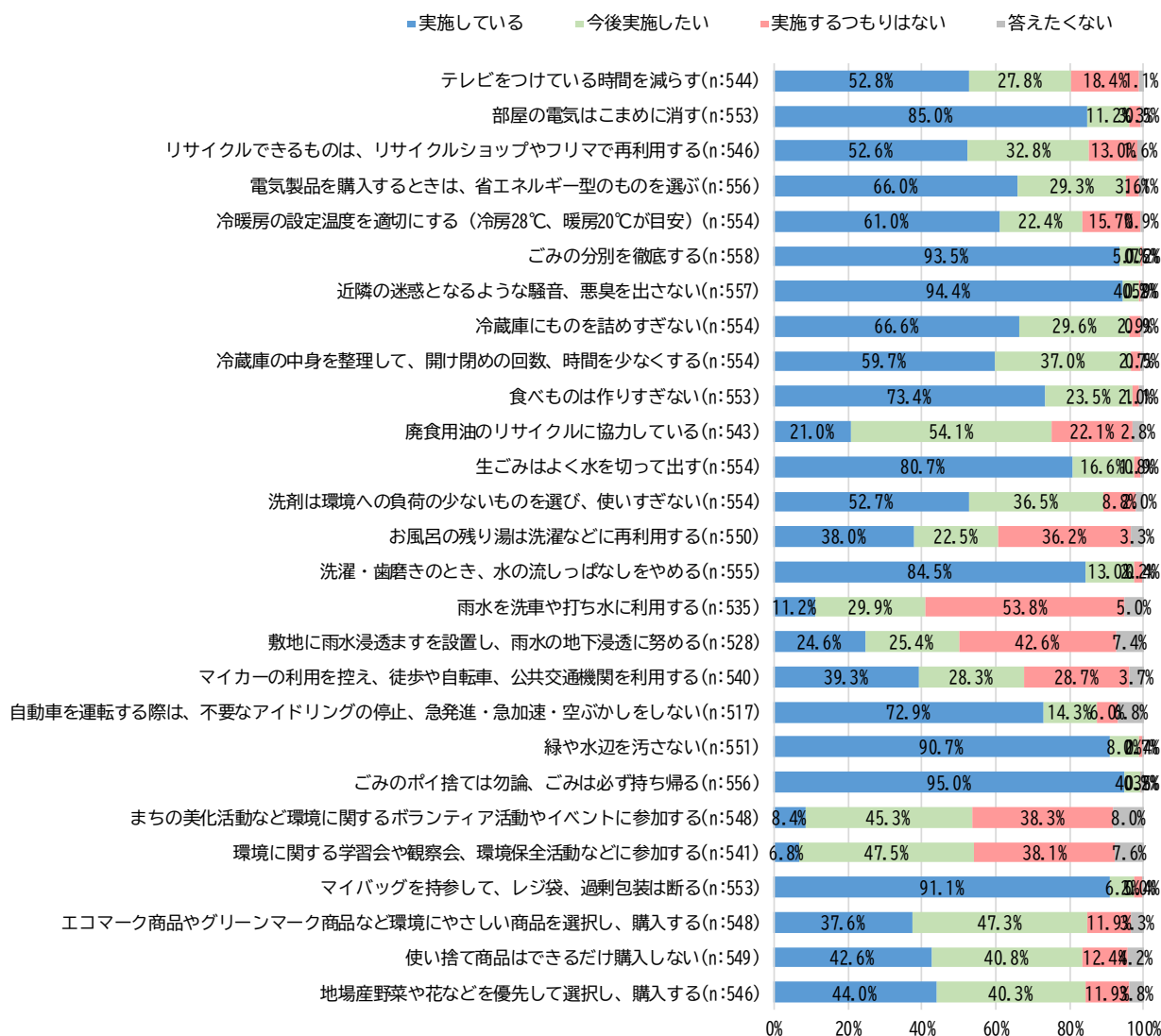
計画書記載

「ごみの分別を徹底する」、「近隣の迷惑となるような騒音、悪臭を出さない」、「緑や水辺を汚さない」、「ごみのポイ捨ては勿論、ごみは必ず持ち帰る」は「実施している」の割合が90%以上となっています。

「まちの美化活動など環境に関するボランティア活動やイベントに参加する」や「環境に関する学習会や観察会、環境保全活動などに参加する」は「実施している」の割合が10%未満となっています。

「実施している」の割合が20%未満の取組であっても、「今後実施したい」が3割から4割程度見られます。

■家庭での環境保全の取組状況

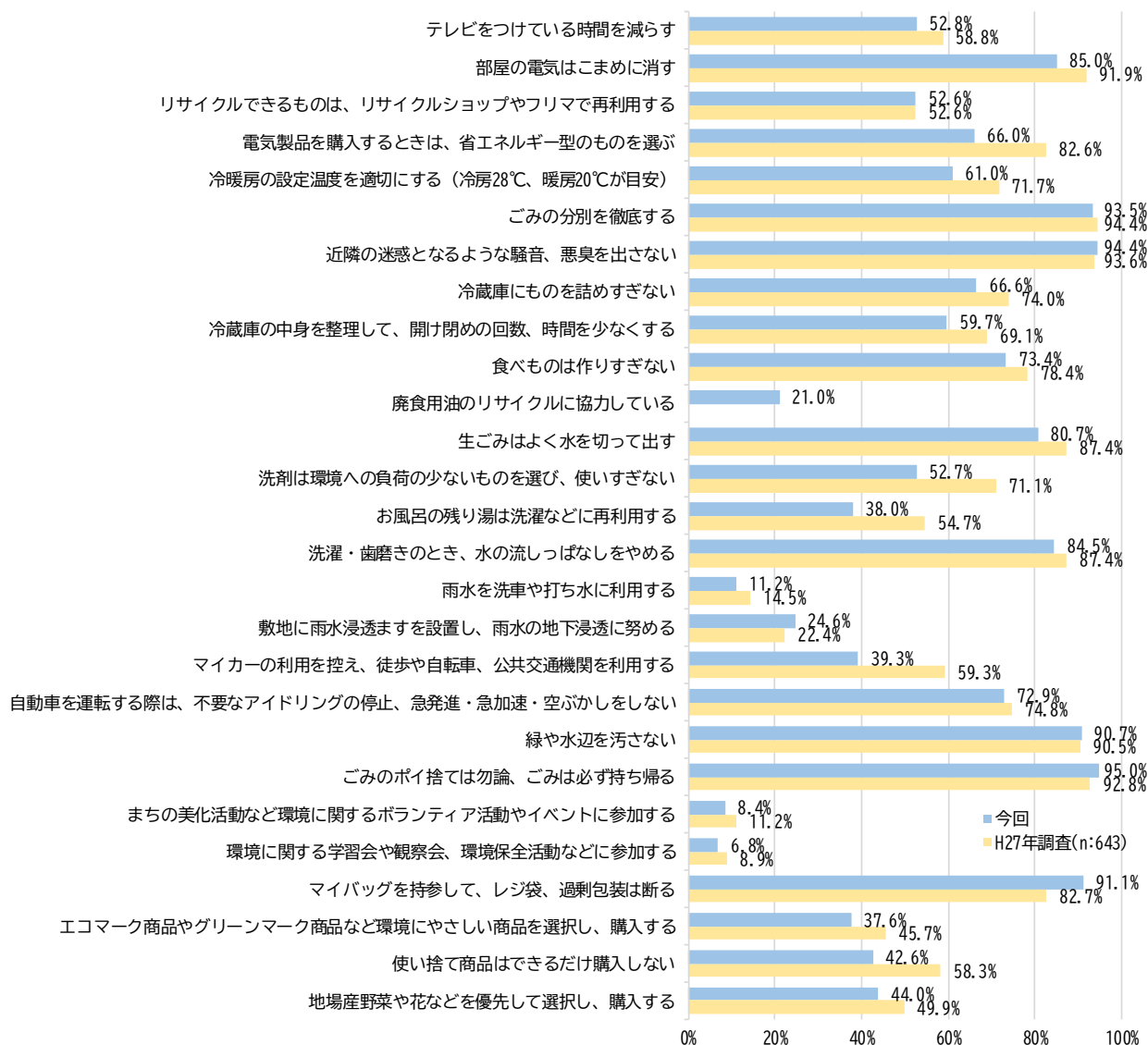


10年前と比べて「マイバッグを持参して、レジ袋、過剰包装は断る」を実施している割合が増加しています。

「電気製品を購入するときは、省エネルギー型のものを選ぶ」、「冷暖房の設定温度を適切にする（冷房 28℃、暖房 20℃が目安）」といった省エネの取組の実施率が減少しています。

また、「まちの美化活動など環境に関するボランティア活動やイベントに参加する」や「環境に関する学習会や観察会、環境保全活動などに参加する」などの実施率も低下しています。

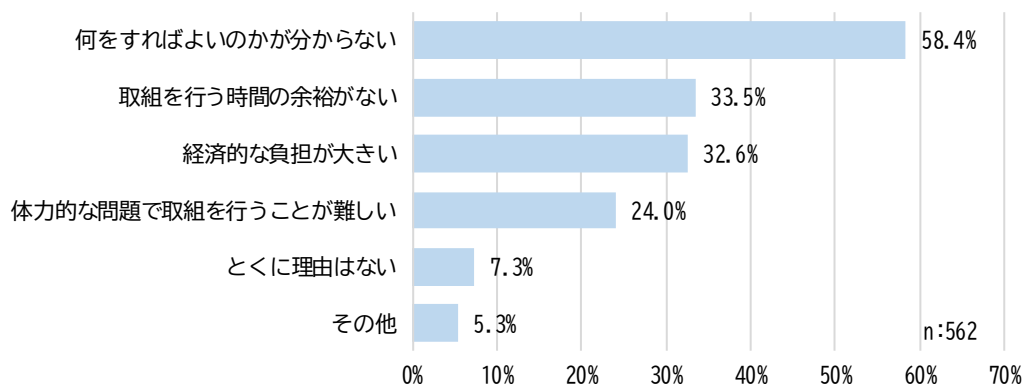
■家庭での環境保全の取組を「実施している」割合の変化



⑪家庭で環境保全に関する取組ができない理由（複数回答）

家庭で環境保全に関する取組ができない理由としては、「何をすればよいのかが分からない」が58.4%となっています。

■家庭で環境保全に関する取組ができない理由

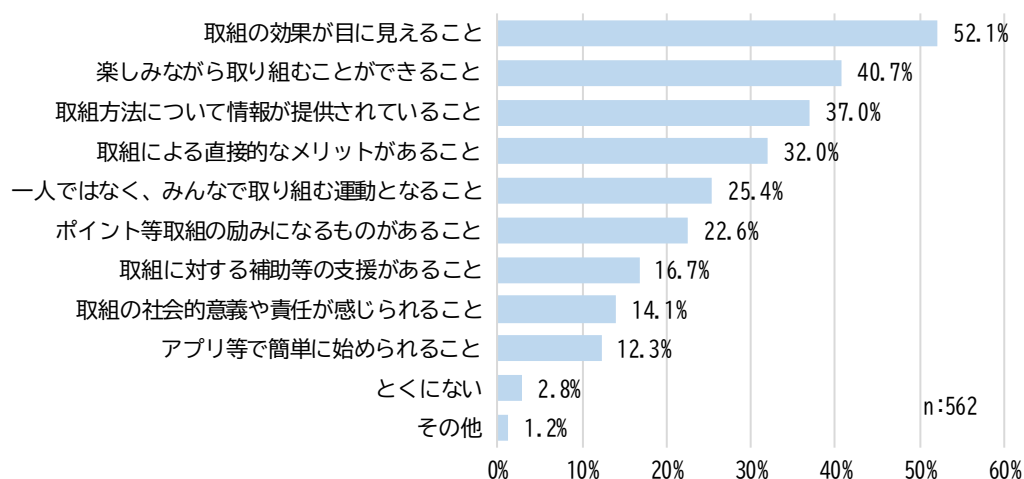


⑫環境保全の取組を実行していくために必要なこと（複数回答）

計画書記載

「取組の効果が目に見えること」が52.1%と最も多く、次いで「楽しみながら取り組むことができること」が40.7%、「取組方法について情報が提供されていること」が37.0%となっています。

■環境保全の取組をより積極的に実行していくために必要なこと



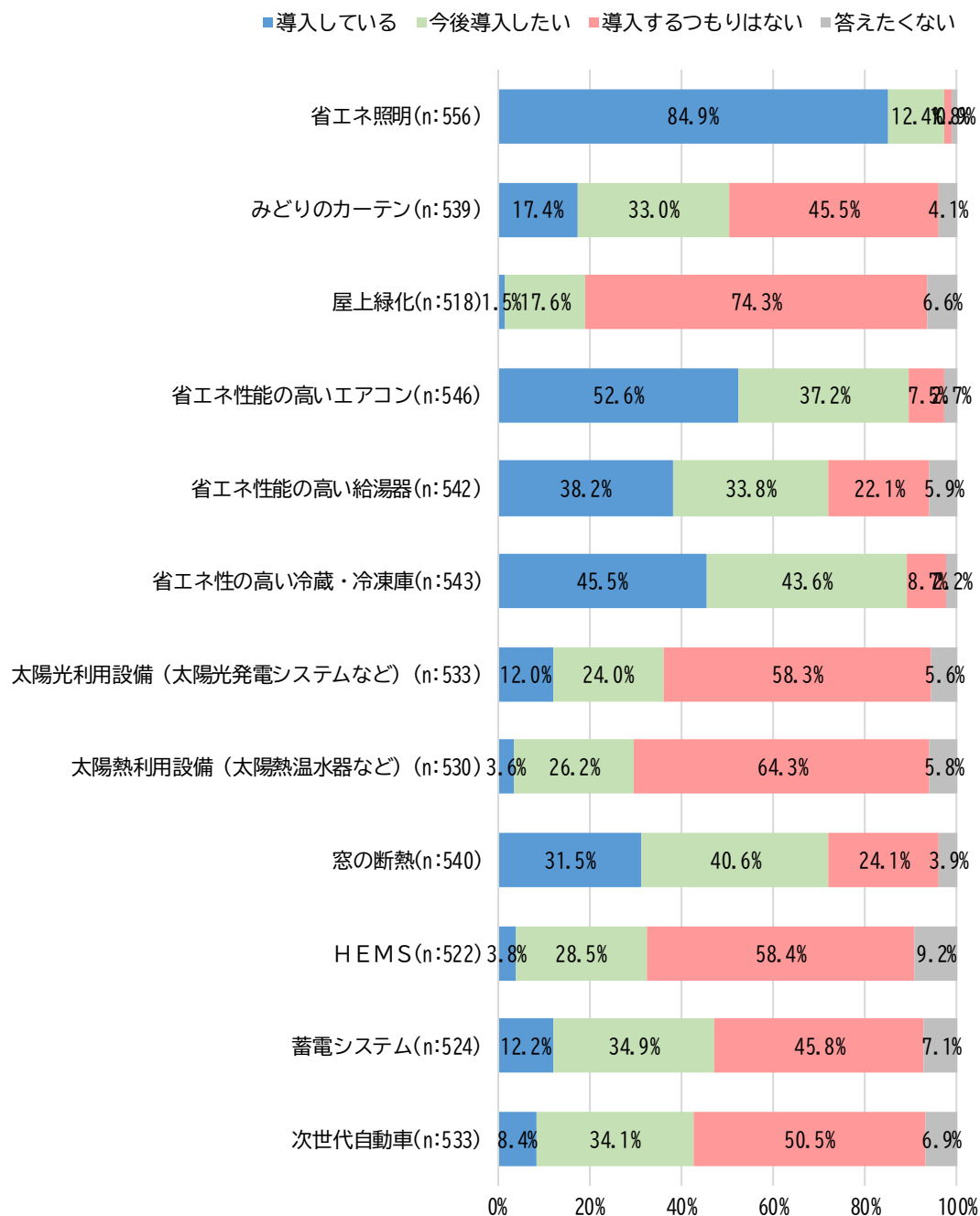
⑬省エネ・CO₂削減に役立つ機器・設備の導入状況（単数回答）

計画書記載

「導入している」機器・設備は「省エネ照明」が84.9%、「省エネ性能の高いエアコン」が52.6%、「省エネ性の高い冷蔵・冷凍庫」45.5%と省エネ家電の導入率が高いです。

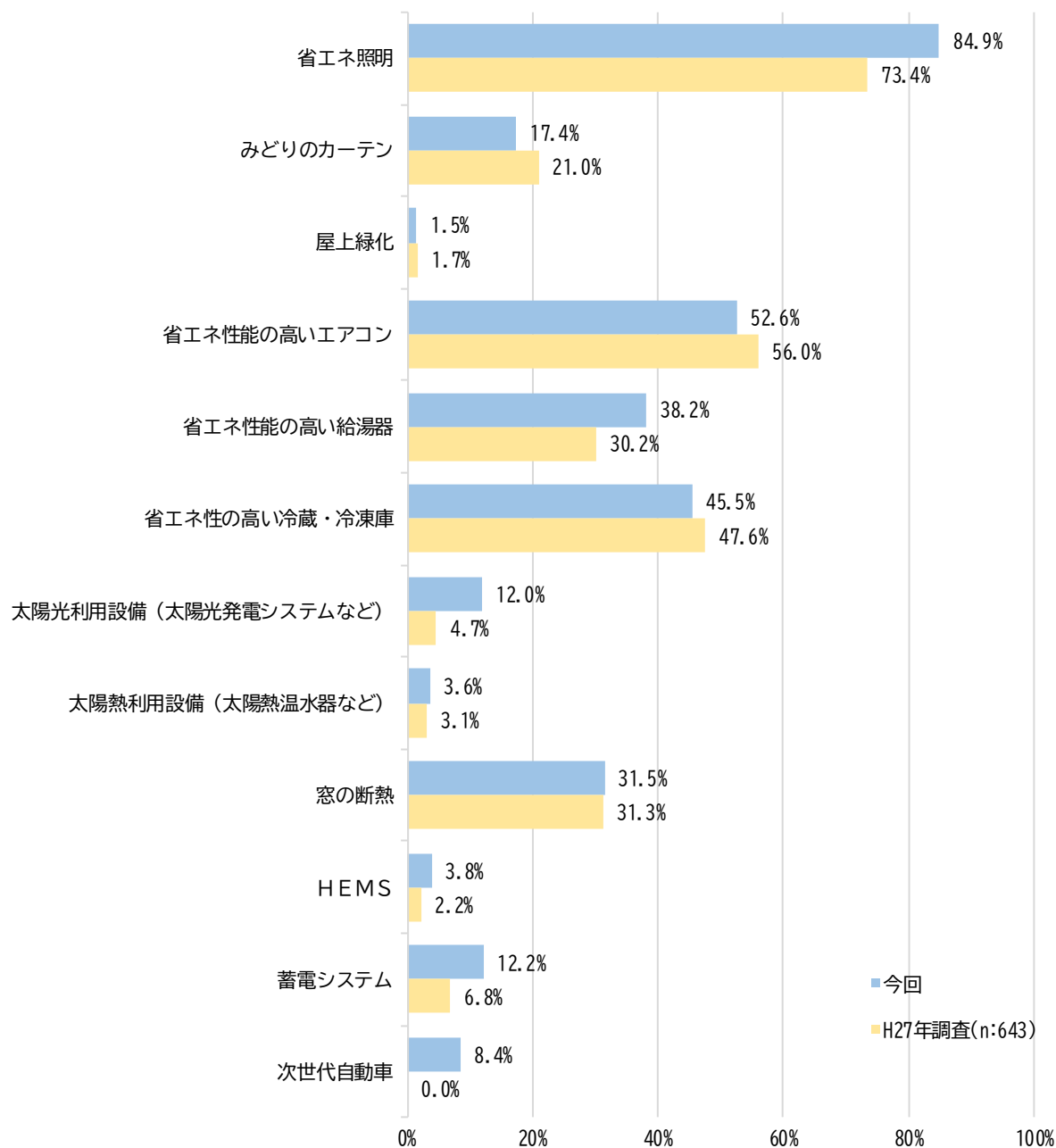
「太陽光利用設備（太陽光発電システムなど）」や「蓄電システム」を「導入している」割合は約12%となっており、「今後導入したい」も2～3割程度となっています。

■省エネ・CO₂削減に役立つ機器・設備の導入状況



10年前に比べて、「省エネ照明」や「太陽光利用設備（太陽光発電システムなど）」、「蓄電システム」の導入率は向上しています。

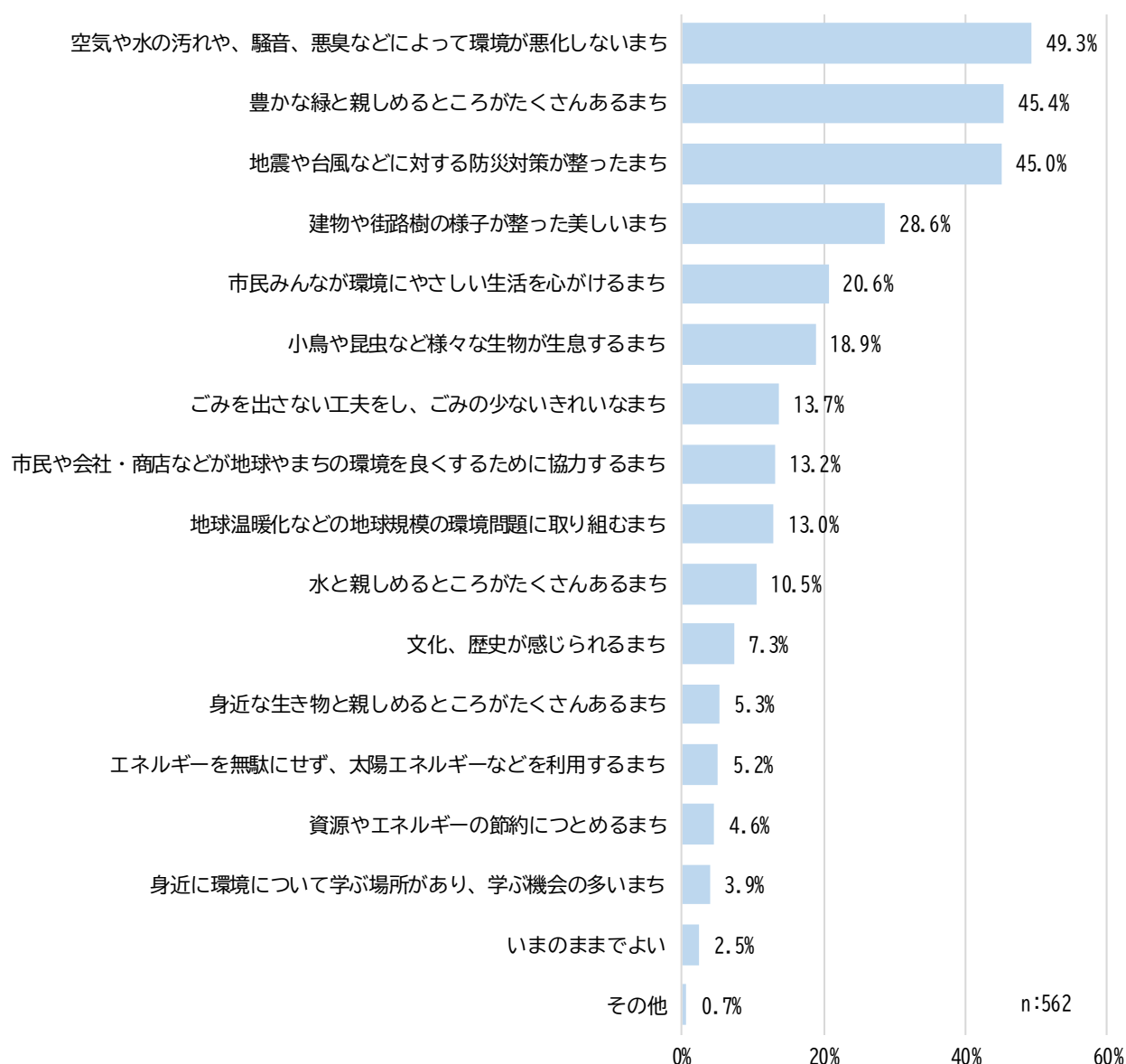
■省エネ・CO₂削減に役立つ機器・設備を導入している割合の変化



⑭東大和市は将来どのような環境のまちになってほしいと思いますか（複数回答）

「空気や水の汚れや、騒音、悪臭などによって環境が悪化しないまち」が49.3%、「豊かな緑と親しめるところがたくさんあるまち」が45.4%、「地震や台風などに対する防災対策が整ったまち」が45.0%と生活環境や自然環境のニーズが高くなっています。

■東大和市に期待する環境の将来像

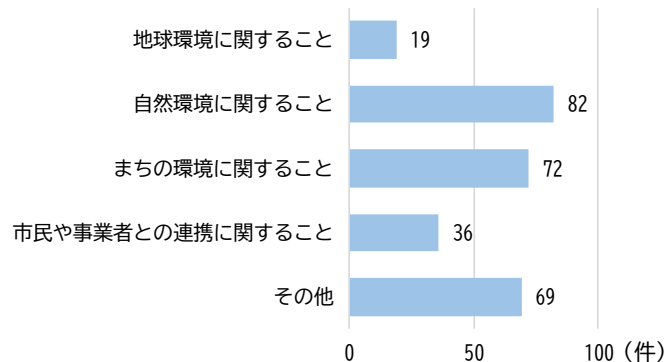


⑮東大和市の環境や環境施策に関する意見（自由回答）

自然環境やまちの環境に関しての意見が多く見られました。

以下に自由意見の概要を示します。

■テーマ別の自由意見の件数



地球環境に関する意見の概要

- 地球温暖化・気候変動の深刻化を踏まえ、市民への情報提供と啓発、市としての明確な方針・発信を求めている。
- 地産地消、オーガニック農業、緑地拡大、住宅の断熱化など、生活に密着したカーボンニュートラル施策の推進を求めている。
- 雨水幹線整備や雨水浸透マス設置、ハザードマップの見直し等、水害・大規模災害を想定した防災・減災対策の強化を要望している。
- 自家用車利用抑制のため、市内循環バス・ちょこバスの利便性向上、自転車・歩行者に配慮した道路整備を求めている。
- 市役所の残業削減や照明の適切な消灯など、行政自身の省エネ・環境配慮の徹底を求めている。
- 太陽光発電、蓄電システム、EV、プロパンガス導入等について、環境負荷や希少鉱物消費、費用対効果に関する懸念が示され、慎重な検討を求める意見がある。
- 国・都の一律的な数値目標（冷房温度設定等）や特定施策について、科学的根拠や実効性に疑義を呈し、他自治体の実績等に基づく「効果が見える施策」を重視すべきとの意見がある。

自然環境に関する意見の概要

- 東大和市の豊かな緑や多摩湖・狭山丘陵などの自然環境を高く評価し、将来世代まで保全・継承してほしいという意見が多い。
- 宅地化や樹木伐採・ナラ枯れ等により、街路樹や桜並木、公園の樹木が減少していることへの不安や、伐採後の植樹・フォローを求める声がある。
- 公園・緑道・河川等について、雑草の伸び放題やごみの散乱、剪定不足・過剰剪定など維持管理の偏りの問題を指摘し、きめ細かな手入れと美観・安全性の両立を求める意見もある。
- 緑を残しつつ、歩行空間の確保や日陰の確保、子どもが遊べる水辺・木陰、動植物とふれあえる場など、市民が憩い集える緑の公共空間の整備・充実を望む意見が多い。
- 野良猫への餌やりやペットの放し飼い、個人宅の樹木・雑草、除草剤やごみの不法投棄など、マナーや私有地管理が周辺環境に及ぼす影響への懸念が示され、ルール周知や対応強化を求める声がある。
- 景観に配慮した街路樹整備、落ち葉対策、安全性への配慮など、維持管理の要望も寄せられている。

まちの環境に関する意見の概要

- ポイ捨てや犬のふん・歩きタバコ、喫煙所・ベランダ喫煙などによる煙・臭いへの不満が多く、禁煙・分煙やマナー啓発、違反抑止を求める意見がある。
- 道路・公園・河川・遊歩道・農地などにおけるごみ散乱や雑草放置が目立つとの指摘が多く、きめ細かな清掃・除草やシルバー人材の活用、市民ボランティアとの連携強化を望む声がある。
- ごみの分別や有料ごみ袋、個別収集・ステーションの在り方などについて賛否両論があり、分別ルールの周知徹底、収集方法の見直し（全品個別収集・持ち込み・リユース促進など）を求める意見が見られる。
- 生活排水や合成洗剤・香料による水質・空気汚染、リチウムイオン電池等の危険ごみの扱いなどへの不安が示され、環境に配慮した製品選択や排水対策、適正処理についての情報発信・啓発を望む声がある。
- 生産緑地や空き地・団地の雑草、街路樹・竹林などの管理不足や一部の工場・鳥害・騒音（車両、拡声器、アイドリング等）への苦情があり、安全で快適な生活環境を守るための規制・指導や管理強化を求めている。

市民や事業者との連携に関する意見の概要

- 市の環境基本計画について、具体的施策や定量的目標、評価・検証、専門家の知見が十分示されておらず、ビジョンの明確化と実効性のある計画づくりを求める意見がある。
- 市の環境施策や実施状況が「よく分からない」「情報が少ない」との声が多く、市報・紙面だけでなく、LINEやメール、アプリ等を活用した分かりやすい情報発信・フィードバックを求めている。
- 環境イベント、フリマ、自然観察、ボランティア活動など、市民が主体的に参加・体験できる機会の拡充、とくに若い世代や子育て世代も参加しやすい形での企画・支援を望む意見が多い。
- 地産地消やリサイクルポイント、企業との連携（ペットボトル回収など）のような、身近な行動が見える形で評価される仕組みや、市民・事業者・専門家の協働によるプロジェクト推進を評価・期待する意見がある。
- 環境に良いとされる取組の科学的根拠や効果について丁寧な説明を求めるとともに、市民一人一人の生活行動の重要性を共有し、やる気を引き出す工夫や消費者教育の充実を求めている。

その他の意見の概要

- 交通・移動面では、ちょこバスや路線バスの本数・ルート・料金改善、自転車走行空間や歩道の拡幅、安全対策、駅前再開発やダイヤ調整など、公共交通と道路インフラの充実を求める意見が多い。
- 生活利便性に関して、商業施設や宿泊施設の不足、医療・介護体制の整備、街灯の増設や防犯・防災対策（夜間見守り、避難所整備、崖崩れ・道路陥没への対応）など、安全で暮らしやすいまちづくりを求める声が挙がっている。
- 高齢者や低所得者、車いす利用者などへの配慮として、歩きやすい歩道、書類の郵送対応、

負担軽減策、高齢者見守り体制の整備など、福祉的な支援・きめ細かな行政サービスを望む意見がある。

- アンケートや市の発行文書に対して、設問の分かりにくさ、カタカナ語の多用、紙の使用量、調査の方法や費用対効果への疑問など、情報提供や意見聴取のあり方を改善してほしいとの指摘が見られる。

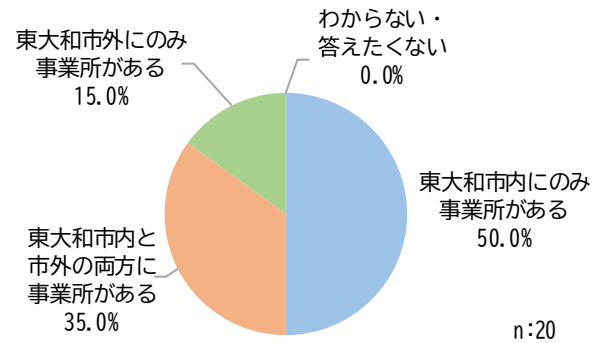
3) 事業者アンケートの結果

①事業所の属性

a)東大和市内の事業所の有無（単数回答）

事業者のうち、「東大和市内にのみ事業所がある」が50.0%、「東大和市内と市外の両方に事業所がある」が35.0%と合わせて85.0%の事業者が東大和市内に事業所を持っています。

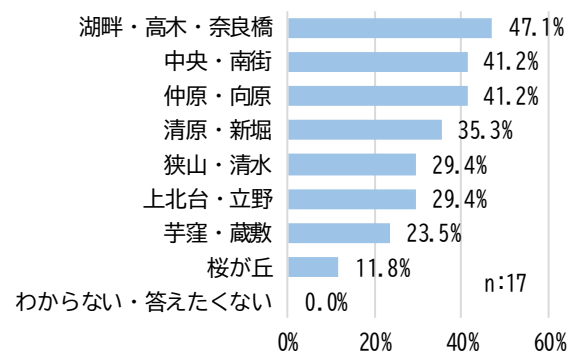
■東大和市内の事業所の有無



b)東大和市内の事業所の所在地（複数回答）

東大和市内の事業所では、「湖畔・高木・奈良橋」や「中央・南街」、「仲原・向原」地域の事業所が多くなっています。

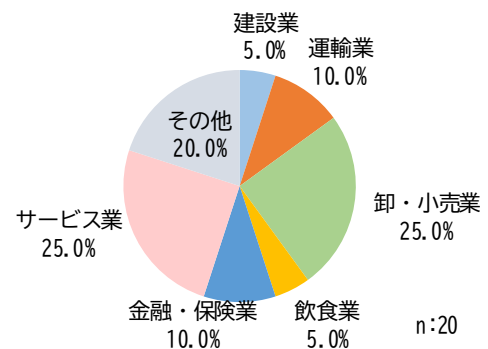
■東大和市内の事業所の所在地



c)業種（単数回答）

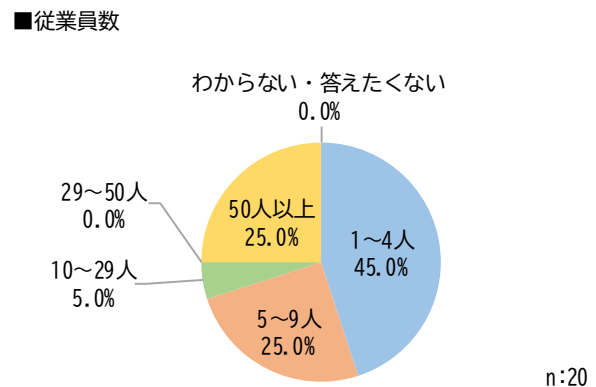
「卸・小売業」が25.0%、「サービス業」が25.0%と最も大きな割合を占めています。

■業種



d)従業員数（単数回答）

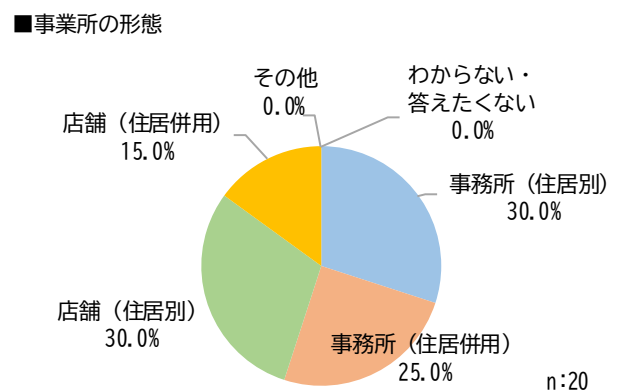
従業員数が「1～4 人」の事業所が 45.0%、
「5～9 人」の事業所が 25.0%と合わせて 7 割
が従業員数 10 人未満の小規模な事業所です。



e)事業所の形態（単数回答）

「事業所（住居別）」と「店舗（住居別）」が
それぞれ 30.0%となっています。

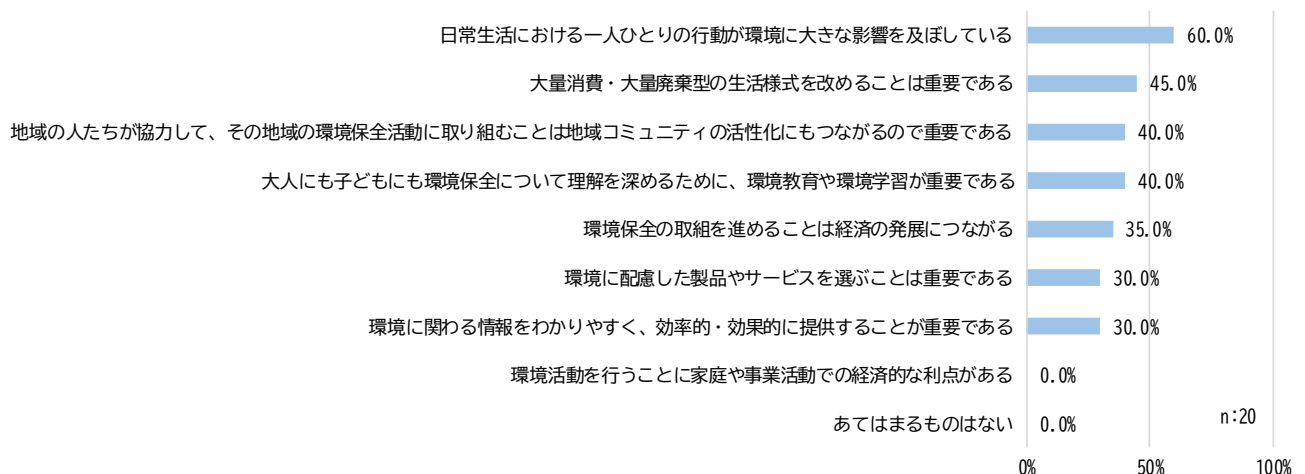
「事務所（住居併用）」が 25.0%、「店舗（住居併用）」が 15.0%など、建物の形態は様々です。



②環境に関する考え（複数回答）

「日常生活における一人ひとりの行動が環境に大きな影響を及ぼしている」が 60.0%と最も多く、次いで「大量消費・大量廃棄型の生活様式を改めることは重要である」が 45.0%と多く回答されています。

■環境に対する考え



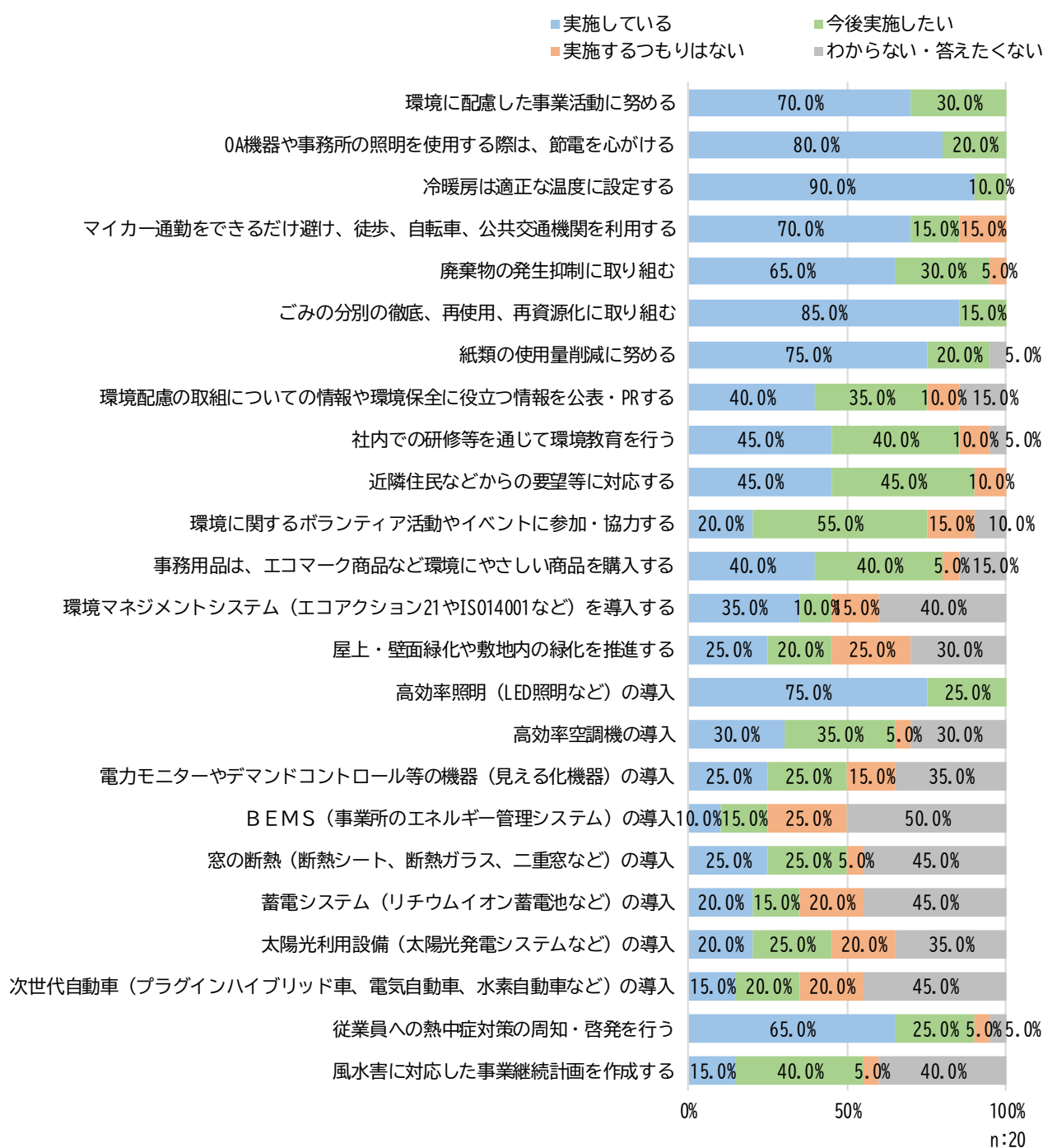
③環境の取組の現状（単数回答）

計画書記載

「冷暖房は適正な温度に設定する」や「OA 機器や事務所の照明を使用する際は、節電を心がける」といった省エネ行動や「ごみの分別の徹底、再使用、再資源化に取り組む」などのごみの削減行動は実施率が高い一方で、「環境に関するボランティア活動やイベントに参加・協力する」は 20%となっています。

「高効率照明の導入」は 75.0%が実施しているものの「太陽光利用設備の導入」や「次世代自動車の導入」は 20%程度の実施にとどまっています。

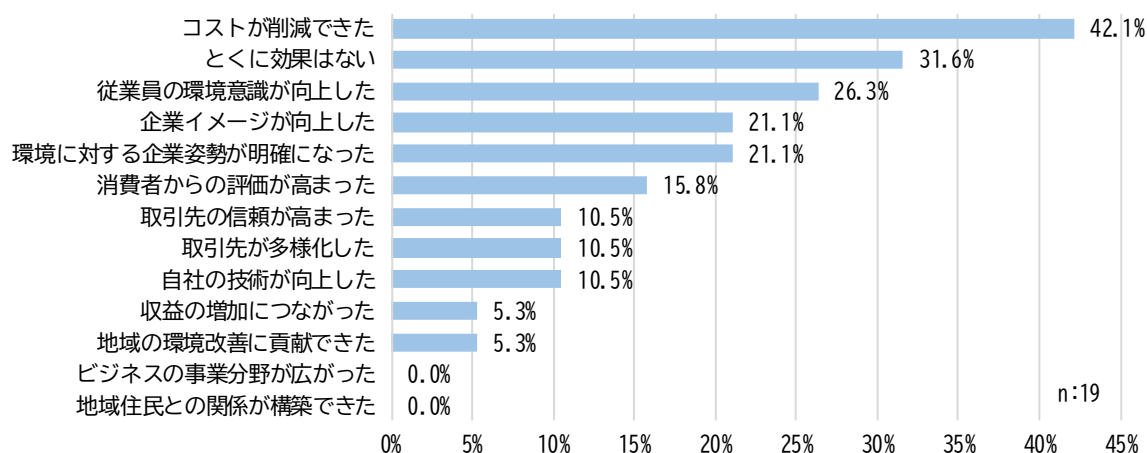
■事業所での環境への取組状況



④環境の取組による効果（複数回答）

環境の取組を実施している事業者の、取組による効果では「コストが削減できた」が42.1%と最も多く、次いで「とくに効果はない」が31.6%、「従業員の環境意識が向上した」が26.3%と多く回答されています。

■環境の取組による効果

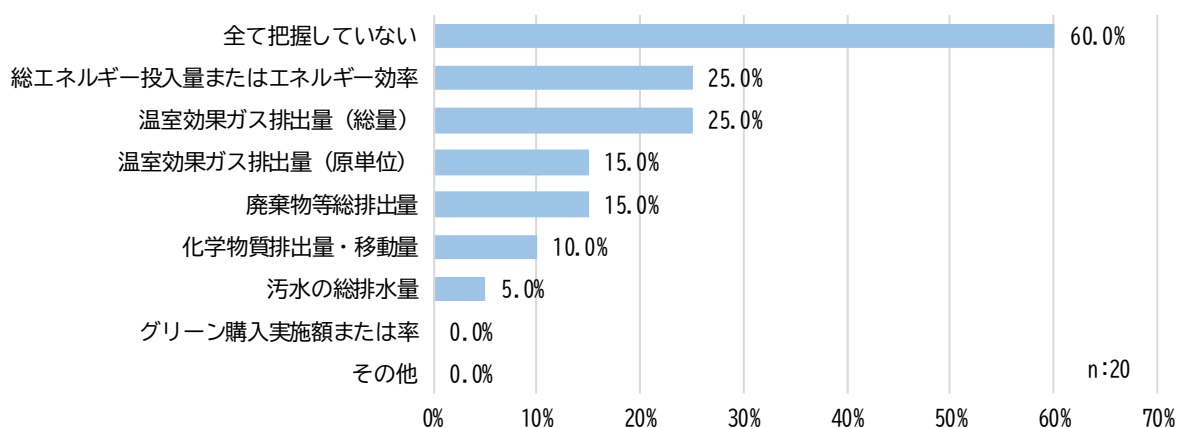


⑤環境負荷に関するデータの把握状況（複数回答）

環境負荷に関するデータに関しては、「全て把握していない」が60.0%と最も多く回答されています。

把握されているデータでは「総エネルギー投入量またはエネルギー効率」と「温室効果ガス排出量（総量）」が25.0%となっています。

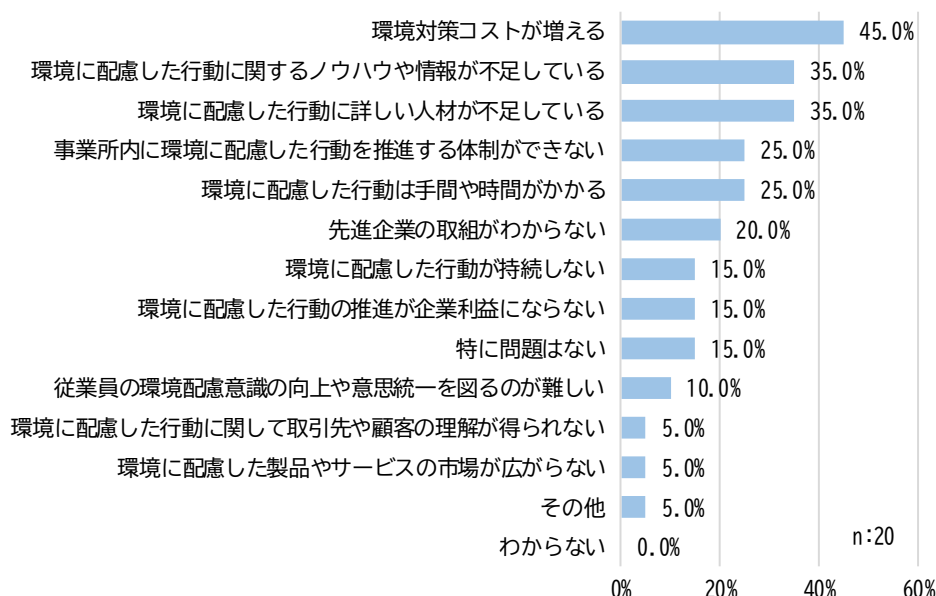
■環境負荷に関するデータの把握状況



⑥環境に配慮した取組を実施する上での課題・問題点（複数回答）

「環境対策コストが増える」が45.0%と最も多く回答されており、次いで「環境に配慮した行動に関するノウハウや情報が不足している」と「環境に配慮した行動に詳しい人材が不足している」が35.0%となっています。

■環境に配慮した取組を実施する上での課題・問題点

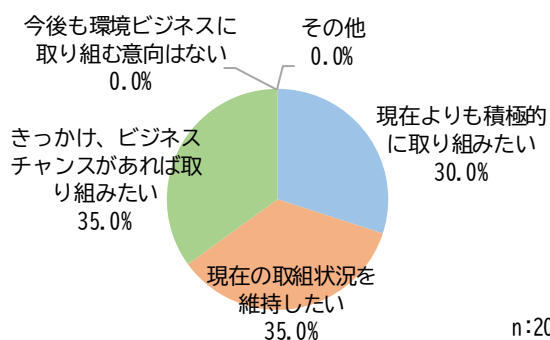


⑦環境ビジネスへの取組意向（単数回答）

「現在の取組状況を維持したい」と「きっかけ、ビジネスチャンスがあれば取り組みたい」がそれぞれ35.0%を占めています。

「現在よりも積極的に取り組みたい」が30.0%となっています。

■環境ビジネスへの取組意向

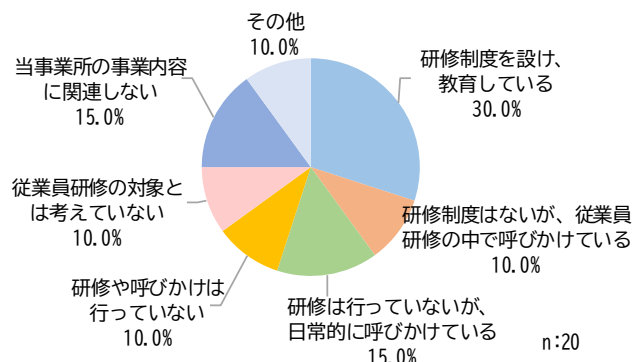


⑧環境教育・啓発の取組状況（単数回答）

計画書記載

「研修制度を設け、教育している」が30.0%、「研修制度はないが、従業員研修の中で呼びかけている」が10.0%、「研修は行っていないが、日常的に呼びかけている」が15.0%併せて55.0%が研修や啓発などを行っています。

■環境に関する従業員教育の取組状況

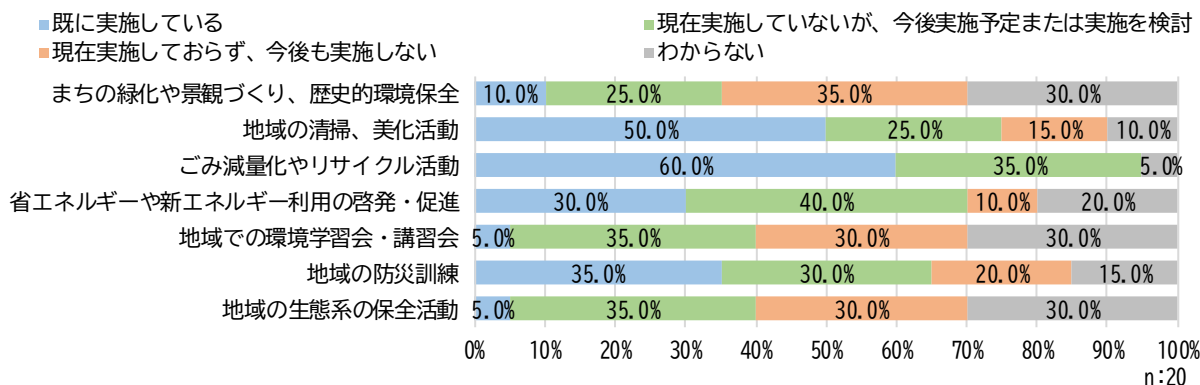


⑨地域社会と連携した取組の実施状況（単数回答）

地域社会と連携した取組のうち、「地域の清掃、美化活動」と「ごみ減量化やりサイクル活動」は50%以上の事業者が実施しています。

「地域での環境学習会・講習会」と「地域の生態系の保全活動」は「既に実施している」事業者が5.0%と少ないものの、「現在実施していないが、今後実施予定または実施を検討」と回答した事業者が35.0%となっています。

■地域社会と連携した環境の取組の実施状況

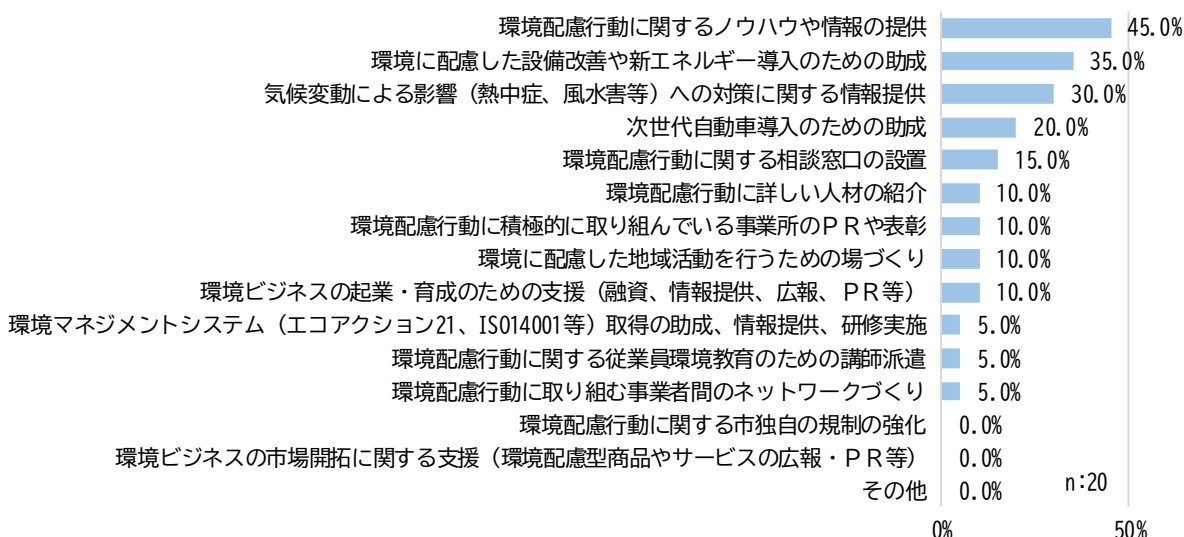


⑩行政に期待する支援（複数回答）

計画書記載

「環境配慮行動に関するノウハウや情報の提供」が45.0%と最も多く、次いで「環境に配慮した設備改善や新エネルギー導入のための助成」が35.0%、「気候変動による影響（熱中症、風水害等）への対策に関する情報提供」が30.0%と多く回答されています。

■東大和市に期待する環境の取組に対する支援



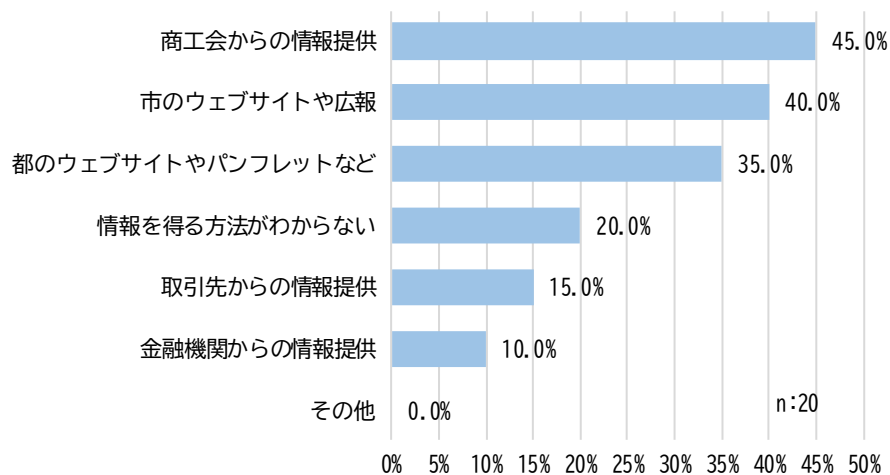
⑪環境に関する情報の取得方法（複数回答）

計画書記載

「商工会からの情報提供」が45.0%、「市のウェブサイトや広報」が40.0%、「都のウェブサイトやパンフレットなど」が35.0%となっています。

「情報を得る方法がわからない」は20%の事業者から回答されています。

■環境に関する支援制度やセミナー等の情報の取得先



⑫東大和市の環境や環境施策に関する意見（自由回答）

以下に自由意見を示します。

- 東大和市様は本当にフットワークが軽く、常に東京都の市区町村を環境施策でリードしていて本当に素晴らしいと感じています。
- 環境を守る取組の大切さは感じています。具体的な情報の提供をお願いします。
- 湖畔地区は公共交通機関が1時間に1本のちょこバスしかなく、高齢者が買い物に使いたくても不便で自家用車を運転して行く方が多いです。コロナ直前に乗り合いタクシーの実証実験がありましたがコロナで利用者が無くそのまま消滅してしまいました。バスや乗り合いタクシーなど便が増えれば自家用車を使用する機会も減り環境対策と高齢者の事故減少にもなり住民減少にもブレーキが掛かると思いますが、役所側はどの様に考えているのでしょうか？
- フードドライブの取組は、食品小売業として実施できると良いこととは思っていましたが、管理や運び先の観点から難しくなっていました。市の主導での取組に参加させていただき、ありがとうございました。
- 手間がかかる気がしている。

⑬東大和市で実施したい連携協定に基づく、環境関連の取組（自由回答）

東大和市と連携協定を結んでいる事業者には、今後実施したい環境関連の取組を質問しました。

以下に自由意見を示します。

- 市民の皆様の熱中症対策として弊社としても何か関連付けて活動が出来ればと思います。
- 資源分別の呼びかけ

4) 小学5年生アンケートの結果

①日常における環境の取組（単数回答）

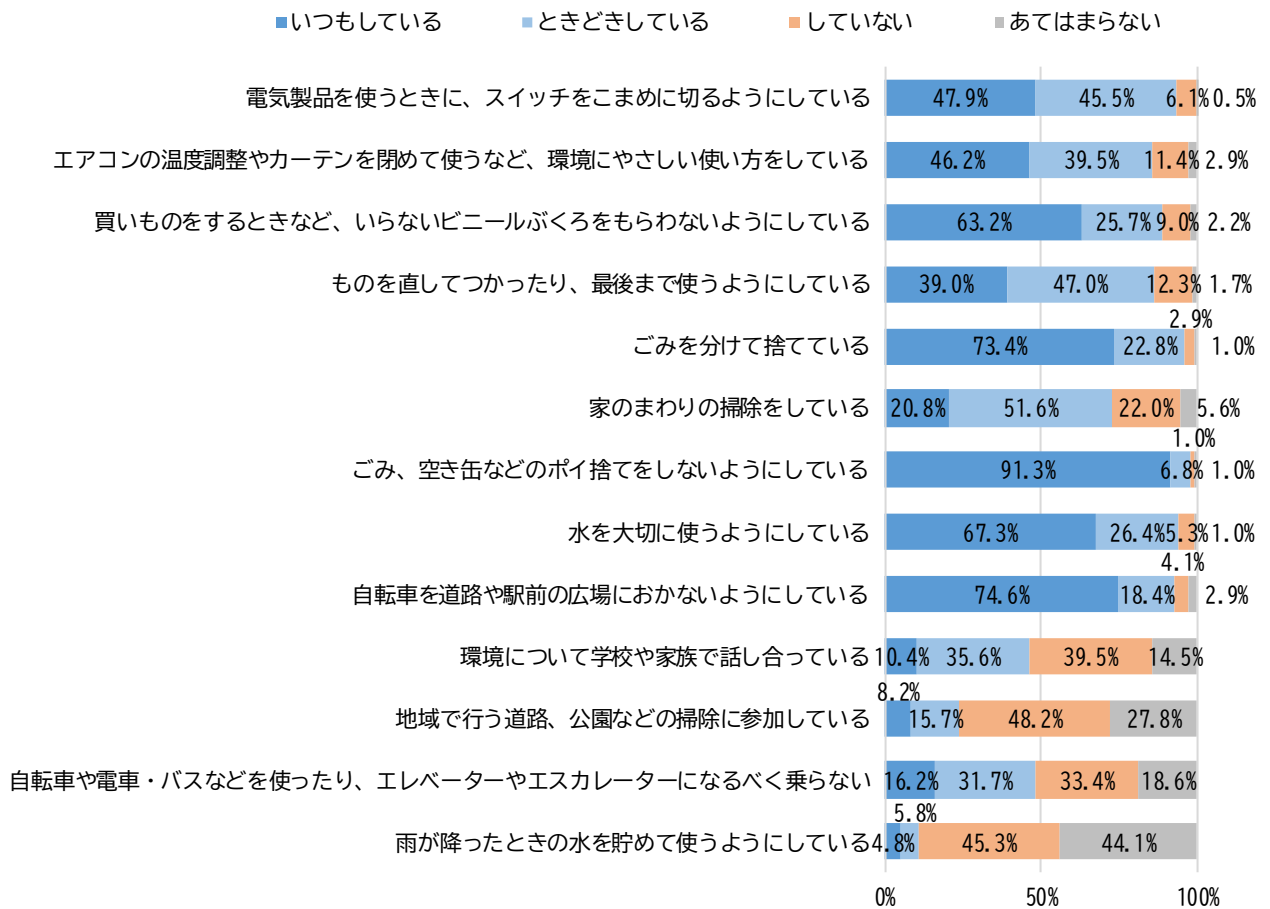
計画書記載

「ごみ、空き缶などのポイ捨てをしないようにしている」は91.3%が「いつもしている」と回答するなど、ごみの分別や適切な廃棄の取組の実施率が高いです。

「電気製品を使うときに、スイッチをこまめに切るようにしている」や「水を大切に使うようにしている」、「自転車を道路や駅前の広場におかないようにしている」の実施率も高いです。

「地域で行う道路、公園などの掃除に参加している」の実施率は低いです。

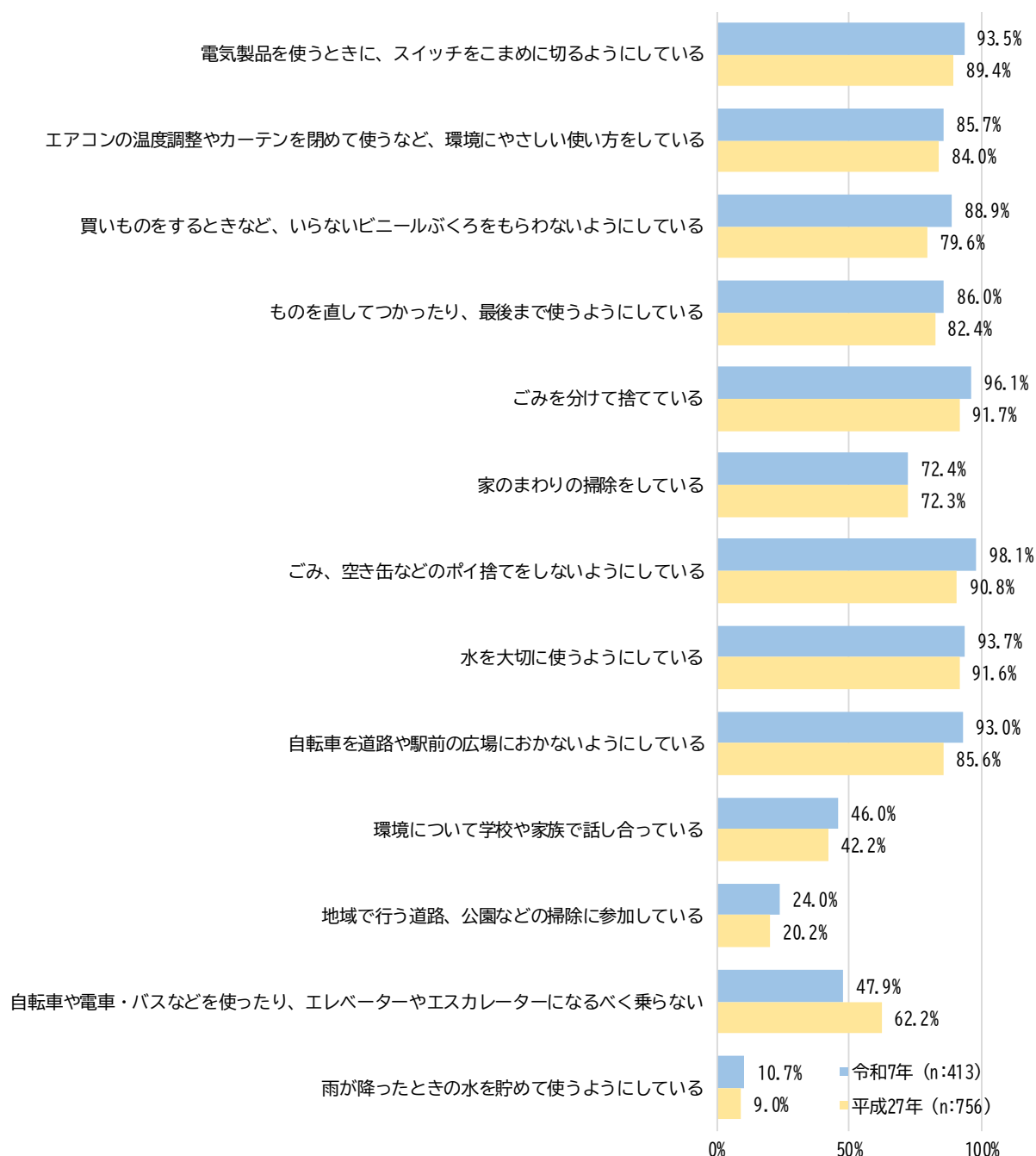
■日常における環境の取組の実施状況



(n:413)

「家のまわりの掃除をしている」と「地域で行う道路、公園などの掃除に参加している」以外の取組の実施率は向上しています。

■環境の取組の実施について「いつもしている」と「ときどきしている」の合計値の10年前との比較



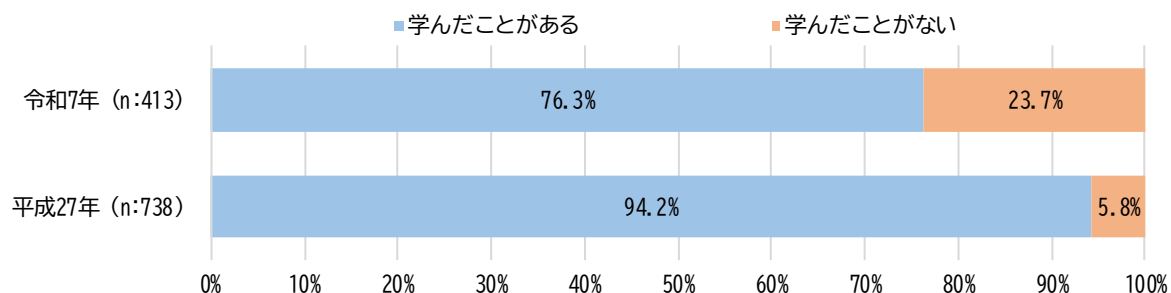
②環境学習経験の有無（単数回答）

計画書記載

環境について「学んだことがある」と回答した児童の割合は76.3%となっています。

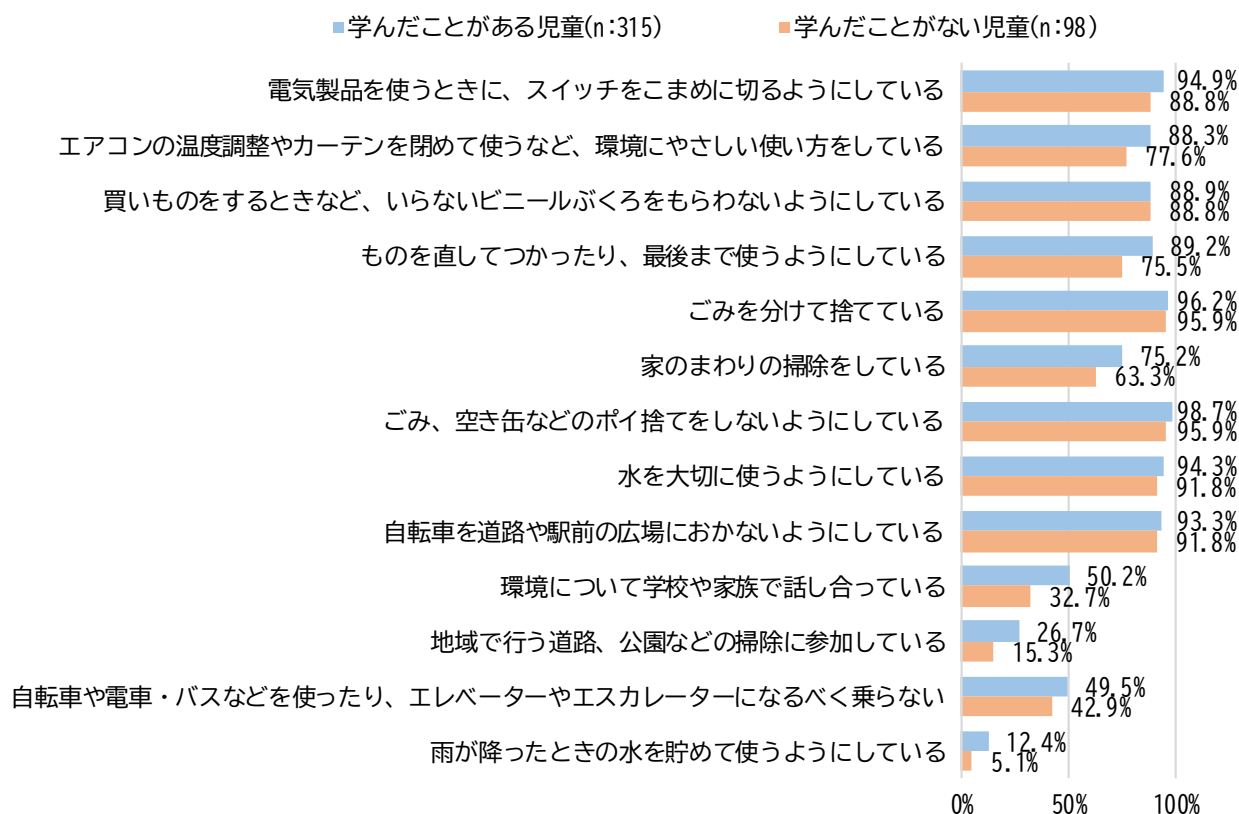
10年前に比べて「学んだことがある」と回答した児童の割合は減少しています。

■環境について学んだことのある児童の割合と10年前との比較



環境について学んだことがあると回答した児童は、学んだことがないと回答した児童に比べて環境にやさしい行動の実施率が高く、特に「環境について学校や家族で話し合っている」の実施率において、環境学習の経験による違いが、顕著に反映されています。

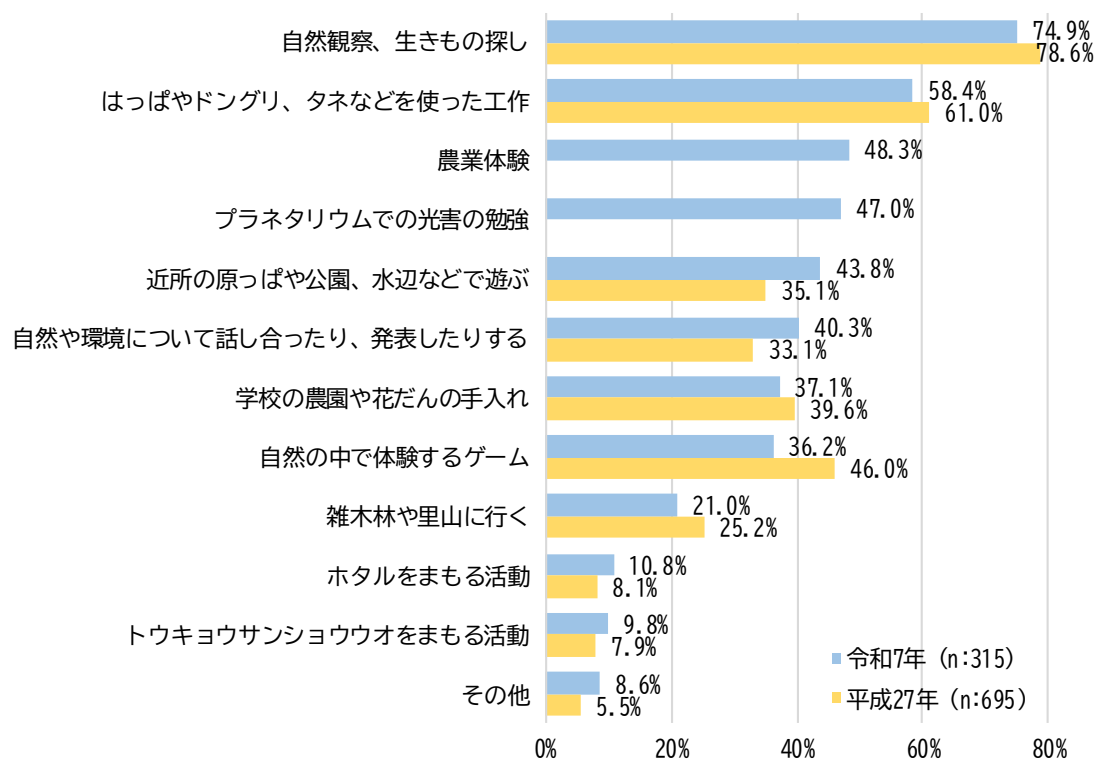
■環境学習経験の有無別の小学5年生の環境にやさしい行動の実施状況（「いつもしている」「ときどきしている」の合計）



③環境について学んだ内容（複数回答）

「自然観察、生き物探し」と「はっぱやドングリ、タネなどを使った工作」を学んでいる児童が、10年前と変わらず多くなっています。

■環境について学んだ内容と10年前との比較



※農業体験とプラネタリウムでの光害の勉強は令和7年調査の追加項目

④環境について知っている言葉（複数回答）

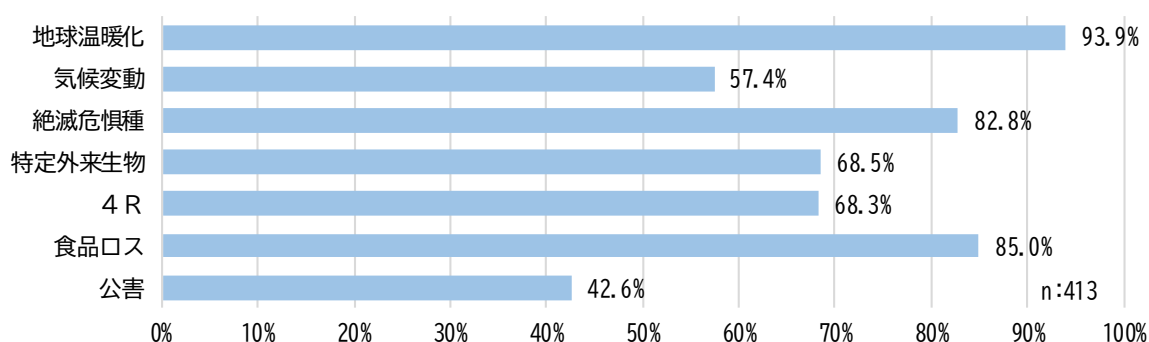
計画書記載

「地球温暖化」は93.9%が、「食品ロス」と「絶滅危惧種」は80%強が知っています。

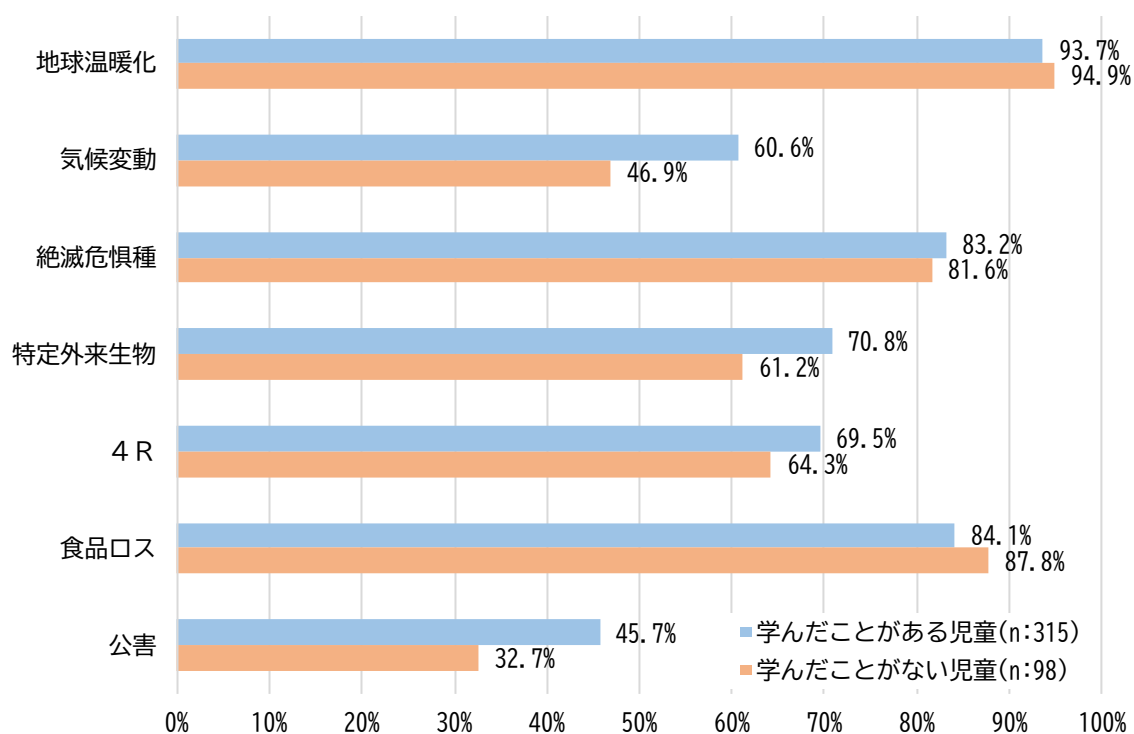
「気候変動」は42.6%と他の言葉に比べて知られていません。

環境について学んだことがあると回答した児童は、学んだことがないと回答した児童に比べて環境に関する言葉の中で「気候変動」や「特定外来生物」、「公害」といった言葉を知っている割合が高くなっています。

■環境について知っている言葉



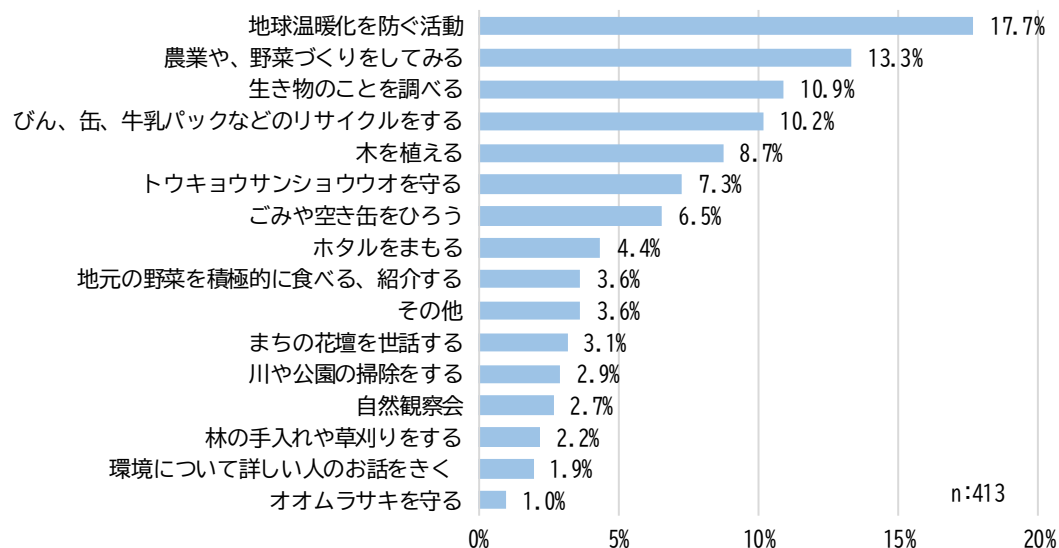
■環境学習経験の認識別の環境に関する言葉の認知度



⑤参加したい環境保全活動（複数回答）

「地球温暖化を防ぐ活動」や「農業や、野菜づくりをしてみる」が多く回答されています。

■参加したい環境保全活動



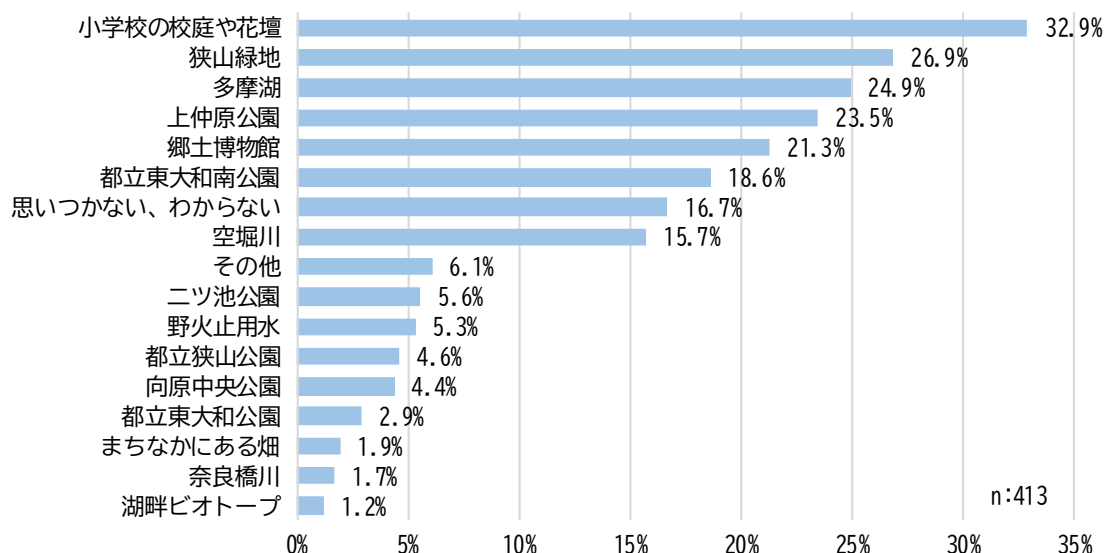
⑥東大和市で自然とふれあえる場所（複数回答）

計画書記載

「小学校の校庭や花壇」が32.9%と最も多く回答されています。

次いで、「狭山緑地」「多摩湖」が多く回答されています。

■東大和市で自然とふれあえる場所



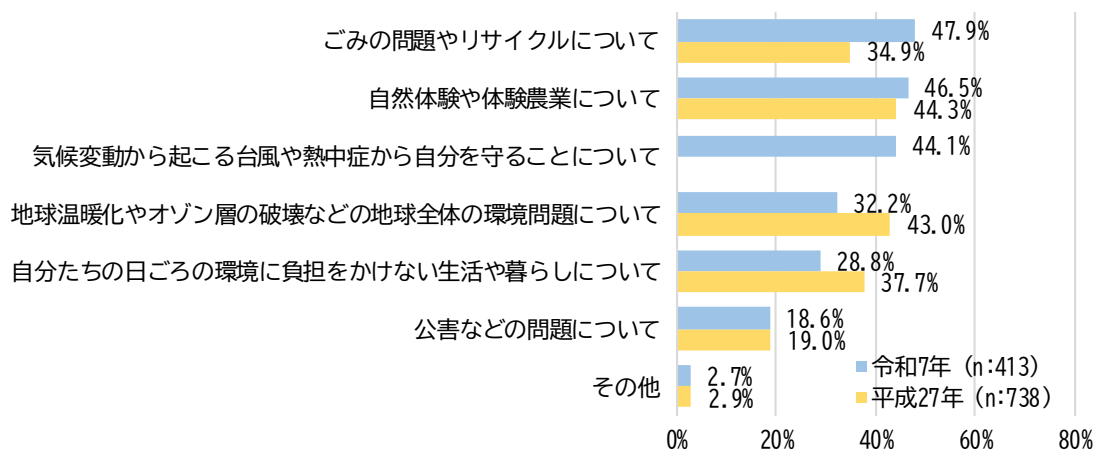
⑦今後学んでみたい環境のこと（複数回答）

計画書記載

「ごみの問題やリサイクルについて」が47.9%と最も多く、次いで「自然体験や体験農業について」が多く回答されています。

10年前と比べて「ごみの問題やリサイクルについて」の回答率が増加した一方で、「地球温暖化やオゾン層の破壊など地球全体の環境問題について」や「気候変動から起こる台風や熱中症から自分を守ることにについて」の回答率は減少しています。

■今後学んでみたい環境のこと

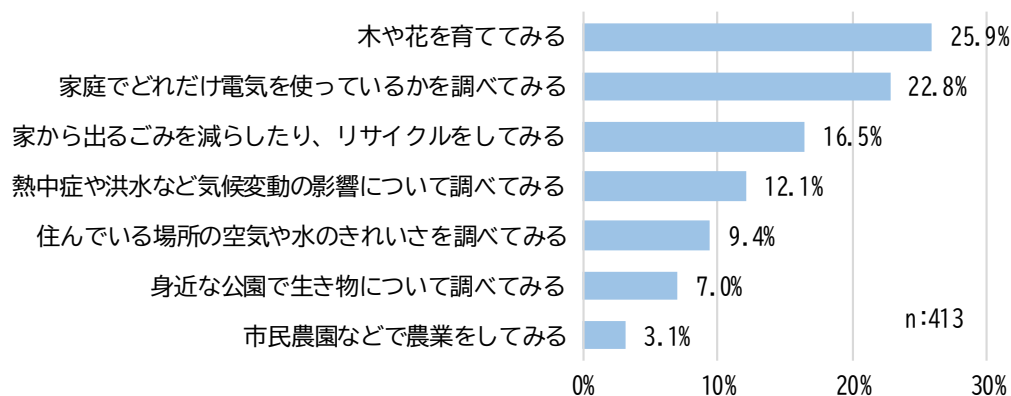


※気候変動から起こる台風や熱中症から自分を守ることにについては令和7年調査の追加項目

⑧家族と一緒にしたいと思う環境にやさしいこと（複数回答）

「木や花を育ててみる」が25.9%と最も多く、次いで「家庭でどれだけ電気を使っているかを調べてみる」が多く回答されています。

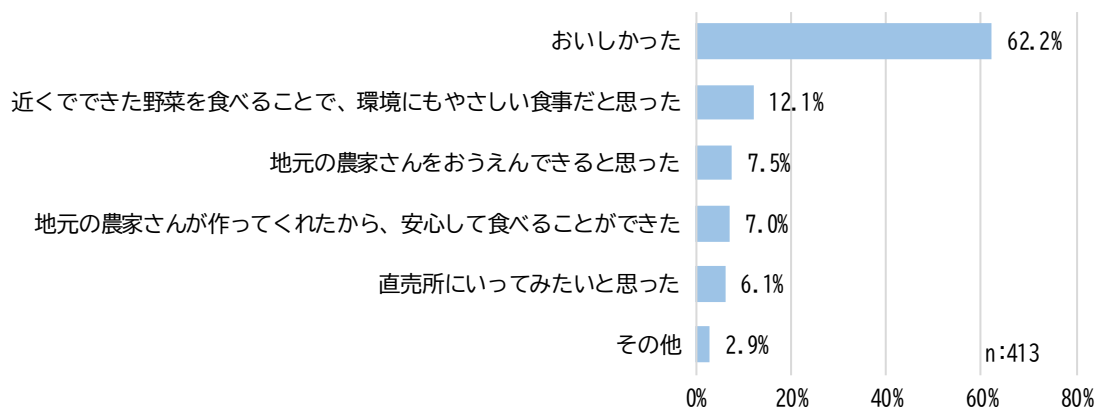
■家族と一緒にしたいと思う環境にやさしいこと



⑨地元野菜を使った学校給食について（複数回答）

「おいしかった」が62.2%と最も多く回答されています。

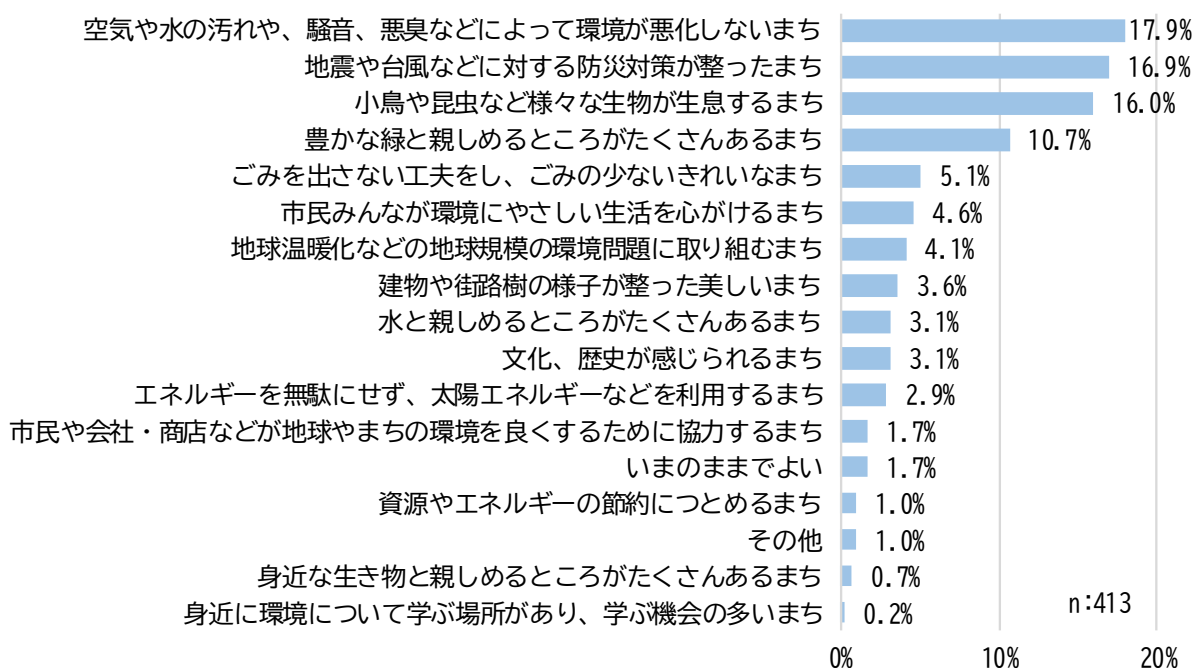
■地元野菜を使った学校給食についての感想



⑩東大和市に期待する環境の未来について（複数回答）

「空気や水の汚れや、騒音、悪臭などによって環境が悪化しないまち」や「地震や台風などに対する防災対策が整ったまち」、「小鳥や昆虫など様々な生物が生息するまち」が多く回答されています。

■東大和市に期待する環境の未来



5) 市民等アンケート調査のまとめ

現況調査の結果を下記に整理します。

a) 市民アンケートの結果

①環境全般に関すること

- 市民の環境問題への関心は、10 年前と比べて、大きな変化はありません。
- 多くの市民が日常生活における一人ひとりの行動が環境に大きな影響を及ぼしていると考えています。

②行政の環境施策に関すること

- 市民は特に「緑の保全、緑化の推進」、「ごみの減量、リユース・リサイクルの推進」、「狭山丘陵の自然の保全」を市の施策として求めています。
- 環境教育や環境学習では、「自然体験、自然の中での遊びができる場・機会の充実」への期待が高くなっています。
- 環境の取組の認知度では、「公共施設やリサイクル協力店での資源回収」が市民に良く知られている一方で、「公共施設の太陽光発電設備の導入」と「公用車の次世代自動車の導入」など行政の脱炭素化の取組はあまり知られていません。
- トウキョウサンショウウオの保全活動や野火止用水・野火止緑地の維持管理などは、活動場所の周辺に住む人の認知度が他の地域に住む人よりも高くなっています。

③環境に関する家庭での取組に関すること

- 家庭での環境保全の取組のうち、「ごみの分別を徹底する」、「近隣の迷惑となるような騒音、悪臭を出さない」、「緑や水辺を汚さない」、「ごみのポイ捨ては勿論、ごみは必ず持ち帰る」といった取組はほとんどの市民が行っています。
- 「まちの美化活動など環境に関するボランティア活動やイベントに参加する」や「環境に関する学習会や観察会、環境保全活動などに参加する」といった活動への参加は低いものの、今後実施したい人が4割程度います。
- 何をすればよいのかが分からないことが環境保全に関する取組実施の障害となっています。

④東大和市の環境への評価

- 周辺環境の満足度では、「狭山丘陵の自然」と「緑の豊かさ」、「空気のきれいさ」、「まちの静けさ」などの満足度が高く、「川のきれいさ」や「公園や広場の利用しやすさ」、「まちの清潔さ（ごみの散乱がないこと）」を良くなったと評価する市民が多くいます。

⑤脱炭素化の取組に関すること

- 「省エネ照明」や「省エネ性能の高いエアコン」などの省エネ家電の導入は進んでいます。
- 「太陽光利用設備（太陽光発電システムなど）」、「蓄電システム」などの再生可能エネルギー設備の導入は進んでいない状況です。

⑥自然環境に関すること

- 市内で自然とふれあえる場所は多摩湖と市立狭山緑地と考えられています。

⑦環境の将来像に関すること

- 「空気や水の汚れや、騒音、悪臭などによって環境が悪化しないまち」や「豊かな緑と親しめるところがたくさんあるまち」、「地震や台風などに対する防災対策が整ったまち」などの自然環境や生活環境に関するニーズが高くなっています。

b)事業者アンケートの結果

①環境全般に関すること

- 多くの事業者が日常生活における一人ひとりの行動が環境に大きな影響を及ぼしていると考えています。

②環境の取組に関すること

- 事業所内での省エネ行動や省エネ機器の導入、ごみの分別、再使用、再資源化の徹底などは実施率が高くなっています。
- 環境に関するボランティア活動やイベントへの参加・協力や太陽光利用設備・次世代自動車の導入といった取組の実施率は低い状況にあります。
- 環境に配慮した取組を行う上での、主な課題はコストの増大やノウハウや情報、人材の不足となっています。
- 環境ビジネスについては3割が現在よりも積極的に取り組みたいと回答しています。
- 半数以上の事業者が地域の清掃、美化活動やごみ減量化やリサイクル活動に取り組んでいます。
- 地域での環境学習会・講習会や地域の生態系の保全活動については、実施率は低いものの、今後実施したいという事業者が4割弱います。

③行政に期待すること

- 行政の施策について、環境配慮行動に関するノウハウや情報の提供や環境に配慮した設備改善や新エネルギー導入のための助成、気候変動による影響（熱中症、風水害等）への対策に関する情報提供を求める事業者が多くなっています。

c)小学5年生アンケートの結果

①環境の取組に関すること

- ごみの分別や適切な廃棄の取組、節電・省エネに関する取組の実施率が高くなっています。
- 環境について学んだことがあると回答した児童は環境にやさしい取組の実施率が高く、特に「環境について学校や家族で話し合っている」の実施率が環境について学んだことがないと回答した児童に比べて顕著に高くなっています。
- 環境保全活動の中では、地球温暖化を防ぐ活動や農業や、野菜づくりをしてみたいという児童が多いです。
- 家族としてみたい取組では、木や花を育ててみることや家庭でどれだけ電気を使っているかを調べてみるものが多く回答されました。

②環境学習に関すること

- 小学校で環境教育は行われているものの、環境について学んだことがないと回答した児童がみられました。
- 環境教育としては、自然観察、生き物探しなどを経験した児童が多いです。
- ごみの問題やリサイクル、自然体験や体験農業について学びたいという児童が多く見られました。

③自然環境に関すること

- 自然とふれあえる場所としては小学校の校庭や花壇、市立狭山緑地や多摩湖と考えられています。

④環境の将来像に関すること

- 「空気や水の汚れや、騒音、悪臭などによって環境が悪化しないまち」や「地震や台風などに対する防災対策が整ったまち」、「小鳥や昆虫など様々な生物が生息するまち」のニーズが高くなっています。

第三次東大和市環境基本計画
(令和 9 (2027) 年度～令和 18 (2036) 年度)

発行：令和 9 (2027) 年 3 月
東大和市

編集：東大和市 市民生活部 環境対策課
東京都東大和市中央 3 丁目 930 番地
TEL 042-563-2111(代)

